

足立区 障がい者計画

あだちノーマライゼーション推進プランⅣ

(令和6年度から11年度まで)

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

(令和6年度から8年度まで)

令和6年3月

足立区

福祉部 障がい福祉課

衛生部 中央本町地域・保健総合支援課

目次

第1章 計画の位置付け

| | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 2 |
| 3 | 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の位置づけ | 3 |
| 4 | 計画の体系 | 4 |

第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 国の考え方 | 5 |
| 2 | 足立区の考え方 | 6 |

第3章 足立区がめざす障がい福祉

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 基本理念 | 7 |
| 2 | 成果指標の進捗状況と目標値 | 8 |

第4章 施策の体系

| | | |
|--|--------|----|
| | 施策の体系図 | 11 |
|--|--------|----|

第5章 基本方針と成果目標

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 国の成果目標に対する足立区の目標 | 13 |
| 2 | 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図 | 23 |

第6章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | サービス見込量及び確保のための方策 | 25 |
| 2 | 活動指標の進捗状況と今期の取り組み方針 | 31 |

第7章 資料

| | | |
|--|-----------|-----|
| | 計画策定基礎データ | 112 |
|--|-----------|-----|

第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景

(1) 障害に関する主な法令改正一覧

| 公布年度 | 法令名 | 主な内容 |
|-------------|--|--|
| 平成30年 6月 | 【新規】 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法) | 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進をめざしたものです。 |
| 令和元年 6月 | 【新規】 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法) | 障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字や活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。 |
| 令和2年 12月 | 【新規】 聴覚障害者による電話の利用の円滑化に関する法律 | 聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的として、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス制度を創設したりしました。 |
| 令和3年 6月 | 【新規】 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法) | 医療的ケア児とその家族の負担を軽減し、離職を防止し、健やかな成長を図ることを目的としたものです。 |
| 令和4年 5月 | 【新規】 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) | 障がい者があらゆる分野の活動に参加するために、必要な情報を取得・利用し、意思疎通できるようにすることを目的としたものです。国や地方公共団体は、そのための施策を総合的に推進する責務を負い、民間事業所にも努力義務が規定されています。 |
| 令和4年 6月 | 【改正】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) | 「合理的配慮の提供」について、本改正法により、事業者も努力義務から義務化されることとなり、令和6年4月から施行されます。 |
| 令和4年 6月 | 【改正】 児童福祉法等の一部を改正する法律 | 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童発達支援センターの役割がより明確になるとともに、機能強化等が規定されました。 |
| 令和4年 12月 | 【改正】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 | 障がいのある人が、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築をめざしたものです。 |

(2) 計画策定の背景になる国や足立区の動向

- ア 障がい者の人権及び基本的自由を保障し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「**障害者の権利に関する条約**」について、平成26年1月に批准し、同年2月に同条約は我が国において効力が生じました。
- イ 近年の動きとしては、「**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)**」が令和元年6月より、「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)**」が令和3年9月より施行されています。
- ウ 障がい者の情報取得に関する法令として、令和4年には「**障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)**」が制定され、障がいのある人が情報を十分に取得できるよう、各種施策を行うことが位置づけられました。
- エ 「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)**」も、令和4年12月に改正され、障がい者が、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指したものとなっています。
- オ 足立区では、平成30年度に「**足立区障がい者計画**」、令和3年度に、「**第6期足立区障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画**」を策定し、各種障がい者施策を実施してきました。
- カ このたび、社会情勢の変化や、国から示された第5次障害者基本計画(令和5年度から令和9年度までの5年間)を受けて、現行計画の計画年度終了にあたり、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定するものです。
- キ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたっては、「**障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針**」に即し、サービスの提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画として定めます。

2 計画の期間

- ア 障がい者計画は、令和6年度からの6年間の計画として、令和11年度を目標年度として策定します。
- イ 障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき、令和6年度から3年間の計画として策定しますが、令和11年度について最終目標年度という位置づけで、参考で目標値を示します。

| 名称 (根拠法) | 令和6 2024年度 | 令和7 2025年度 | 令和8 2026年度 | 令和9 2027年度 | 令和10 2028年度 | 令和11 2029年度 |
|-----------------------|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 障がい者計画 (障害者基本法) | 足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ | | | | | |
| 障がい福祉計画 (障害者総合支援法) | 第7期 障がい福祉計画 | | | 第8期 障がい福祉計画 | | |
| 障がい児福祉計画 (児童福祉法) | 第3期 障がい児福祉計画 | | | 第4期 障がい児福祉計画 | | |

3 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の位置づけ

足立区障がい者計画 ノーマライゼーション推進プランⅣ

令和6年度から令和11年度

障害者基本法第11条第3項に基づく計画で、区の障がい者のための基本的な施策を定める計画です。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を前期、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を後期と捉え、一体的に策定します。

策定にあたっては、足立区総合計画(基本構想・基本計画)との整合を図るとともに、地域保健福祉計画の内容とも整合を図ります。

第7期障がい福祉計画

令和6年度から令和8年度

障害者総合支援法第88条第1項に基づき、主務大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保等を示すものです。

策定にあたっては、国が令和5年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づきます。

第8期障がい福祉計画

令和9年度から令和11年度

第7期障害福祉計画と第3期障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間ですが、障がい者計画の最終年となる、令和11年度の目標値も参考で示します。

第3期障がい児福祉計画

令和6年度から令和8年度

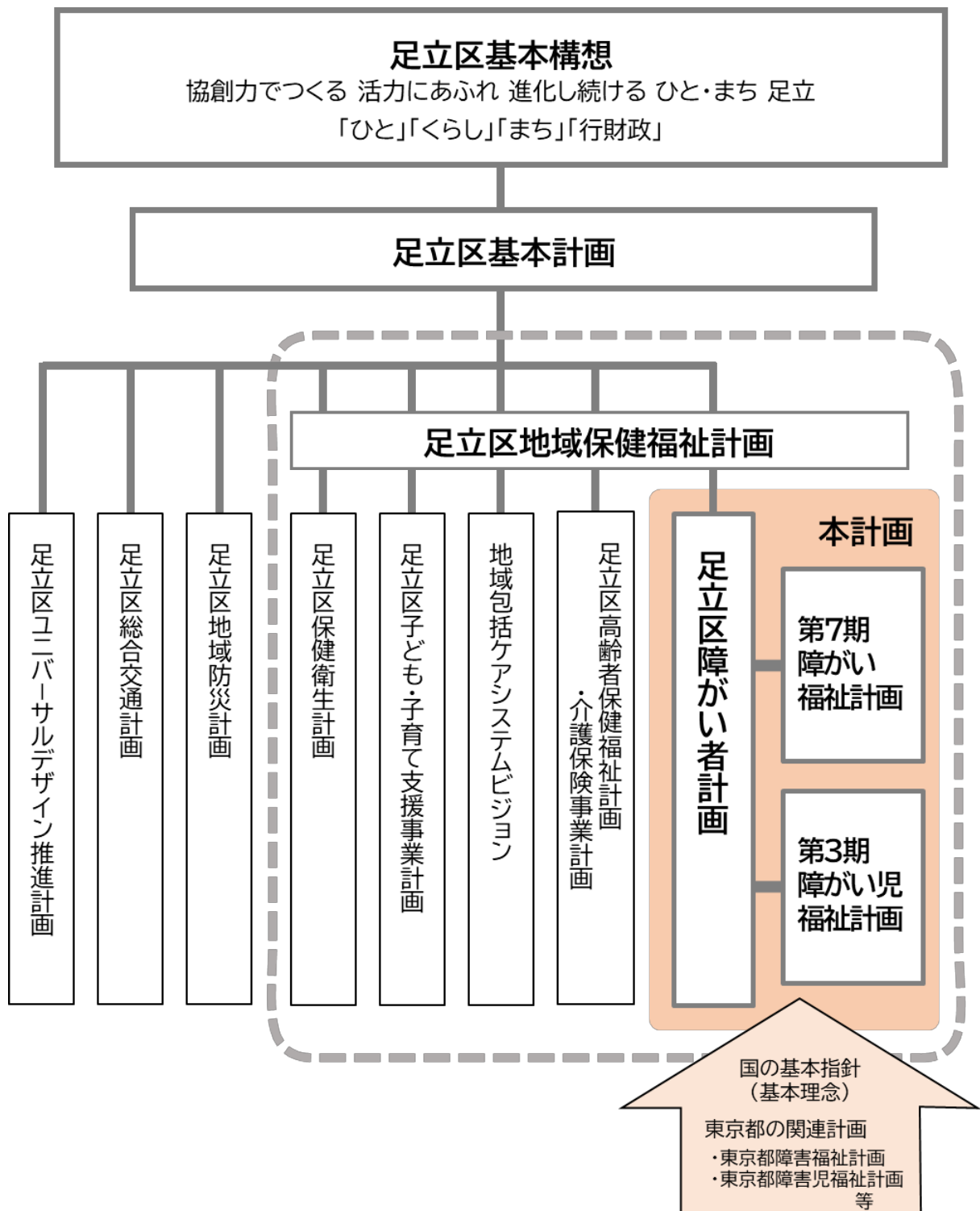
児童福祉法第33条の20第1項に基づき、主務大臣が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する内容を定めたものです。

第4期障がい児福祉計画

令和9年度から令和11年度

4 計画の体系

- ア 本計画は、「足立区基本構想」が掲げる将来像「協創力で作る 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」及び、その実現に向けた4つの視点(「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」)に基づいて、施策と活動指標を体系化することにより、調和と整合性を図っています。あわせて、「足立区基本計画」とも整合を図ります。
- イ 令和5年度に策定予定の「足立区地域保健福祉計画」を本計画の上位計画としています。障がい施策だけでは対応が困難で、複合・複雑化する課題を持つ方々に対する包括的な支援策として、「足立区地域保健福祉計画」が定める基本方針を踏まえます。



第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 国の考え方

国が定める「基本指針」は、「障害者総合支援法」第87条第1項、及び「児童福祉法」第33条の19第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、この基本指針に即して、区市町村及び都道府県が策定するとされており、令和5年5月19日に告示された第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針で示された、令和8年度末までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る7項目21の目標(以下、「成果目標」という。)は、下表のとおりです。この成果目標に対する足立区の現状と目標値は、第5章(13頁～18頁)で示します(国が示す成果目標のうち、網掛け項目は都道府県が策定する目標)。

| 国が示す成果目標 | | |
|----------|-------------------------|--|
| 1 | 施設入所者の地域生活への移行 | ① 地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上 |
| | | ② 施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減 |
| 2 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 |
| | | ② 精神病床における1年以上入院患者数の目標値設定 |
| | | ③ 精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上 |
| 3 | 地域生活支援の充実 | ① 各区市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。 |
| | | ② 強度行動障害を有する者に関し、各区市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。 |
| 4 | 福祉施設から一般就労への移行等 | ① 一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 |
| | | ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上 |
| | | ③ 就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 |
| | | ④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上 |
| | | ⑤ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 |

| 国が示す成果目標 | | |
|----------|--------------------------------|---|
| 5 | 障害児支援の提供体制の整備等 | ① 児童発達支援センターの設置:各区市町村又は各圏域に1か所以上 |
| | | ② 全区市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 |
| | | ③ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 |
| | | ④ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等:各区市町村又は圏域に1か所以上 |
| | | ⑤ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置 |
| | | ⑥ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置 |
| 6 | 相談支援体制の充実・強化等 | ① 各区市町村において、基幹相談支援センターを設置等 |
| | | ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 |
| 7 | 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 各都道府県及び各区市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 |

2 足立区の考え方

足立区では、国が示した基本指針や、区における上位計画である足立区基本構想及び基本計画に基づいて、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」 「足立区第6期障がい福祉計画」 「足立区第2期障がい児福祉計画」を策定し、その基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」に向けた取り組みを進めてきました。

足立区第7期障がい福祉計画・足立区第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」で定めた成果指標・活動指標について、平成30年度から令和5年度にかけての進捗状況の確認を行いました。

また、障がいに関する手帳等を有する障がい者・障がい児及び障害福祉サービス等事業所の実態とニーズを明らかにすることを目的として、令和4年度に区内在住の障がい者、障がい児の保護者、区内障害福祉サービス等事業所を対象とした、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果から明らかになった実態や課題、ニーズと、令和2年度から令和5年度の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況を踏まえ、新たに示された国の指針や他の足立区の各種関連計画との整合性や調和を図りながら、国の成果目標に関する足立区の目標数値を本計画で決めました。

あわせて足立区障がい者計画で定めた成果指標・活動指標を見直し、令和6年度から8年度までの目標値を設定しています。

第3章 足立区がめざす障がい福祉

1 基本理念

- ア 基本理念については、障害者基本法の考え方にに基づき、障がいのある人もない人も、だれもが住み慣れたまちで、共に安心して生活し続けられる社会の実現をめざします。
- イ そのため、現計画の基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」を基本理念として、引き続き継承します。

**障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、
共に安心して生活し続けられる足立区の実現**

(1) 基本理念と基本構想・基本計画との関連について

ア 協創との関係

- ① 足立区基本構想の中では、障がいのある人などの多様な個が、夢や希望に向けてチャレンジするためには、互いの個性や価値観を認め合い、ゆるやかにつながり、支え合うことで、より一層力を発揮すると位置づけられ、そのしくみを「協創」と定めています。
- ② 「互いの個性や価値観を認め合う」という考え方は、障がい理解等を進める上で重要であり、全ての障がいのある人が安心して暮らすためには必要なことです。

イ 基本的方向性について

視点1「ひと」

- ① 本項目は、基本計画では、施策群4「多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する」に対応しています。
- ② 柱立てとしては、人材の育成、障がい理解に関する内容となっており、基本構想にある「多様性を認め合う」という考え方に対応しています。

視点2「くらし」

- ① 本項目は、基本計画では、施策群7「高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する」に対応しています。
- ② 柱立てとしては、乳幼児期からの切れ目ない支援や、就労支援、芸術・文化、複合的な相談体制の整備、情報バリアフリー、住まいなどとなっています。

視点3「まち」

- ① 本項目は、基本計画では、施策群9「災害に強いまちをつくる」及び施策群10「便利で快適な道路・交通網をつくる」に対応しています。
- ② 柱立てとしては、安心安全なまちづくりの実現と、便利で快適な道路・交通、都市基盤の整備となっています。

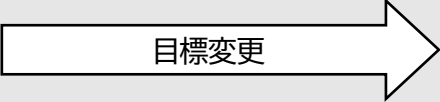
視点4「区」（基本構想は「行財政」）

- ① 本項目は、基本計画では、施策群13「多様な主体による協働・協創を進める」に対応しています。
- ② 柱立てとしては、障がい者施策単独ではなかなか対応が困難で、行政内部だけでなく、外部機関との連携が求められる項目を整理しています。

2 成果指標の進捗状況と目標値

足立区障がい者計画で定めた、4つの視点に基づく成果指標は下表のとおりです。令和5年度末の目標値に対する達成状況及び国の基本指針を踏まえ、令和8年度の間評価、令和11年度の目標値を設定しました（令和2年度と5年度の数値は、上段が目標値、中段が実績値、下段が目標値に対する達成率＝実績値÷目標値×100です）。

| 視点 | 成果指標・目標 | ノーマライゼーション推進プランⅢ | | | 推進プランⅣ | |
|---|--|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | | 計画作成時 | 中間年 | 最終年 | 中間目標 | 目標値 |
| | | 平成29年度 2017年度 | 令和2年度 2020年度 | 令和5年度 2023年度 | 令和8年度 2026年度 | 令和11年度 2029年度 |
| 【ひと】 障がい者福祉を支えるひとづくり (心のユニバーサルデザイン) | ①日常生活の中で、周囲から配慮されていると思う障がい者の割合 | — | 35.0% | 40.0% | 35.0% | 40.0% |
| | | — | 35.6% | 33.4% | | |
| | | — | 101.7% | 83.5% | | |
| | ②「自らを含めた地域の人々が、日常生活の中で、高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合 | — | 45.0% | 50.0% | 45.0% | 50.0% |
| | | — | 34.3% | 34.9% | | |
| | | — | 76.2% | 69.8% | | |
| 【くらし】 いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 | ③「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合 | — | 48.0% | 50.0% | 40.0% | 45.0% |
| | | — | 34.6% | 36.2% | | |
| | | — | 72.1% | 72.4% | | |
| | ④支援が必要と思われる就学前(1歳～5歳児)の乳幼児のうち、発達相談につながった割合 | 60.0% | 65.0% | 68.0% | 70.0% | 70.0% |
| | | — | 100.0% | 97.1% | | |
| | | — | — | — | | |
| ⑤福祉施設から一般就労への移行実績を令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍とする | 87人 (28年度) | (131人) | (139人) | 134人 | 150人 | |
| | | 87人 | 106人 | | | |
| | | 66.4% | 76.3% | | | |

| 視点 | 成果指標・目標 | ノーマライゼーション推進プランⅢ | | | 推進プランⅣ | |
|----------------------------------|--|---|-----------------|-----------------|---|------------------|
| | | 計画作成時 | 中間評価 | 目標値 | 中間目標 | 目標値 |
| | | 平成29年度 2017年度 | 令和2年度 2020年度 | 令和5年度 2023年度 | 令和8年度 2026年度 | 令和11年度 2029年度 |
| 【まち】 安心して生活 できる社会基 盤の整備 | ⑥「快適で安全なまちである」と思う障がい者の割合 | 41.5% (27年度) | 41.0% | 43.0% | 45.0% | 48.0% |
| | | | 37.6% | 40.2% | | |
| | | | 91.7% | 93.5% | | |
| | ⑦「快適で安全なまちである」と思う区民の割合 | — | 44.0% | 46.0% | (障がい福祉計画として 目標設定はしない) | |
| | | | 53.4% | 63.1% | | |
| | | | 121.4% | 137.2% | | |
| | ③「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合(再掲) | — | 48.0% | 50.0% | 40.0% | 45.0% |
| | | | 34.6% | 36.2% | | |
| | | | 72.1% | 72.4% | | |
| 【区】 協創を基盤と した共生社会 の実現 | ⑧障がい福祉関連ネットワークの再構築とさらなる推進(協創プラットフォームの構築) |  (目標のため成果指標なし) | | | ⑧重層的支援体制整備事業における「福祉まるごと相談」と連動して、複合的な相談体制を構築する | |
| | ⑨障がいに対する理解と啓発の推進及び共生社会の実現 | | | | (目標のため成果指標なし) | |

【ノーマライゼーション推進プランⅢの評価と目標値の設定】

- ① 日常生活の中で、周囲から配慮されていると思う障がい者の割合
令和5年1月に実施したアンケート調査の結果です。無作為抽出による調査ではありますが、前回令和2年1月調査の結果より2.2%下がってしまいました。
障がいに関する理解・啓発を推進し、増加に転じるよう取り組みます。
- ② 「自らを含めた地域の人々が、日常生活の中で、高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合
令和4年8月に実施した「第51回足立区政に関する世論調査」の結果です。中間評価からほぼ横ばいという結果です。①と同様に、障がいに関する理解・啓発を推進し、増加に転じるよう取り組みます。
- ③ 「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合
①と同じく、令和5年1月に実施したアンケート調査の結果です。増加傾向にはありますが、

目標値を下回っています。

支援の質の向上は、サービス全体を通じて大きな課題になっています。令和6年度より、新たに障がい福祉課に事業者指導を担当する職員を配置し、質の向上という視点で区独自の現地検査体制の構築に取り組みます。

④ 支援が必要と思われる就学前(1歳～5歳児)の乳幼児のうち、発達相談につながった割合

こども支援センターげんきの実績です。ほぼ目標を達成している状況です。

引き続き、足立保健所各保健センターとげんきの連携を強化しつつ、発達相談から必要な支援につなぐことで、こどもの成長と家族支援に取り組みます。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行実績を令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍とする

令和2年度中に一般就労した方は113人で、平成28年度実績87人の約1.3倍となっていて、国の目標を達成できていません。令和2年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、以降毎年実績が減少している状況です。

令和5年度実績はまだ推計ですが、増加に転じていると思われます。

障がい者の法定雇用率の見直しも進んでおり、引き続き一般就労への移行に取り組む障がい福祉施設を支援します。

⑥ 「快適で安全なまちである」と思う障がい者の割合

これも令和5年1月に実施したアンケート調査の結果です。3年前から3ポイント増えていますが、目標値には届いていません。

⑦ 「快適で安全なまちである」と思う区民の割合

②と同じ、世論調査の結果です。防犯対策などのビューティフル・ウィンドウズ運動の成果などで、大幅に上昇しています。

障がい福祉施策に対する満足度に、直接つながるわけではないかもしれませんが、快適で安全なまちでなければ、安心した生活を送ることはできません。

⑧ 障がい福祉関連ネットワークの再構築とさらなる推進(協創プラットフォームの構築)

様々なネットワークの再構築と、そのハブになる自立支援協議会の運営方法の見直しによって、区内事業所の連携は強化されています。一方で、事業所の増加も続き、ネットワークに参加しない事業所もあることが課題です。

引き続き質の向上に取り組みますが、次期の成果目標は、重層的支援体制整備事業と連動し、複合的な相談支援体制の構築に変更します。

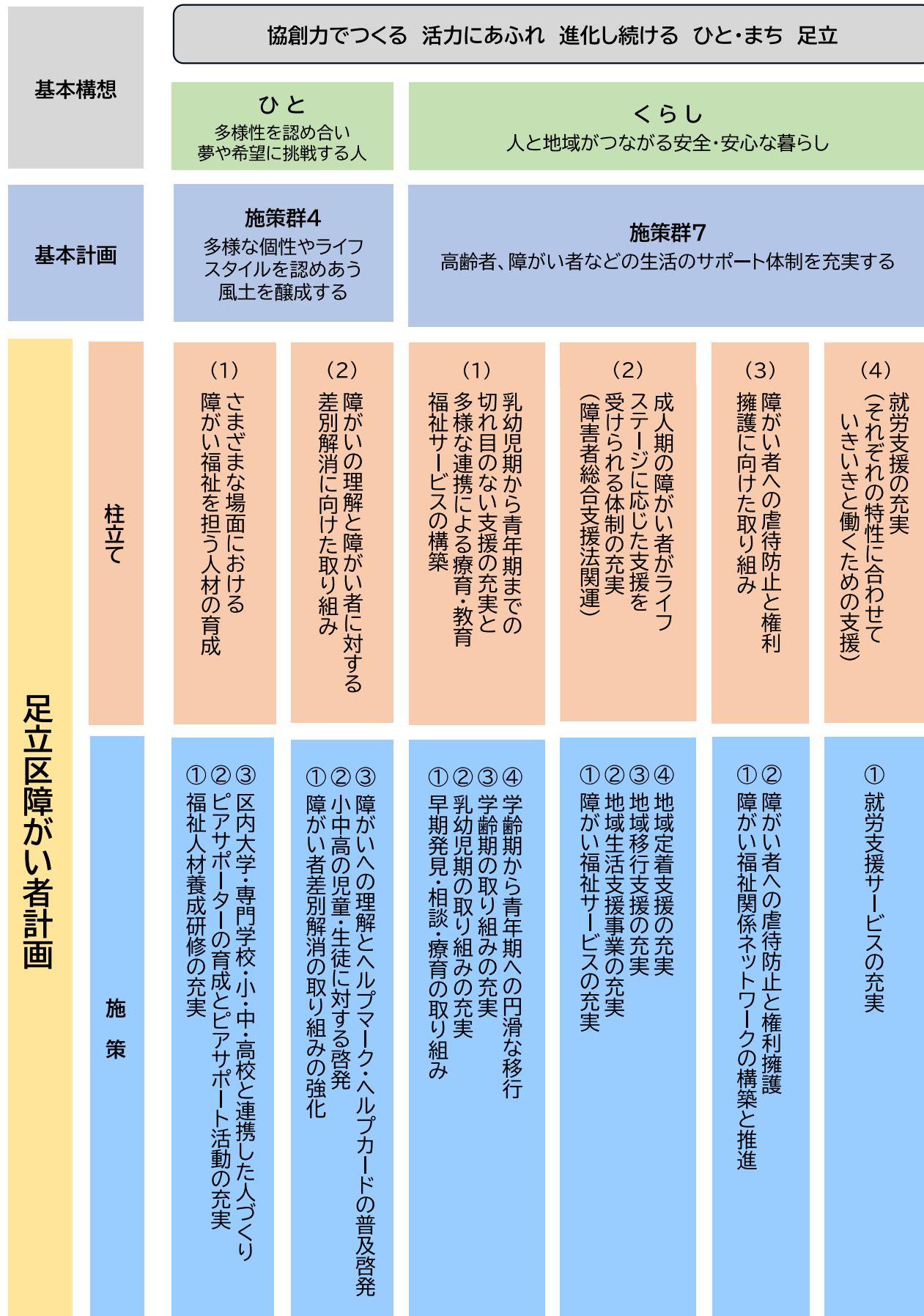
⑨ 障がいに対する理解と啓発の推進及び共生社会の実現

共生社会の実現のためには、区民の障がいに対する理解を深めることが重要です。

小・中学校での啓発授業など、少しずつ増えていますが、コロナ禍で様々なイベントが中止になり、区民向けの啓発事業も止まっていました。

今後、各種イベントの開催なども、コロナ前と同様に戻ると思われるので、多様な機会をとらえ、障がい者理解の啓発に取り組みます。

第4章 施策の体系



協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立

| くらし 人と地域がつながる安全・安心な暮らし | | まち 真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち | | 行財政 様々な主体の活躍と まちの成長を支える行財政 | |
|--|--|------------------------------------|--|---|--|
| 施策群7 高齢者、障がい者などの 生活のサポート体制を充実する | | 施策群9 災害に 強いまちを つくる | | 施策群10 便利で快適な 道路・交通網を つくる | |
| (5) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり | | (6) 相談支援体制の強化と、重度化・高齢化を見据えた拠点の充実 | | (7) 情報バリアフリーと意思疎通支援の充実 | |
| (8) 障がい者の住まいについて | | (1) 安心・安全なまちづくりの実現 | | (2) ユニバーサルデザイン視点から便利で快適な道路・交通網の整備（都市基盤の整備） | |
| (1) 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実 | | (1) 障がい特性に応じた意思疎通支援の充実 | | (1) 地域における精神保健医療体制の基盤整備 | |
| (2) ① 複合的な相談体制の拡充（重層的な支援体制整備） ② 相談支援体制の強化・充実 ③ 地域生活支援拠点等の充実 | | (1) 障がい者の住まいの確保 | | (2) こども・若者の権利が守られる社会の構築 | |
| (2) ① 障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくり ② 水害時個別避難計画の策定と必要な情報発信 ③ 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進 | | (1) 障がい者の住まいの確保 | | (2) ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進 ① 安全な駅の整備 ② 安全に利用できる道路環境の整備 ④ スムーズに移動できる交通環境の整備 | |
| (2) ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | | (1) SOSを見逃さず、支援につなげるしくみづくり | | (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | |

第5章 基本方針と成果目標

1 国の成果目標に対する足立区の目標

【国が示す成果目標1-①】施設入所者の地域生活移行促進

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する

前期計画では、令和元年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行するという国の成果指標と、それ以前の地域移行の状況を踏まえ、38人・6.1%を地域生活に移行するという目標を設定しました。しかしながら、令和元年度末時点の626人の入所者のうち、令和4年度末時点でグループホーム等地域生活に移行した人は13人・2.1%（退所者の総数は77人）にとどまりました。

入所施設を退所した77人のうち、グループホームへの移行は13人のみで、本人死亡による退所が49人と6割を超えるなど、施設入所者の高齢化が進み、地域移行に積極的に取り組むことが難しい状況にあります。

一方で、グループホーム利用者の増加傾向は続いていて、令和元年度末443人から令和4年度末593人へと、150人・33.9%の増となっていますが、9割以上が在宅の障がい者の利用開始です。

こうした状況を踏まえ、国の成果目標である「令和8年度末までに6%以上を地域移行」という目標を設定するのは困難と考え、足立区は18人・3.0%という目標を設定します。

| 令和元年度末の状況 | 前期目標（令和5年度末） | 達成状況（見込み） |
|----------------|--------------|----------------|
| 626人 | 38人・6.1% | 14人・2.2% |
| 足立区の現状（令和4年度末） | | 足立区の目標（令和8年度末） |
| 605人 | | 18人・3.0% |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|---------|---|
| 視点 暮らし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て (2) | 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連） |
| 施策 ① | 障がい福祉サービスの充実 |
| 活動指標 8 | 共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数（65頁） |
| 10 | 施設入所支援利用者数（68頁） |

【国が示す成果目標1-②】施設入所者数の削減

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

前期計画では、施設利用者及びその保護者の高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえ、退所する施設入所者と、新たに入所する地域の障がい者数がほぼ均衡しつつも、全体的は減少傾向にあり、令和元年度から令和5年度末の定員削減目標を1.9%としました。前頁のとおり3年間で77人の方が退所しましたが、新たに利用を開始した方が56人あったことから、トータルでは21人・3.4%の減となりました。

国の成果目標は「令和8年度末までに施設入所者数を5%以上削減」となっていますが、足立区は15人・2.5%削減し、590人（令和5年度末の611人から21人・3.4%減）とする目標を設定します。

| 令和元年度末の状況 | 前期目標（令和5年度末） | 達成状況（見込み） |
|----------------|--------------|----------------|
| 626人 | 12人・1.9% | 21人・3.4% |
| 足立区の現状（令和4年度末） | | 足立区の目標（令和8年度末） |
| 605人 | | 15人・2.5%（590人） |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|---------|---|
| 視点 暮らし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て (2) | 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連） |
| 施策 ① | 障がい福祉サービスの充実 |
| 活動指標 10 | 施設入所支援施設利用者数（68頁） |

【国が示す成果目標2-① ② ③】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上とする

令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する

令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定する

【国が示す成果目標3-①】 地域生活支援拠点等の整備

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること

地域生活支援拠点等については、必要な各機能を関係機関で分担する面的整備として、令和2年度末に設置しました。各拠点となっている事業所には拠点担当者を置き、それぞれの機能に係るコーディネーターとしての役割を果たしてもらい、その運用状況の検証は足立区地域自立支援協議会で毎年1回実施しています。

令和4年度に実施した運用状況の検証では、協議会委員から「拠点等の役割がまだまだ当事者や事業者理解されていない」「面的整備ではなく、ハードの整備とあわせ多機能拠点を整備した方がわかりやすい」などの意見があり、引き続き運用状況の検証を実施しつつ、多機能拠点型の整備について検討します。

| 足立区の現状（令和5年度末） | 足立区の目標（令和8年度末） |
|----------------|----------------|
| 実施済 | 多機能拠点型*の整備を検討 |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|---------|--------------------------------|
| 視点 暮らし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て (5) | 重度化・高齢化を見据えた拠点づくり |
| 施策 ① | 地域生活支援拠点の充実 |
| 活動指標 1 | 地域生活支援拠点の整備・検証 (96頁) |

*多機能拠点型：地域生活支援拠点に求められる5つの機能「相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の確保、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」について、ひとつの施設で5つの機能を担う形

【国が示す成果目標3-②】 新規 強度行動障害者への支援ニーズ把握と支援体制の整備

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

この成果目標は、今回改定された基本指針で初めて設定されたものです。

強度行動障がいや有する障がい児・者への支援は、これまで障害者総合支援法や児童福祉法のサービスの中で実施され、対応が困難な方々の受け入れと事業所の職員体制に応じて、報酬上の加算の算定により対応されていました。

区は、これまで強度行動障がいに特化してその状況や支援ニーズを把握していなかったことから、次期計画期間の中で、どのような形で現状を把握すればよいのか、また把握した支援ニーズを支援体制の整備につなげるために、区として何をすべきか検討して、取り組みます。

【国が示す成果目標4-①】就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者

令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にする

令和5年度中に福祉施設からの一般就労移行者数はまだ確定できませんが、令和4年度が106人だったことから、120名程度と推計しています。前期計画では、令和元年度実績111人の1.27倍・141人としましたが、1.08倍となる見込みです。

令和2年1月に初めて国内で感染者が確認され、3年にわたり猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響を受け。福祉施設からの一般就労移行者は令和2年度は87人、令和3年度は67人と大幅に減少しました。感染の縮小もあり令和4年度は増加に転じましたが、世界経済の不安定さによる不況と円安の影響もあり、先行き不透明な状況です。

国の成果目標は「令和3年度実績の1.28倍以上」ですが、令和3年度実績が極めて低調だったこと、障害者雇用促進法に基づく雇用率の段階的引上げを勘案し、足立区の目標は令和3年度実績67人の2.01倍・135人に設定します。

| 令和元年度の状況 | 前期目標（令和5年度末） | 達成状況（見込み） |
|-----------------|--------------|----------------|
| 111人 | 141人（1.27倍） | 120人（1.08倍） |
| 足立区の現状（令和3年度実績） | | 足立区の目標（令和8年度末） |
| 67人 | | 135人（2.01倍） |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 視点 暮らし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て (3) | 就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援） |
| 施策 ① | 就労支援サービスの充実 |
| 活動指標 4 | 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援（85頁） |

【国が示す成果目標4-②】 **新規** 利用後の一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする

この成果目標も、今回改定された基本指針で初めて設定されたものです。

4-①でも述べたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、就労移行支援事業等から一般就労への移行者数が低減していました。

令和5年12月現在で、区内に就労移行支援事業所は17か所あり、国の成果目標である「一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上」を踏まえ、足立区の目標を9事業所に設定します。

| 足立区の現状（令和5年度見込み） | 足立区の目標（令和8年度末） |
|------------------|----------------|
| 6事業所（35.3%） | 9事業所（52.9%） |

【国が示す成果目標4-③】 **新規** 就労定着支援事業利用者

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とする

この成果目標も、今回改定された基本指針で初めて設定されたものです。

就労定着支援事業は、平成30年度に創設されましたが、年々利用者が増え、令和5年度末には169人程度になる見込みです。

障がい者が就労先の業務や環境に適応し、安心して長く働き続けられるよう、また雇用している企業にとっても、採用後に生じた課題などと一緒に取り組んでもらえる安心感もあり、今後とも利用者数は増え続けるものと考えます。

国の成果目標「令和3年度実績の1.41倍以上」を踏まえ、足立区は令和3年度実績146人の1.50倍・219人を目標に設定します。

| 足立区の現状（令和3年度末） | 足立区の目標（令和8年度末） |
|----------------|----------------|
| 146人 | 219人（1.50倍） |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 視点 暮らし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て (3) | 就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援） |
| 施策 ① | 就労支援サービスの充実 |
| 活動指標 5 | 就労定着支援事業利用者数（86頁） |

【国が示す成果目標4-④】 **変更** 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数

就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後の就労定着率（42か月以上78か月未満継続した割合）が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

就労定着支援事業は、就労移行支援事業等を通じて一般就労し、6か月継続雇用されたのち、3年間利用できる事業です。前期計画では就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上という成果目標に対し、9事業所・75.0%という目標を設定しましたが、定着率が8割を超えている事業所は、令和4年度実績で11事業所のうち9か所・81.8%と、目標を達成しています。

今期の成果目標は内容が変更になり、「就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上」となったことから、前期計画と比較することができませんが、就労定着支援12事業所の25%・3事業所を目標に設定します。

| 令和元年度末の状況 | 前期目標（令和5年度末） | 達成状況（見込み） |
|------------------|--------------|----------------|
| 7事業所（63.6%） | 9事業所（75.0%） | 9事業所（81.8%） |
| 足立区の現状（令和5年度見込み） | | 足立区の目標（令和8年度末） |
| — | | 3事業所（25.0%） |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 視点 ぐらし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て (3) | 就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援） |
| 施策 ① | 就労支援サービスの充実 |
| 活動指標 5 | 就労定着支援事業利用者数（86頁） |

【国が示す成果目標4-⑤】 地域の就労支援ネットワークの強化のための協議会の設置

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

【国が示す成果目標5-①】 児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する

足立区には、すでに3か所の児童発達支援センターが設置され、さらに令和7年度開設を目指して、4か所目となる児童発達支援センターの開設を予定しています。

令和6年度から福祉型・医療型が一元化され、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、児童福祉法が改正されていますが、現在の福祉型・医療型の専門性を活かしつつ、地域における障がい児支援の中核的役割を果たせるよう、児童発達支援センター間の連携と、放課後等デイサービスを含む障害児通所支援事業所への支援体制を検討・強化します。

| 足立区の現状（令和5年度） | 足立区の目標（令和8年度末） |
|---------------|----------------|
| 設置済（3か所） | 4か所 |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|---------|---|
| 視点 くらし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て (1) | 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築 |
| 施策 ② | 乳幼児期の取り組みの充実 |
| 活動指標 4 | 児童発達支援施設利用者数・利用日数（49頁） |

【国が示す成果目標5-②】 **新規** 障害児の地域社会への参加・包容の推進体制構築

令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する

この成果目標も、今回改定された基本指針で初めて設定されたものです。

障がい児が地域社会におけるすべての活動に参加・包容されることは、「共生社会＝誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」の実現に不可欠な要素です。

しかしながら、そのためには福祉分野だけではなく、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携した、地域支援体制の構築が必要です。保育園と児童発達支援の一体的運営や、医療的ケア児への対応に関する区内大学と特別支援学校、こども支援センターげんきの協働など、連携体制が芽生えつつあります。こうした「縦横連携」を区としてどう構築し、発展させていくのか、第3期障がい児福祉計画の期間内に検討します。

| 足立区の現状（令和5年度） | 足立区の目標（令和8年度末） |
|---------------|----------------|
| — | 区の取り組みについて検討 |

【国が示す成果目標5-③・⑤】 難聴児支援中核機能体制の確保、医療的ケア支援センターの設置、障害児入所施設の移行調整

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める

令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置する

【国が示す成果目標5-④】 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保すること

現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が3カ所、放課後等デイサービス事業所が1カ所設置されています。前期計画以降事業所数を増やすことはできませんでした。

どちらの事業とも事業所数は増えていて、令和3年4月以降児童発達支援は6事業所、放課後等デイサービスは10事業所が新規に開設しています。開設相談時に、身体障がい児を対象とする事業所が不足、特に重症心身障がい児や医療的ケア児に対応できる事業所の不足が顕著と依頼していますが、手厚い人材の確保やハード面の整備などの負担感から、開設に至っていません。

引き続き新規事業所の開設を目指し、それぞれ1事業所ずつの増設を目標とします。

| | 令和元年度の状況 | 前期目標 | 達成状況 |
|----------------------------------|----------|----------------------------------|------|
| 児童発達支援事業所 | 3カ所 | 5カ所 | 3カ所 |
| 放課後等デイサービス事業所 | 1カ所 | 2カ所 | 1カ所 |
| 足立区の現状（令和5年度） | | 足立区の目標（令和8年度末） | |
| 児童発達支援事業所3カ所 放課後等デイサービス事業所1カ所 | | 児童発達支援事業所4カ所 放課後等デイサービス事業所2カ所 | |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|---------|---|
| 視点 暮らし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て (1) | 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築 |
| 施策 ② | 乳幼児期の取り組みの充実 |
| ③ | 学齢期の取り組みの充実 |
| 活動指標 4 | 児童発達支援施設利用者数・利用日数（49頁） |
| 2 | 放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数（53頁） |

【国が示す成果目標6-①】 **変更** 基幹相談支援センターの設置と地域の相談支援体制の強化

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること

この成果目標は、前期目標で示された地域の相談支援体制の強化について、基幹相談支援センターの役割を明確化した障害者総合支援法の改正を踏まえ、内容が変更されたものです。

総合的・専門的な相談支援を担う基幹相談支援センターは、区立の障がい福祉センター自立生活支援室が担い、区内相談支援事業所を対象としたネットワーク会議の開催や事業所訪問などで相談支援事業の質の向上に取り組んでいます。

相談支援事業所数は伸び悩み、サービス利用者数が伸びているため計画相談支援・障害児相談支援の支給決定者も増えてはいますが、セルフプランによる決定の割合は、障害児相談支援で増加傾向にあります。引き続き相談支援体制を充実・強化するために、事業所を増やすことを優先課題と考え、国の成果目標である「基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する」前提として、足立区の成果目標を相談支援事業所数とし、令和8年度末までに50事業所とする目標を維持し、取り組みます。

| 令和元年度の状況 | 前期目標（令和5年度） | 達成状況（見込み） |
|-------------------------|-------------|-----------------------|
| 28事業所 | 50事業所 | 31事業所 |
| 足立区の現状（令和5年度見込み） | | 足立区の目標（令和8年度末） |
| 31事業所 | | 50事業所 |

【区施策・活動指標とのつながり】

| | |
|--------|--------------------------------|
| 視点 くらし | いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 |
| 柱立て（6） | 相談支援体制の強化 |
| 施策 ① | 相談支援体制の強化・充実 |
| 活動指標 2 | 区内相談支援事業所数（93頁） |

【国が示す成果目標6-②】 **新規** 相談支援体制の充実・強化等

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

令和6年から施行される障害者総合支援法改正では、協議会で個別事例が検討できるよう、協議会委員への守秘義務の設定を検討するよう求めています。足立区では、令和4年度第2回自立支援協議会本会議において、協議会で個別事例を検討する際には個人が特定される情報を伏せ、一般化した形で地域サービス基盤の開発・改善の協議をするにより、体制を確保することとしました。

【国が示す成果目標7】 障害福祉サービス等の質の向上

令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること

サービスの質を向上させる取り組みについては、「サービス見込量及び確保のための方策」及び「活動指標の進捗状況と次期取り組み方針」の中で、それぞれに質の向上という視点を盛り込んでいます。また、質の向上に取り組むしくみとして、令和6年度から障がい福祉課の組織再編により、事業所指導を担う係を明確にし、専ら区内で事業を運営する社会福祉法人以外の設置主体が運営する区内事業所に対する実地指導に取り組めるよう、体制を強化します。

第5章 基本方針と成果目標

2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図

2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図

| 視点 | 柱立て | 施策 | 活動指標 | 頁 | |
|-----------------------|--|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|----|
| ひと | (1)さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成 | ①福祉人材養成研修の充実 | 1 手話講習会修了者数・登録者数 | 31 | |
| | | | 2 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数 | 32 | |
| | | | 3 発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数 | 33 | |
| | | ②ピアサポーターの育成とピアサポート活動の充実 | 1 精神障がい者ピアサポーターの登録者数 | 34 | |
| | | | 2 障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数 | 35 | |
| | | | 1 障がい者施設でのインターンシップの受入 | 36 | |
| | ③区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり | 2 障がい者施設での職場体験授業の受入 | 37 | | |
| | | (2)障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み | ①障がい者差別解消の取り組みの強化 | 1 障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数 | 38 |
| | | | ②小中高の児童・生徒に対する啓発 | 1 啓発授業を実施した学校数・参加児童数 | 39 |
| | 2 パラスポーツ体験授業を実施した学校数・参加児童数 | | | 新規 40 | |
| | ③障がい者への理解とヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発 | 1 ヘルプマークの配付数 | 41 | | |
| | | 2 ヘルプカードの配付数 | 42 | | |
| こひん | (1)乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築 | ①早期発見・相談・療育の取り組み | 1 保育所等訪問支援利用者数・利用日数 | 43 | |
| | | | 2 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数 | 44 | |
| | | | 3 医療的ケアコーディネーター養成研修の修了者数 | 45 | |
| | | | 4 重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数 | 46 | |
| | | ②乳幼児期の取り組みの充実 | 1「気づきのしくみ」協働園数・げんきの相談につながった件数 | 47 | |
| | | | 2 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談場所数・相談件数 | 48 | |
| | | | 3 児童発達支援利用者数・利用日数 | 49 | |
| | | | 4 医療型児童発達支援利用者数・利用日数 | 49 | |
| | | | 5 居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数 | 51 | |
| | | ③学齢期の取り組みの充実 | 1 就学相談受付件数 | 52 | |
| | | | 2 放課後等デイサービス利用者数・利用日数 | 53 | |
| | | ④学齢期から青年期への円滑な移行 | 1 特別支援学校と区が進路協議を行った回数 | 54 | |
| | 2 第一希望の区内障がい者通所施設に入ることができた割合 | | 55 | | |
| | (2)成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連) | ①障がい福祉サービスの充実 | 1 居宅系サービス利用者数・利用時間数 | 56 | |
| | | | 2 短期入所利用者数・利用日数 | 57 | |
| | | | 3 療養介護利用者数 | 59 | |
| | | | 4 生活介護利用者数・利用日数 | 60 | |
| | | | 5 自立訓練(機能訓練)利用者数・利用日数 | 61 | |
| 6 自立訓練(生活訓練)利用者数・利用日数 | | | 62 | | |
| 7 宿泊型自立訓練利用者数・利用日数 | | | 63 | | |
| 8 共同生活援助利用者数・区内定員数 | | | 65 | | |
| 9 自立生活援助利用者数 | | | 67 | | |
| 10 施設入所支援利用者数 | | | 68 | | |
| ②地域生活支援事業の充実 | 1 日常生活用具給付件数 | 69 | | | |
| | 2 移動支援(個別支援型)利用者数・利用時間数 | 71 | | | |
| | 3 移動支援事業(車両移送型)通所バス利用申込者数・利用者数・運行台数 | 72 | | | |

第5章 基本方針と成果目標
2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図

* 活動指標のうち、「移動支援従事者養成研修修了者数」「ペアレントメンターの人数」「チューリップシートの提出件数」「相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数」は、事業の見直しや終了に伴い、今期の活動指標から削除しました。

| 視点 | 柱立て | 施策 | 活動指標 | 頁 | | | |
|-----------------------|--|------------------------------|--|--|---------------------|---------------------|----|
| く こ こ | (2)成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実 (障害者総合支援法関連) | ②地域生活支援事業の充実 | 4 地域活動支援センター利用者数・登録者数・事業所数 | 73 | | | |
| | | | 5 巡回入浴利用者数 | 74 | | | |
| | | | 6 日中保護利用者数 | 75 | | | |
| | | | ③地域移行支援の推進 | 1 地域移行支援利用者数 | 76 | | |
| | | | | 2 精神病床における1年以上の長期入院患者数 | 77 | | |
| | | | ④地域定着支援の推進 | 1 地域定着支援利用者数 | 78 | | |
| | | (3)障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み | ①障がい福祉関係ネットワークの構築と推進 | 1 障がい関連ネットワーク数・開催回数 | 79 | | |
| | | | | 1 後見人等利用者数(区長申立て利用者数) | 80 | | |
| | | | ②障がい者への虐待防止と権利擁護 | 2 障がい者虐待の通報件数 | 81 | | |
| | | | | (4)就労支援の充実 (それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援) | ①就労支援サービスの充実 | 1 就労移行支援利用者数・利用日数 | 82 |
| | | | | | | 2 就労継続支援A型利用者数・利用日数 | 83 |
| | | | | | | 3 就労継続支援B型利用者数・利用日数 | 84 |
| | 4 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援 | 85 | | | | | |
| | 5 就労定着支援利用者数 | 86 | | | | | |
| | 6 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額 | 87 | | | | | |
| | (5)障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり | ①障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実 | 1 障がい者アート展の入場者数・出品応募者数 | 88 | | | |
| | | | 2 あだちスポーツコンシェルジュ相談者数・スポーツ活動へつなげた割合 | 89 | | | |
| | | | 3 初級バラスポーツ指導員養成講習会修了者数・指導員の活動実績数 | 90 | | | |
| | | | 4 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数・参加者数 | 91 | | | |
| | (6)相談支援体制の強化と、重度化・高齢化を見据えた拠点の充実 | ①相談支援体制の強化・充実 | 1 相談支援ネットワーク会議の開催回数・参加事業所数 | 92 | | | |
| | | | 2 区内相談支援事業所数 | 93 | | | |
| | | | 3 計画相談支援・障害児相談支援利用者数 | 94 | | | |
| | | ②複合的な相談体制の拡充 (重層的な支援体制整備) | 1 重層的支援体制の整備 | 95 | | | |
| | | | ③地域生活支援拠点等の充実 | 1 地域生活支援拠点等担当者会議の開催 | 96 | | |
| | | | | (7)情報バリアフリーと意思疎通支援の充実 | ①障がい特性に応じた意思疎通支援の充実 | 1 手話通訳者等の派遣件数 | 97 |
| | 2 ヒアリンググループの貸し出し件数 | 98 | | | | | |
| | (8)障がい者の住まいについて | ①障がい者の住まいの確保 | 1 居住支援協議会の開催回数 | 99 | | | |
| (1)安心・安全なまちづくりの実現 | | | ①震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進 | 1 福祉避難所協定締結施設数・福祉施設の割合 | 100 | | |
| | ②水害時個別避難計画の策定と必要な情報発信 | 1 水害時個別避難計画の策定の推進 | | 101 | | | |
| | ③障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくり | 1 治安が「良い」と感じる区民の割合 | | 102 | | | |
| | (2)ユニバーサルデザインの視点から便利で快適な道路・交通網の整備 (都市基盤の整備) | ①スムーズに移動できる交通環境の整備 | 1 コミュニティバスはるかぜバス停ベンチ整備数・点字ブロック整備数 | 103 | | | |
| | | | ②安全に利用できる道路環境の整備 | 1 バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長 | 104 | | |
| | | | ③安全な駅の整備 | 1 ホームドアが設置されている区内駅の割合 | 105 | | |
| ④ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進 | | | 1 ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備数・整備率 | 106 | | | |
| 区 | (1)地域における精神保健医療体制の基盤整備 | ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 1 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・参加者数 | 107 | | | |
| | | | 2 保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数 | 109 | | | |
| | (2)子ども・若者の権利が守られる社会の構築 | ①SOSを見逃さず、支援につなげるしくみづくり | 1 ヤングケアラーに関する情報共有と関係機関の連携 | 110 | | | |
| | | | 2 あだち若者サポートテラス(SODA)相談件数 | 111 | | | |

第6章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1 サービス見込量及び確保のための方策

この項は、基本指針により市町村が定めるとされている、「各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごと必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策」について整理したものです。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間における実績（令和5年度は見込み）と、アンケート調査から明らかになったニーズ等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの見込量を算出しました。各サービスの見込量は、それぞれ区が定めた活動指標と連動していますので、個々のサービスの詳細は該当頁を参照ください。

なお、各項目の令和5年度の実績は推計値です。

【訪問系サービス】

| サービス等 | 単位 | | 実績 | | | 見込量 | | | 活動指標 頁数 |
|------------|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 居宅介護 | 利用者数 | 人/月 | 1,213 | 1,211 | 1,224 | 1,230 | 1,236 | 1,242 | 56 |
| | 利用量 | 時間/月 | 24,318 | 25,125 | 25,220 | 25,900 | 26,600 | 27,300 | |
| 重度訪問介護 | 利用者数 | 人/月 | 91 | 84 | 87 | 88 | 89 | 90 | 56 |
| | 利用量 | 時間/月 | 27,297 | 23,994 | 24,000 | 24,100 | 24,200 | 24,300 | |
| 行動援護 | 利用者数 | 人/月 | 114 | 137 | 144 | 147 | 150 | 153 | 56 |
| | 利用量 | 時間/月 | 3,429 | 4,133 | 4,200 | 4,300 | 4,400 | 4,500 | |
| 同行援護 | 利用者数 | 人/月 | 272 | 293 | 295 | 300 | 305 | 310 | 56 |
| | 利用量 | 時間/月 | 8,279 | 8,573 | 8,580 | 8,700 | 8,800 | 8,900 | |
| 重度障害者等包括支援 | 利用者数 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 56 |
| | 利用量 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

■ 現状 サービス利用量は順調に伸びているものの、対応するための福祉人材の確保が課題

手帳等を保有する障がい者の数は増加傾向が続いており、サービス利用実績も、外出支援サービスで新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが見られたものの概ね増加傾向にあり、引き続き増加が見込まれます。また、障がい者の年齢構成比は、身体障がい者の半数以上が65歳以上となっており、今後も高齢化に伴い介護保険サービスに切り替わる障がい者の増加が想定されます。

その一方で、事業者調査では、事業所経営の課題として「職員の確保が難しい」と回答した事業者が65.7%あり、新規のサービス提供依頼についても、対応できている事業者は39.6%にとどまっています。また、サービス提供における課題について、「量的に利用者の希望に応えられない」が30.6%あり、「質的に応えられない」の15.7%を大きく上回るなど、すべてのサービスにおいて人材の確保が一番の課題となっています。

■ 確保のための方策

- ① 支援を必要とする人が、必要とする場面で希望どおりに利用することができるよう、体制の整備を進めなければいけません。人材不足は医療・介護や保育分野における共通の課題であり、関係所管と連携しながら、障がい福祉サービスの人材確保に取り組みます。

【日中活動系サービス(介護給付)】

| サービス等 | 単位 | | 実績 | | | 見込量 | | | 活動指標 頁数 |
|---------------|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 生活介護 | 利用者数 | 人/月 | 1,715 | 1,745 | 1,764 | 1,790 | 1,810 | 1,830 | 60 |
| | 利用量 | 日/月 | 34,047 | 35,204 | 34,853 | 35,000 | 35,400 | 35,800 | |
| 療養介護 | 利用者数 | 人/月 | 65 | 70 | 69 | 72 | 72 | 72 | 59 |
| 短期入所 (福祉型) | 利用者数 | 人/月 | 307 | 332 | 338 | 340 | 350 | 360 | 57 |
| | 利用量 | 日/月 | 3,074 | 3,590 | 3,601 | 3,700 | 3,800 | 3,900 | |
| 短期入所 (医療型) | 利用者数 | 人/月 | 11 | 20 | 18 | 20 | 20 | 20 | 57 |
| | 利用量 | 日/月 | 56 | 128 | 108 | 120 | 120 | 120 | |

■ 現状 **短期入所の利用ニーズに対して、東京近郊の事業所だけでは応えきれしていない**

利用実績は全体的に概ね増加傾向であるため、令和6年度から8年度にかけても増加を見込んでいます。

なかでも生活介護は、利用者数・利用量とも増加しており、18歳以上の障がい者調査においても、現在利用しているサービスに対して「今後も利用したい」と答えた方が多く、引き続き増加が見込まれます。

療養介護については、入院患者を対象に、医療機関において日中提供される支援であることから、利用実績が少なく、対象者も限られていることから、横ばいを想定しています。

短期入所については、福祉型はレスパイトとして家族支援のニーズが、医療型は医療的ケアの必要な利用者対応のニーズがあり、今後も利用の増加が見込まれます。特に18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスのうち「一時的な預かり(ショートステイ・日中一時支援)」の割合が1割強であるのに対して、今後利用したいサービスとしては4割強になっており、潜在的なニーズが高いことがうかがえます。

また、中重度の障がい者に対応し、比較的長期間受け入れてもらえる事業者が都内に少なく、区内の短期入所は予約で利用枠が埋まってしまうため緊急時の利用が見込めず、埼玉県や茨城県等の近隣他県か、場合によっては青森県や長崎県などの遠方へ行かないと利用できない状況も生じています。

■ 確保のための方策

- ① 重度の利用者に対応可能な生活介護は、特別支援学校高等部を卒業してくる生徒の動向(障がい程度や居住地等)を長期的に把握し、現状の区内事業所の地理的配置状況も考慮しつつ作成した「足立区障がい福祉施設整備方針(平成26年4月策定)」に基づき、社会福祉法人等との協働により整備を進めてきました。
- ② 近年区の計画に位置付けていない、NPO法人や株式会社が設置する生活介護事業所が、隣接する埼玉県だけではなく、区内にも増え始めていて、その動向を見ながら次期の障がい福祉施設整備方針を検討していきます。
- ③ 短期入所に関しては、共同生活援助(グループホーム)の整備時に、あわせて検討してもらうなど、区内や近郊で利用できる体制の整備が求められます。日中サービス支援型共同生活援助は短期入所の併設が求められるため、日中サービス支援型とあわせて重度者の受け入れ枠拡大を図ります。

【日中活動系サービス(訓練等給付)】

| サービス等 | 単位 | | 実績 | | | 見込量 | | | 活動指標 頁数 |
|----------------|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用者数 | 人/月 | 20 | 32 | 39 | 40 | 40 | 40 | 61 |
| | 利用量 | 日/月 | 151 | 240 | 299 | 320 | 320 | 320 | |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用者数 | 人/月 | 47 | 52 | 62 | 65 | 65 | 65 | 62 |
| | 利用量 | 日/月 | 845 | 981 | 1,097 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |
| 宿泊型自立訓練 | 利用者数 | 人/月 | 8 | 14 | 13 | 15 | 15 | 15 | 63 |
| | 利用量 | 日/月 | 191 | 426 | 377 | 450 | 450 | 450 | |
| 就労移行支援 | 利用者数 | 人/月 | 280 | 272 | 280 | 290 | 290 | 290 | 82 |
| | 利用量 | 日/月 | 4,931 | 4,692 | 4,455 | 4,800 | 4,800 | 4,800 | |
| 就労継続支援A型 | 利用者数 | 人/月 | 219 | 209 | 210 | 220 | 220 | 220 | 83 |
| | 利用量 | 日/月 | 4,420 | 4,278 | 4,160 | 4,400 | 4,400 | 4,400 | |
| 就労継続支援B型 | 利用者数 | 人/月 | 1,120 | 1,185 | 1,190 | 1,200 | 1,220 | 1,240 | 84 |
| | 利用量 | 日/月 | 17,806 | 19,090 | 19,034 | 19,500 | 19,700 | 19,900 | |
| 就労定着支援 | 利用者数 | 人/月 | 146 | 162 | 169 | 189 | 204 | 219 | 86 |
| 就労選択支援 | 利用者数 | 人/月 | — | — | — | — | 80 | 80 | — |

■ 現状 **事業所数は充足しつつあるが、サービスの質の向上が課題に**

自立訓練については、機能訓練及び生活訓練、宿泊型自立訓練いずれも、令和2年度から3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが見られましたが、令和5年度は概ねコロナ前に水準に戻っています。標準利用期間が定められているサービスのため、利用者数自体が伸びることを見込んでいません。

就労移行支援については、利用者数の増加傾向が止まり、利用量は減少傾向にあります。

就労継続支援A型については、障がい者調査で利用希望が多いサービスのひとつになっていますが、平成30年度の報酬改定で報酬が低く抑えられたことから、新規で参入する事業者はなくなり、既存の事業所の撤退や他事業への変更もみられるところから、横ばいとしました。

就労継続支援B型については、過去3年の利用実績が増加傾向にあり、今後も地域における障がい者雇用に代わる場としての役割が高まることが想定されます。

就労定着支援については、一般就労への移行者に対する定着支援の重要性が認識され、国の基本指針においても、定着支援利用者の割合を高める成果目標が設定されていることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

令和6年度から、新たに就労選択支援事業が創設され、就労移行支援や就労継続支援の利用前と支給決定更新時にアセスメントを行い、進路選択に必要な支援を行うこととなっています。その機能が実際に稼働するのは、移行期間が設けられることにより、令和7年度以降になると見込まれます。

■ 確保のための方策

- ① 就労系の日中活動サービスは、これまで区が計画的に整備に取り組まなくても、事業者が増えてきましたが、一方で作業の内容や工賃の支給をめぐるトラブルも少なからず発生しています。就労系サービスのネットワークを活用し、質の向上に向けた研修の実施などの支援体制を構築します。

【居住系サービス】

| サービス等 | 単位 | | 実績 | | | 見込量 | | | 活動指標 頁数 |
|--------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 自立生活援助 | 利用者数 | 人/月 | 20 | 19 | 22 | 25 | 30 | 35 | 67 |
| 共同生活援助 | 利用者数 | 人/月 | 794 | 855 | 880 | 900 | 920 | 940 | 65 |
| 施設入所支援 | 利用者数 | 人/月 | 613 | 605 | 611 | 604 | 597 | 590 | 68 |

■ 現状 施設入所者の地域移行のためにも、重度障がい者対応の共同生活援助の増設が急務

共同生活援助については、施設入所者の削減と地域移行の推進に取り組んできたことと、在宅の障がい者の新規利用開始により、利用者数が増加し、今後もこの傾向が続くことが想定されます。

施設入所支援については、引き続き入所者の削減に取り組むことから、見込量も減少を想定しています。一方、障がい者の高齢化・重度化、保護者の高齢化に伴う「親なき後」対応等により、施設入所を必要とする障がい者も一定数見込まれることから、十分なサービスの提供ができるよう、調整を図ります。

■ 確保のための方策

- ① 区内の共同生活援助事業所数は増えていますが、中重度を対象とした事業所は圧倒的に不足しています。地域移行を促進し、障がい者が住みなれた地域で、本人が希望する生活を送れるよう、新規事業開設希望者に重度対応を要望するなどして、ニーズに対応できるサービス量の確保に取り組めます。

【相談支援】

| サービス等 | 単位 | | 実績 | | | 見込量 | | | 活動指標 頁数 |
|--------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 計画相談支援 | 利用者数 | 人/月 | 832 | 976 | 1,000 | 1,100 | 1,200 | 1,300 | 94 |
| 地域移行支援 | 利用者数 | 人/月 | 4 | 10 | 9 | 10 | 10 | 10 | 76 |
| 地域定着支援 | 利用者数 | 人/月 | 4 | 8 | 7 | 8 | 8 | 8 | 78 |

■ 現状 利用者数の増加に事業所開設が追い付かず、事業所増が喫緊の課題

サービス利用者の増に伴い、計画相談支援利用者も増加していますが、相談支援事業所が思うように増えず、セルフプラン（相談支援専門員以外の者が作成したサービス等利用計画）の割合が減少しません。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者の地域移行や精神障がい者の退院促進に必要な不可欠なサービスですが、希望者は概ね利用できている状況にあります。

■ 確保のための方策

- ① 国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行い、あわせて未従事の相談支援専門員有資格者の活用を求めています。

【障害児通所支援】

| サービス等 | 単位 | | 実績 | | | 見込量 | | | 活動指標 頁数 |
|-----------------|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 児童発達支援 | 利用者数 | 人/月 | 621 | 714 | 680 | 700 | 750 | 760 | 49 |
| | 利用量 | 日/月 | 5,200 | 5,877 | 5,440 | 5,600 | 6,000 | 6,080 | |
| 医療型 児童発達支援 | 利用者数 | 人/月 | 27 | 29 | 27 | 30 | 30 | 30 | 49 |
| | 利用量 | 日/月 | 163 | 200 | 189 | 210 | 210 | 210 | |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 利用者数 | 人/月 | 0 | 1 | 3 | 4 | 5 | 6 | 51 |
| | 利用量 | 日/月 | 0 | 4 | 12 | 16 | 20 | 24 | |
| 放課後等 デイサービス | 利用者数 | 人/月 | 913 | 1,006 | 1,450 | 1,550 | 1,650 | 1,750 | 53 |
| | 利用量 | 日/月 | 11,694 | 13,735 | 17,400 | 20,150 | 21,450 | 22,750 | |
| 保育所等訪問支援 | 利用者数 | 人/月 | 57 | 62 | 70 | 80 | 85 | 90 | 43 |
| | 利用量 | 日/月 | 138 | 152 | 180 | 200 | 210 | 215 | |

■ 現状 **利用者・利用量の増加は続き、事業所も増えているが、サービスの質の向上が課題に**

障害児通所支援については、増加傾向が続いており、今後も増加が見込まれます。令和6年度より児童発達支援と医療型児童発達支援が一元化されますが、まだ詳細が示されていないことから、現状はそれぞれの見込量を算定しています。18歳未満の障がい児調査では、充実を期待する障がい福祉施策として、「療育・就学支援の充実」が高くなっており、ニーズに対応できるよう、体制の整備を進めます。居宅訪問型児童発達支援は、区外事業所での利用が始まりました。今後もニーズの把握に努め、区内での居宅訪問型の実施を検討します。

放課後等デイサービスについては、事業所数が増加したことで、定員が埋まらない事業所がある一方で、利用希望を断らざるを得ない状況が続き、複数の事業所運営を開始するものもあるなど、二極化の傾向にあります。また、利用児童に対する不適切な支援の通報もあり、サービスの質の向上が重要な課題となっています。

■ 確保のための方策

- ① 医療的ケア児や重症心身障がい児に対応できる児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が少ないことから、既存の事業所のみならず、今後区内に新規開設を予定する法人等に働きかけ、体制の整備を進めます。
- ② 放課後等デイサービスの事業所はこれからも増加が見込まれますが、質の向上に向けた効果的・効率的な支援の方法について、引き続き検討します。

【障害児相談支援】

| サービス等 | 単位 | | 実績 | | | 見込量 | | | 活動指標 頁数 |
|---------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 障害児相談支援 | 利用者数 | 人/月 | 153 | 171 | 190 | 210 | 250 | 270 | 94 |

■ 現状 **利用者数の増加に事業所開設が追い付かず、事業所増が喫緊の課題**

障害児相談支援については、サービス利用者が増えているものの、逆に事業所数は減り、セルフプランの割合が増えています。計画相談支援同様、適切なサービス利用を進めるためにも、相談支援体制の充実に進めます（確保のための方策は前頁「相談支援」と同じ）。

【地域生活支援事業】

| サービス等 | 単位 | | 実績 | | | 見込量 | | | 活動指標 頁数 |
|----------------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 日常生活用具 | 給付件数 | 件／年 | 14,315 | 14,483 | 14,580 | 14,551 | 14,651 | 14,751 | 69 |
| 移動支援 | 延べ利用者数 | 人／年 | 8,395 | 8,808 | 9,100 | 9,200 | 9,300 | 9,400 | 71 |
| 地域活動支援 センター | 支給決定者数 | 人／年 | 228 | 210 | 194 | 200 | 200 | 200 | 73 |
| | 登録者数 | 人／年 | 422 | 377 | 390 | 400 | 400 | 400 | |
| 日中保護 | 利用者数 | 人／年 | 49 | 67 | 70 | 80 | 80 | 80 | 75 |

■ 現状 必要な見直しを行いながら、区民ニーズに対してきめ細やかに対応

日常生活用具の給付については、地域で生活する障がい者から申請があった場合に、必要に応じて給付しているため、同じ品目でも年度によって増減があり、実績も一概に増加傾向にあるとはいえませんが、ストーマ装具の給付など微増傾向が続く品目もあります。

また、給付品目・給付額について適宜見直しを実施していて、令和5年度から視覚障がい者が使用する拡大読書器等に、タブレット端末を追加しました。

移動支援について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えがありましたでしたが令和5年度はコロナ前の水準に戻っています。

地域活動支援センターについては、障がい別に状況が異なります。

視覚・聴覚・肢体不自由・高次脳機能障がい者の地域活動支援センターは、障がいごとの活動に一定のニーズがあり、利用者数は横ばい傾向ですが、利用者の高齢化が課題となっています。

一方で、知的障がい者の地域活動支援センター支給決定者数は、減少傾向にあります。就労継続支援事業の利用が年齢的に難しくなった知的障がい者の移行を想定していましたが、移行は進まず、就労継続支援の高齢化が顕著です。精神障がい者の地域活動支援センター登録者数は様々な利用が可能なおことから、年度によって増減はありますが、一定のニーズに応えています。

日中保護については、事業規模は小さいながら一定の利用があり、実施する事業所を増やすことができれば、さらに利用は増えるものと思われませんが、なかなか事業所を増やすことができません。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、事業所側の受け入れ中止により実績が大きく減少しています。

■ 確保のための方策

- ① 日常生活用具の給付については、給付品目と給付額を実情等に応じて適宜見直し、技術革新等にも対応しながら、日常生活の利便性を高める支援を継続します。
- ② 移動支援については、利用者の増と連動するように実施事業所数も増えていますが、今後も需要と供給の状況を見極めながら、必要な支援の確保に取り組みます。
- ③ 地域活動支援センターについては、自立支援給付の日中活動サービスと同様に、支援の質を高める方策を検討し、安定的な運営を図ります。
- ④ 日中保護については、短期入所事業所の増設とあわせ、日中保護の実施についても働きかけ、利用できる事業所の増を目指します。

2 活動指標の進捗状況と今期の取り組み方針

(各活動指標の令和5年度実績は、現時点での推計値です)

ひと 障がい者福祉を支えるひとづくり(心のユニバーサルデザイン)

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

ひと 柱立て(1)-施策① 福祉人材の養成研修の充実

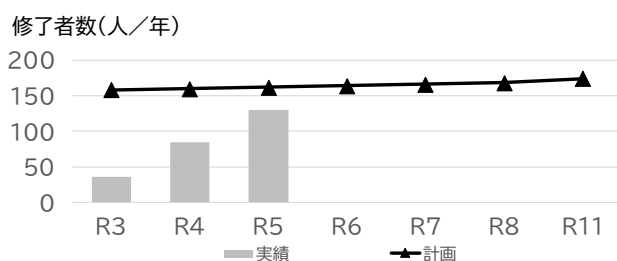
【活動指標1】手話講習会修了者数・登録者数

聴覚障がい者等の社会参加を促進するために区内在住、在勤、または在学者で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方を対象に手話講習会を実施し、手話ボランティアおよび手話通訳者をめざす方を養成しています。

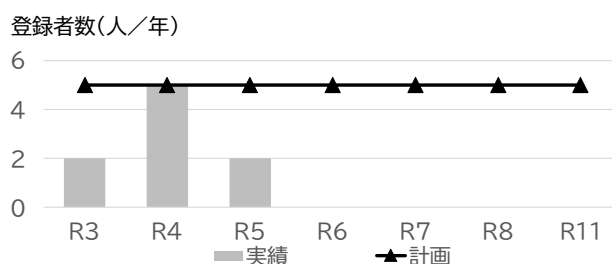
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 修了者数(人/年) | 計画 | 158 | 160 | 162 | 164 | 166 | 168 | 174 |
| | 実績 | 36 | 85 | 130 | - | - | - | - |
| 登録者数(人/年) | 計画 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 実績 | 2 | 5 | 2 | - | - | - | - |

1-1 手話講習会修了者数



1-2 手話通訳者新規登録者数



前期の取り組み内容(令和3~5年度)

毎年区で手話講習会を継続して開催してきました。令和3年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、定員を通常の半数以下に減らして実施しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針(令和6~8年度)

手話講習会の回数・定員を増やすことは、会場と講師の確保の関係で困難ですが、受講者が確実に修了できるようサポートし、まずは修了者数を増やすことを目標とします。手話通訳者になるには合格率2割の試験に合格しなければならず、狭き門ではありますが、一定数増やしていく必要がありますので、毎年5人を目標として設定しています。

担当所管 障がい福祉課

ひと 柱立て(1)－施策① 福祉人材の養成研修の充実

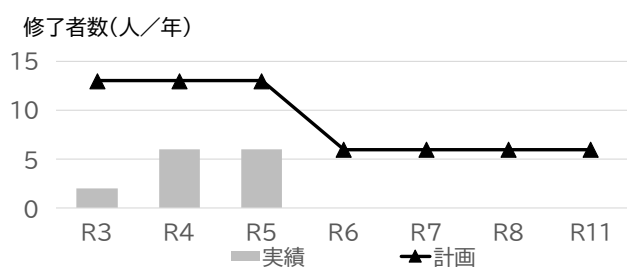
【活動指標2】 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数

失語症を含む高次脳機能障がいの理解を高めることを目的として、意思疎通支援を行うことができる人材を育成する事業です。これまでに56人が研修を修了していて、修了者は家族の支援にあたる方が多いのですが、高次脳機能障がい者を対象とするデイサービス等で活動される方もいらっしゃいます。今後、*失語症者向け意思疎通支援事業の実施等を検討し、育成と並行して、活動の場づくりに取り組みます。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 修了者数(人/年) | 計画 | 13 | 13 | 13 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 実績 | 2 | 6 | 6 | - | - | - | - |

2 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

研修参加者は新型コロナウイルスの影響を受け少ない状況でしたが、毎年度研修を企画し実施してきました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

区民に対する研修の認知度が低いところから、受講希望者が障がい当事者の家族等関係者に限られる傾向にあります。修了者の高齢化もあり、今後の失語症者向け意思疎通支援事業の展開も視野に、一定数を養成していくため、目標は実績に合わせて6名としました。

受講者は、研修を実施している法人がホームページで募集していますが、チラシの作成や周知の方法など、法人と協働して取り組みを強めます。

失語症者向け意思疎通支援事業の実施については、当事者団体と協議して事業開始を目指します。

サポーター研修修了者には、家族の支援だけでなく、意思疎通事業の支援者として従事してもらうことを目指し、養成研修を継続して実施します。

担当所管 障がい福祉センターあしすと・障がい福祉課

*失語症者向け意思疎通支援事業：失語症によって言葉の理解や表現が困難になった人のために、コミュニケーションの支援を行う事業。通院や買い物などの外出、会議への参加や公的機関の窓口での手続き等に、支援者を派遣するもの。

ひと 柱立て(1)－施策① 福祉人材の養成研修の充実

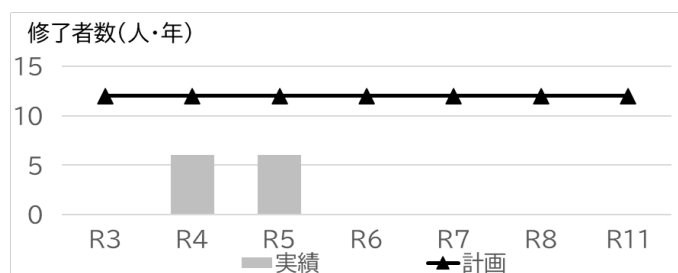
【活動指標3】 発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数

保育園等での指導理論及び技術向上の中心的役割を担える職員を育成することを目的に、関係部署と連携し発達障がい児に対する理解と具体的な対応を学ぶ専門研修（療育実習、ディスカッション、講義等）を実施しています。受講対象者は、こども支援センターげんきで実施している発達支援リーダー育成研修（基礎・ステップⅠ・ステップⅡ）を受講済みの保育者です。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 修了者数(人/年) | 計画 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 実績 | 0 | 6 | 6 | - | - | - | - |

3 発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

令和元年度までは、毎年12名程度が研修を修了していましたが、2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できず、4年度・5年度は、受講者人数を減少しての対応となりました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

療育実習受け入れ先である障がい福祉センターあしすと協議しながら研修内容・受け入れ人数を検討し、修了者数確保を目指します。

担当所管

こども支援センターげんき、障がい福祉センターあしと

ひと 柱立て(1)－施策② ピアサポーターの育成とピアサポート活動の充実

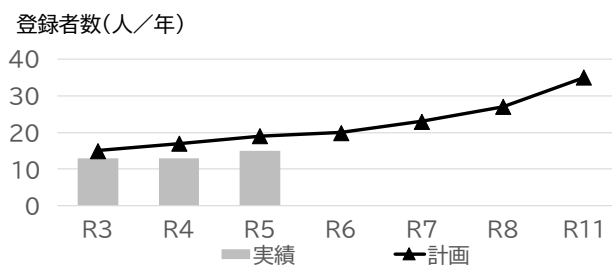
【活動指標1】精神障がい者ピアサポーターの登録者数

精神科病棟に入院している患者のところに外向き、自らの経験談を話すピアサポーター（地域で生活している精神障がいの当事者）の活動を支援し、長期入院患者の地域移行を促進する、足立区精神障がい者自立支援センターに登録されたピアサポーターの人数です。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 登録者数(人/年) | 計画 | 15 | 17 | 19 | 20 | 23 | 27 | 35 |
| | 実績 | 13 | 13 | 15 | - | - | - | - |

1 精神障がい者ピアサポーターの登録者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

コロナ禍の影響で制限されたピアサポーター活動を再開するとともに、令和5年度からは育成研修も再開しました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

ピアサポーター活動について、ふれんどりい利用者への案内や地区担当保健師からの声掛けなどで、周知啓発を図りつつ活躍の場を拡充し、登録者の増加に取り組みます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

ひと 柱立て(1)－施策② ピアサポーターの育成とピアサポート活動の充実

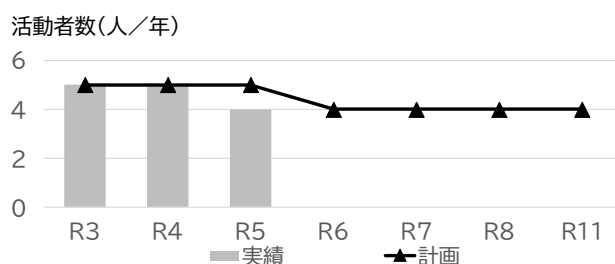
【活動指標2】障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数

ピアサポーターは、自らが自立した生活をしており、地域の事情等に精通している障がい当事者です。障がい者の自立生活に関する様々な相談を受け、対等な関係で傾聴し、自身の体験に基づいて課題解決の支援等を行います。現在は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、高次脳機能障がいのあるピアサポーターが相談活動をしています。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 活動者数(人/年) | 計画 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 実績 | 5 | 5 | 4 | - | - | - | - |

2 障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

肢体不自由、聴覚、視覚、高次脳機能障がいのピアサポーターが相談に対応しました。令和4年度まで肢体不自由のピアサポーターのみ2名が活動していましたが、令和5年度からは1名となり、それぞれの障がい1名ずつの4名体制で活動してきました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

現状4名のピアサポーターで必要な相談支援が実施できていますので、4名体制の相談を継続していきます。

担当所管 障がい福祉センターあしすと

ひと 柱立て(1)－施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

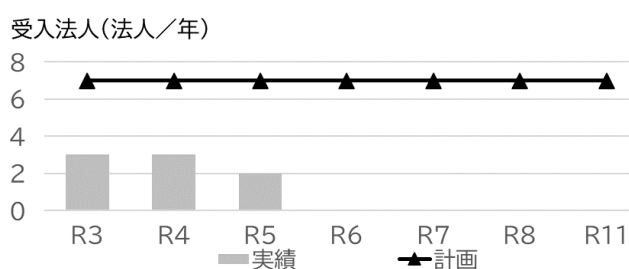
【活動指標1】障がい者施設でのインターンシップの受入

障害福祉サービス等に従事する人材を確保するため、福祉系の大学を中心としたインターンシップの受け入れを行っています。

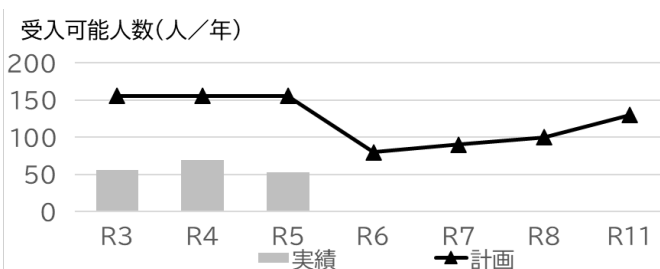
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|-----|-----|-----------|----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 受入法人(法人/年) | 計画 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 実績 | 3 | 3 | 2 | - | - | - | - |
| 受入可能人数(人/年) | 計画 | 156 | 156 | 156 | 80 | 90 | 100 | 130 |
| | 実績 | 56 | 69 | 53 | - | - | - | - |
| 受入人数(人/年) | 計画 | 156 | 156 | 156 | 80 | 90 | 100 | 130 |
| | 実績 | 36 | 49 | 48 | - | - | - | - |

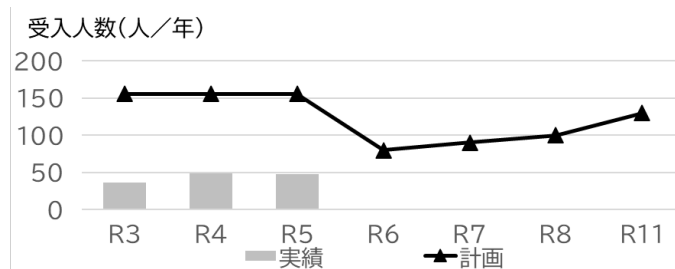
1-1 インターンシップ受入法人数



1-2 インターンシップ受入可能人数



1-3 インターンシップ受入人数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

人材確保の観点からも、各法人の積極的な取り組みにより、計画を上回る受け入れ可能人数を確保し、令和元年度89人・2年度73人を6法人で受け入れていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、3年度以降は受入可能人数・受入人数とも減少してしまいました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

インターンシップの受け入れが人材確保につながるよう、区内法人と協働しながら、区内に所在する大学の就職課やキャリアセンターと連携の場を設け、大学で法人のPRができないかなど協議して、希望する学生の増と受け入れ枠の拡大に努めます。

担当所管 障がい福祉課

ひと 柱立て(1)－施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

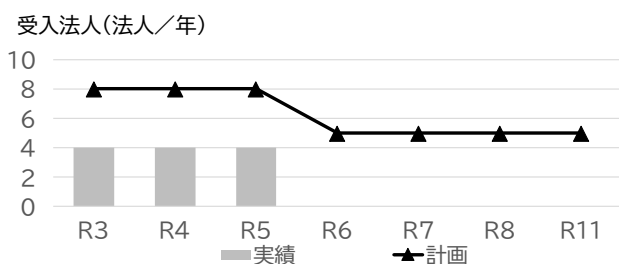
【活動指標2】障がい者施設での職場体験授業の受入

地域で暮らす障がいのある方と関わる経験や、福祉の仕事の体験を通して、障がいへの理解を深めることを目的として実施します。主に中学校の体験授業が多くなっていますが、一部区内大学からも受け入れています。

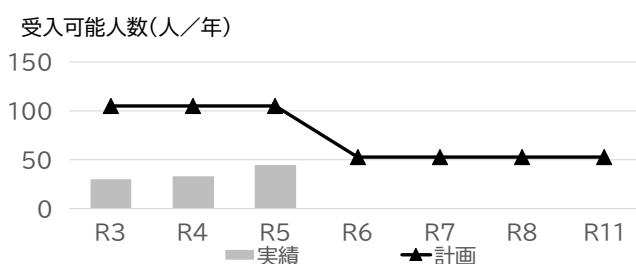
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|-----|-----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 受入法人(法人/年) | 計画 | 8 | 8 | 8 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 実績 | 4 | 4 | 4 | - | - | - | - |
| 受入可能人数(人/年) | 計画 | 105 | 105 | 105 | 53 | 53 | 53 | 53 |
| | 実績 | 30 | 33 | 45 | - | - | - | - |
| 受入人数(人/年) | 計画 | 105 | 105 | 105 | 53 | 53 | 53 | 53 |
| | 実績 | 2 | 13 | 37 | - | - | - | - |

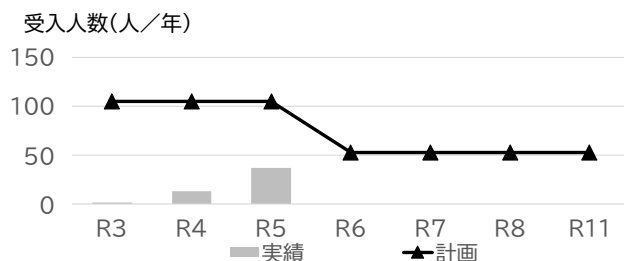
2-1 職場体験授業の受入法人



2-2 職場体験授業の受入可能人数



2-3 職場体験授業の受入人数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

各法人の積極的な取り組みにより、受入法人、受入可能人数を確保できていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、受け入れ人数が減少しました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

障がいに対する地域の理解者、将来の支援者を育成するため、小学生や高校生の受け入れ拡大策を検討します。また、感染防止対策を徹底したうえで、内容を工夫しながら受け入れを継続するとともに、区ホームページや動画d e あだちの活用等を検討して、事業の魅力をPRします。

担当所管

障がい福祉課、障がい福祉センターあしすと

柱立て(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み

ひと 柱立て(2)－施策① 障がい者差別解消の取り組みの強化

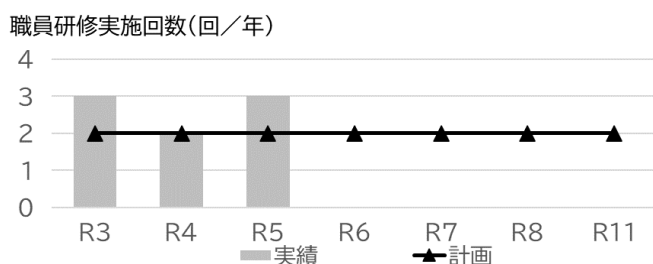
【活動指標1】障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数

区職員や区民等を対象に、障がい者の差別を解消すること、合理的配慮を進めることを目的とした研修や講座を実施しています。

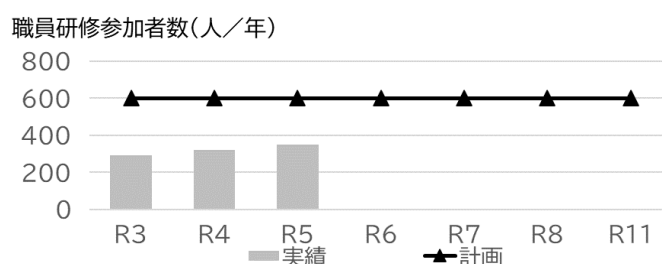
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|---------------------------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 職員研修実施回数 (回/年) | 計画 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 3 | 2 | 3 | - | - | - | - |
| 職員研修参加者数 (人/年) | 計画 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| | 実績 | 290 | 320 | 350 | - | - | - | - |
| 民間向け合理的配慮 説明会実施回数(回/年) | 計画 | - | - | - | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | - |
| 民間向け合理的配慮 説明会参加者数(人/年) | 計画 | - | - | - | 100 | 180 | 180 | 180 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | - |

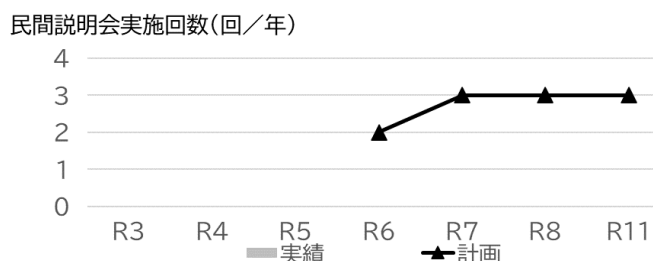
1-1 差別解消職員研修実施回数



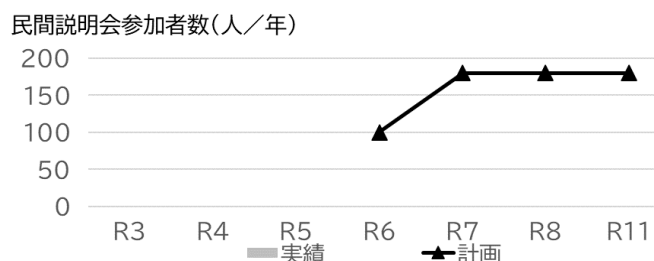
1-2 差別解消職員研修参加者数



1-3 民間向け合理的配慮説明会実施回数



1-4 民間向け合理的配慮説明会参加者数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区民向け研修会は開催できませんでした。また、区職員を対象とした4年に1度の基本的な人権研修も動画視聴となりました。新規採用職員向けの研修は、新任研修の中で実施しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

職員研修は、4年に1度必ず受講する基本的な人権研修に組み込むものと、新規採用職員向けの研修を継続して実施します。

令和6年度より障害者差別解消法改正により、民間事業所にも合理的配慮が義務化されることから、区民向けの研修は、合理的配慮の説明会として区内民間事業所向けに開催できないか検討・実施し、また区民の理解促進のための広報等にも取り組みます。

担当所管 障がい福祉課

ひと 柱立て(2)－施策② 小・中・高の児童・生徒に対する啓発

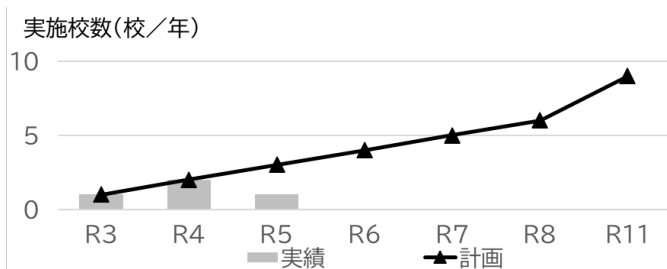
【活動指標1】 啓発授業を実施した学校数・参加児童数

障がい理解の促進を目的として、小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対して障がい理解に関する授業を行っています。小学校等から障がい理解に関する話を聞く機会を設けることで、区民の障がい理解が促進されると考えています。

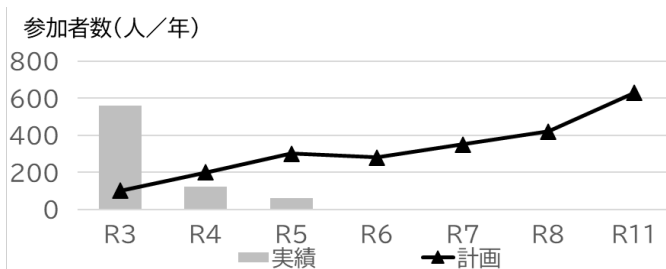
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 実施校数(校/年) | 計画 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 9 |
| | 実績 | 1 | 2 | 1 | - | - | - | - |
| 参加者数(人/年) | 計画 | 100 | 200 | 300 | 280 | 350 | 420 | 630 |
| | 実績 | 560 | 123 | 60 | - | - | - | - |

1-1 啓発授業を実施した学校数



1-2 啓発授業に参加した児童・生徒数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

中学校では校内放送システムを使い全校生徒を対象に実施、小学校では車椅子体験と合わせ、3・4年生を対象に実施し、実施校では児童・教員ともに内容は好評でしたが、学校からの依頼が少ない状況が続いています。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

引き続き校長会等で実施校を募るとともに、スポーツ振興課が実施しているパラスポーツ体験教室との実施時に啓発授業も併せて実施できないか働きかけるなどして、実施校を増やします。将来的には、啓発授業用のプログラムを作成し、各学校が独自に実施できるようなしくみを検討します。

担当所管

障がい福祉課

ひと 柱立て(2)－施策② 小・中・高の児童・生徒に対する啓発

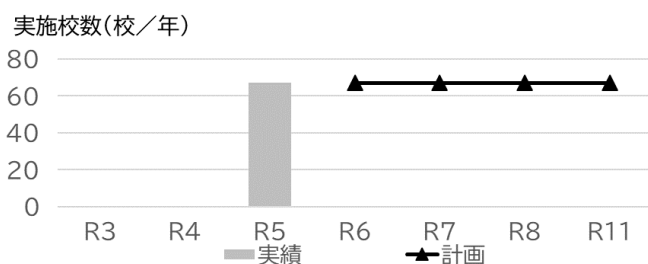
【活動指標2】 パラスポーツ体験授業を実施した学校数・参加児童数 **新規**

区内全小学校を対象に、パラスポーツ指導員を派遣し、パラスポーツの体験教室等を行い、「障がい者の立場」と「障がい者を支える立場」になってパラスポーツに親しむことで、障がい者とパラスポーツへの理解を進めます。

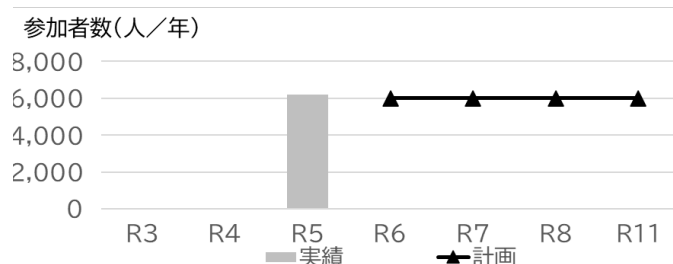
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 実施校数(校/年) | 計画 | - | - | - | 67 | 67 | 67 | 67 |
| | 実績 | - | - | 67 | - | - | - | - |
| 参加者数(人/年) | 計画 | - | - | - | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |
| | 実績 | - | - | 6,204 | - | - | - | - |

2-1 体験授業を実施した学校数



2-2 体験授業に参加した児童・生徒数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

令和5年度より区内全小学校の3・4年生を主な対象として、区の連携協定先である東京ヴェルディのパラスポーツ指導員ライセンスを持つコーチによるパラスポーツ体験教室を実施し、ボッチャ、シッティングバレーボール、視覚障がい者・聴覚障がい者サッカーを、障がい者の立場と支援する側の立場になって体験、学校からは大変好評でした。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

引き続き全小学校を対象に着実な事業実施を行い、パラスポーツおよび障がい者への理解を広げていくことで、児童が将来の共生社会実現のための担い手になっていくことを目指します。

担当所管 | スポーツ振興課

ひと 柱立て(2)－施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

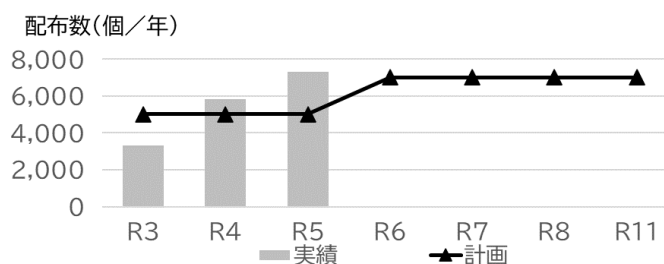
【活動指標1】 ヘルプマークの配付数

ヘルプマークは、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを周囲に知らせることで援助が受けやすくなるよう、東京都が作成したものです。内部障がい者などの利用が想定されていましたが、障がいのない高齢者も配布対象となり、多くの高齢者がヘルプマークを付け始めたことから、まちでよく見かけるようになりました。障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センター、各区民事務所（戸籍住民課窓口サービス係を除く。）で配付しています。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|----------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 配布数(個/年) | 計画 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 |
| | 実績 | 3,324 | 5,833 | 7,302 | - | - | - | - |

1 ヘルプマークの配付数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

ヘルプマークを必要とする方への配付を行うと同時に、あだち広報やSNS等でも周知を行い啓発に努めました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

配布数は年度によりばらつきがあるため、平均値を目標値としました。ヘルプマークの趣旨と、ヘルプマークを付けた方への援助や配慮について、ヘルプマークを付けている当事者も含め、広く区民の理解が促進されるよう、引き続きあだち広報等による啓発活動を実施します。

| | |
|------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|------|--------|

ひと 柱立て(2)－施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

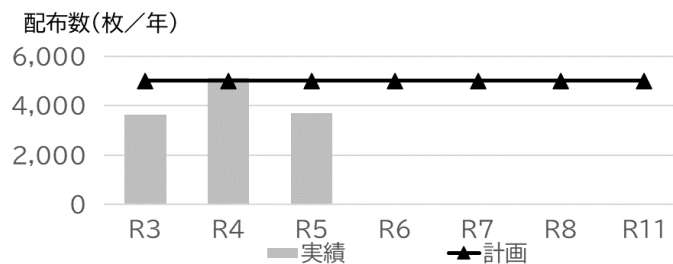
【活動指標2】 ヘルプカードの配付数

自身で配慮してほしい内容等を伝えることが難しい方が、日常生活の中で困った時や災害時に、周囲に自身の状況や必要な支援の内容等を伝えるためのヘルプカードを作成し、必要とする方へ配付しています。障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センター、各区民事務所（戸籍住民課窓口サービス係を除く。）で配付しています。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|----------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 配布数(枚/年) | 計画 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| | 実績 | 3,621 | 5,111 | 3,690 | - | - | - | - |

2 ヘルプカードの配付数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

ヘルプマークは広く認知されてきましたが、配慮してほしいことを記載するヘルプカードの配付数を増やすため、区独自にヘルプカードを入れるケースを作成し、ヘルプマークとともに啓発活動を実施しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

配布数は年度によりばらつきがあるため、平均値を目標値としました。
さらなる普及のため、ヘルプマークやヘルプカードケースとともに啓発活動を実施します。

担当所管 障がい福祉課

くらし いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現

柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目ない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

くらし 柱立て(1)－施策① 早期発見・相談・療育の取り組み

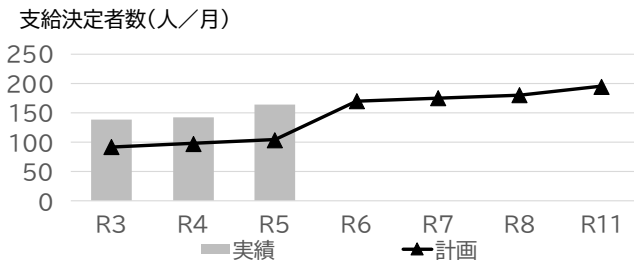
【活動指標1】 保育所等訪問支援利用者数・利用日数

保育所等を利用している障がい児を対象に、訪問支援員が保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業です。

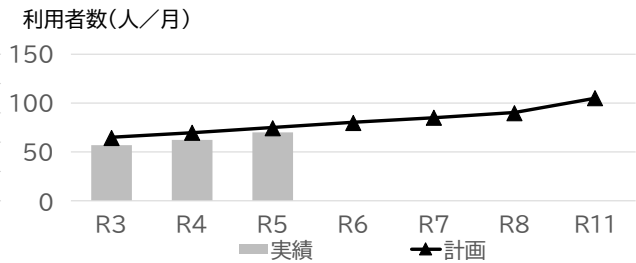
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|------|------|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 92 | 98 | 104 | 170 | 175 | 180 | 195 |
| | 実績 | 138 | 142 | 164 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 65 | 70 | 75 | 80 | 85 | 90 | 105 |
| | 実績 | 57 | 62 | 70 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 47 | 49 | 50 | 54 |
| | 実績 | 41.3 | 43.7 | 42.7 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 163 | 175 | 188 | 200 | 210 | 215 | 230 |
| | 実績 | 138 | 152 | 180 | - | - | - | - |

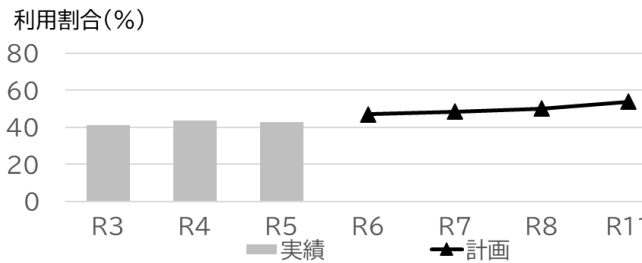
1-1 保育所等訪問支援支給決定者数



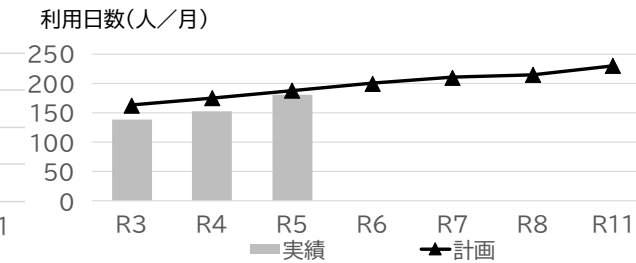
1-2 保育所等訪問支援利用者数



1-3 保育所等訪問支援利用割合



1-4 保育所等訪問支援利用日数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

支給決定者数は計画を上回るペースで増え、保育所等訪問支援事業所も増えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、実利用者数は計画を下回り、利用率も5割に達しませんでした。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

事業内容を保育所・学校等に周知してさらにニーズの喚起を図り、利用者数と利用率を高め、保育所等への適切な支援が実施されるよう取り組みます。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(1)－施策① 早期発見・相談・療育の取り組み

【活動指標2】ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数

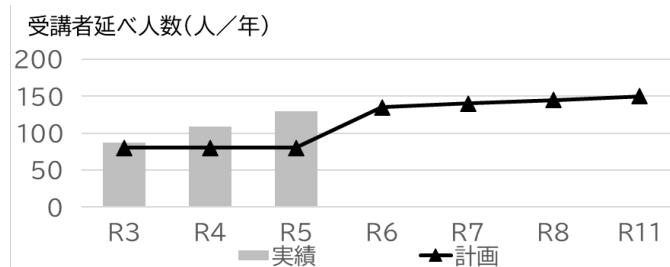
ペアレントトレーニングとは、年長児と学齢期（小学生）の保護者が、発達障がいの特性や対応方法を1クール数回の講義、ディスカッション等により、子どもの行動への対応を学ぶものです。ペアレントトレーニングを通して、子どもの行動や親子関係を見直す機会とし、それが子どもの発達につながることを期待されます。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|--------------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 受講者延べ人数(人/年) | 計画 | 80 | 80 | 80 | 135 | 140 | 145 | 150 |
| | 実績 | 87 | 109 | 130 | - | - | - | - |

*学齢児は1クール8回、年長児は1クール5回を基本に、学齢児・年長児とも前期と後期の2クールを実施
各回ごとに参加者数にばらつきがあるため、各回参加者の合計を延べ人数として計上しています

2 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講修了者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

令和2年度から学齢児（小学生）に加え、年長児対象のペアレントトレーニングを実施し、受講者は年々増加しています。

学齢児はあだち広報と区ホームページで募集、年長児は、就学相談の結果特別支援教室の判定となった児童へ送付する判定通知書に、事業の案内を同封して募集しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

対象児童数は増加傾向にあり、実施方法を見直して、受講者数を増やして対応します。

学齢児は、発達状況に合わせた助言を可能にするため、前期と後期で対象学年を分けて実施します。年長児は、判定通知書に本事業のお知らせを同封することを継続し、学齢児は、教育相談と連携して、さらに事業の周知に努めます。

担当所管

こども支援センターげんき

くらし 柱立て(1)－施策① 早期発見・相談・療育の取り組み

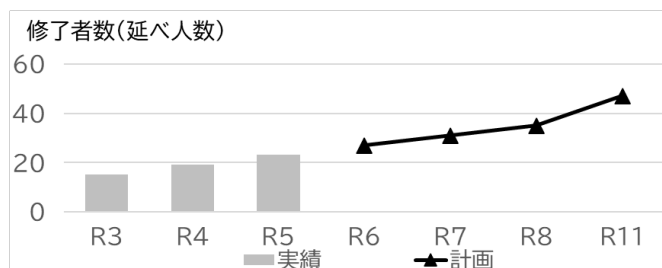
【活動指標3】 医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了者数 **新規**

医療的ケア児コーディネーターは、人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活において医療的ケアを必要とする障がい児（医療的ケア児）への支援を総合調整する役割を担います。東京都が実施する養成研修の受講対象者は、相談支援専門員、保健師等、今後、地域において医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う予定のある者で都内事業所、都内自治体に所属する者です。医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して暮らしていける体制づくりのため、養成研修の修了者を増やしていきます。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 修了者数(延べ人数) | 計画 | - | - | - | 27 | 31 | 35 | 47 |
| | 実績 | 15 | 19 | 23 | - | - | - | - |

3 医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

平成30年度から東京都で実施している医療的ケア児コーディネーター養成研修の区職員・相談支援事業所の相談支援専門員の受講を進め、令和5年度末で修了者は23名になる見込みです。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

最初の相談にあたる保健所保健師、コーディネーター的な役割を果たしているこども支援センター支援管理課と、実際に医療的ケア児を支援している、保育園等の職員の研修受講を進めます。また、相談支援事業所で医療的ケア児コーディネーター研修を受講した相談支援専門員7名が、相互に情報交換等ができるよう、横連携のしくみを検討して構築します。

担当所管

障がい福祉課

くらし 柱立て(1)－施策① 早期発見・相談・療育の取り組み

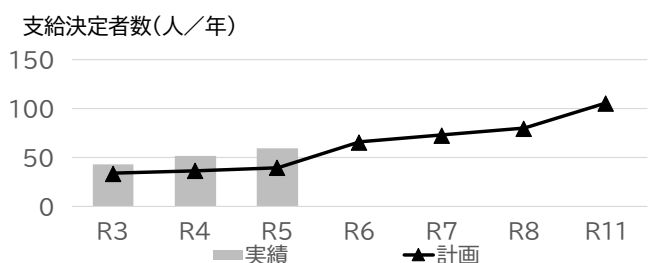
【活動指標4】重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数

重症心身障がい児（者）と医療的ケア児の健康保持と家族の休息時間の確保を目的として、自宅に訪問看護師を派遣し家族が行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって行う事業を実施しています。

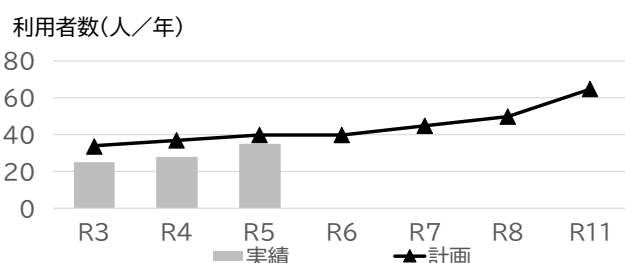
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|-----|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/年) | 計画 | 34 | 37 | 40 | 66 | 73 | 80 | 106 |
| | 実績 | 43 | 52 | 60 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/年) | 計画 | 34 | 37 | 40 | 40 | 45 | 50 | 65 |
| | 実績 | 25 | 28 | 35 | - | - | - | - |
| 利用時間数(時間/年) | 計画 | 680 | 740 | 800 | 2,200 | 2,300 | 2,400 | 2,700 |
| | 実績 | 600 | 948 | 2,130 | - | - | - | - |
| 事業所数(か所) | 計画 | 13 | 14 | 15 | 23 | 25 | 27 | 33 |
| | 実績 | 13 | 16 | 21 | - | - | - | - |

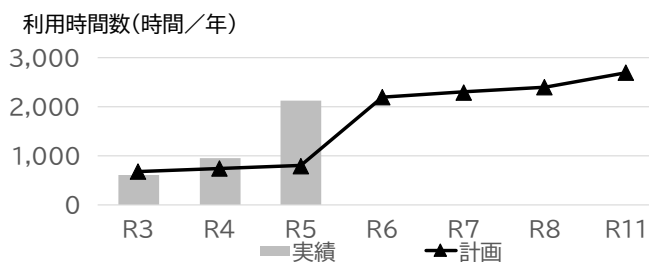
4-1 在宅レスパイト事業支給決定者数



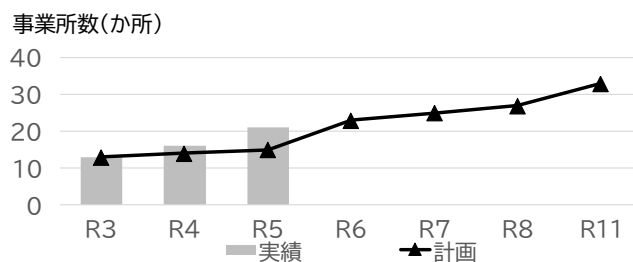
4-2 在宅レスパイト事業利用者数



4-3 在宅レスパイト事業利用時間数



4-4 在宅レスパイト事業委託事業所数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

令和元年度から医療的ケア児を対象に加え、令和5年度から年間利用時間を96時間から144時間に増やしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大期は利用控えも見られましたが、支給決定者数、利用者数、利用時間数が計画を大幅に上回っており、増加するニーズに合わせて対応してきました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

引き続き制度の周知に努め、必要とする家族が支援を受けられるよう、委託事業所の増に努めます。年間利用時間については、利用状況の推移を把握しながら、適切な時間数を検討します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(1)－ 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標1】「気づきのしくみ」協力園数・げんきの相談につながった件数

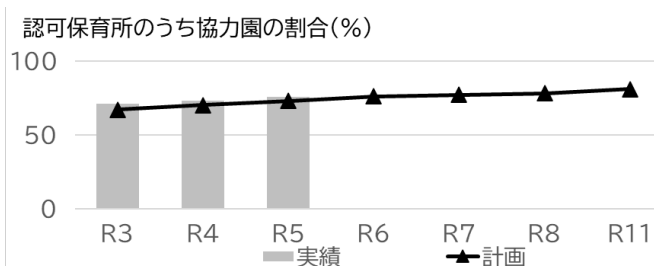
発達に支援が必要な子どもの課題を整理し、スムーズな就学と健やかな発達を支援するため、認可保育園に通う、社会性が芽生えだす4歳児を対象とした保護者アンケートに基づき、心理職や作業療法士が行動観察を行うことで、早期発見のしくみを構築しています。

子どもの特性や関わり方を保護者や保育者が理解し、対応することで、子どもの困り感を軽減することを目的としています。

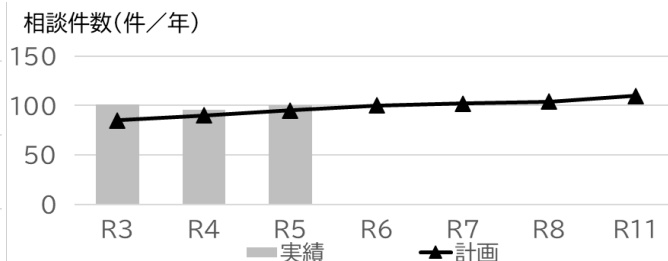
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------------------|----|------------|------|------|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 認可保育所のうち 協力園の割合(%) | 計画 | 67 | 70 | 73 | 76 | 77 | 78 | 81 |
| | 実績 | 71.1 | 73.0 | 75.6 | - | - | - | - |
| 相談件数(件/年) | 計画 | 85 | 90 | 95 | 100 | 102 | 104 | 110 |
| | 実績 | 101 | 96 | 100 | - | - | - | - |

1-1 「気づきのしくみ」協力園の割合



1-2 げんきの相談につながった件数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

園長会等で周知することで、私立保育園の協力園数は年々増加しています(区立保育園は全園対象)。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

私立保育園を対象に事業説明会を開催し、さらなる事業の理解・周知に努めます。
また、就学に向けて、気づきのしくみの支援を繋いでいけるよう、プログラムを検討します。

担当所管 | こども支援センターげんき

くらし 柱立て(1)－ 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

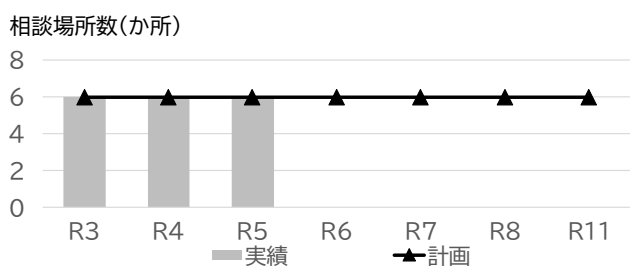
【活動指標2】 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談場所数・相談件数

0歳から18歳未満の子どもの、発達に関する悩みや心配事（発達障がいを含む）に関する相談を、専門の相談員が受けています。こども支援センターげんきで行う発達相談に加え、5か所の各保健センターに出張相談日を設け、身近な地域で相談しやすい環境づくりに取り組んでいます。

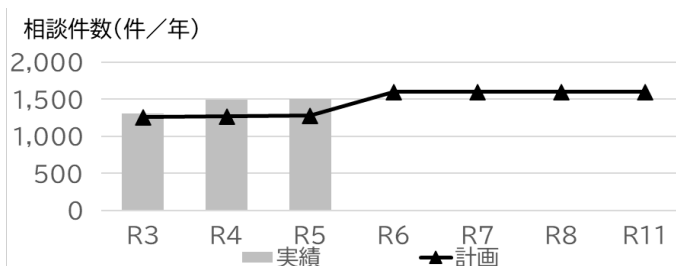
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 相談場所数(か所) | 計画 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 実績 | 6 | 6 | 6 | - | - | - | - |
| 相談件数(件/年) | 計画 | 1,260 | 1,270 | 1,280 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| | 実績 | 1,311 | 1,491 | 1,500 | - | - | - | - |

2-1 発達支援係における発達相談場所数



2-2 発達支援係における発達相談件数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

こども支援センターげんきで実施している月曜から土曜まで毎日の相談に加え、アウトリーチとして保健センター5か所で行出張相談を実施して、相談回数の確保に努めました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

相談を必要とする児童の数が増加しても、母数となる児童数の減少見込みを踏まえ、目標値を設定しました。

相談の予約が取りにくいという声があるため、こども支援センターの相談を受ける体制を強化するとともに、保健センターでの相談回数を増やして、タイムリーに相談が受けられるようにします。

担当所管 | こども支援センターげんき

くらし 柱立て(1)－ 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標3・4】 児童発達支援・医療型児童発達支援利用者数・利用日数

⇒ 【国成果目標5－①】 児童発達支援センターの設置 (19頁)

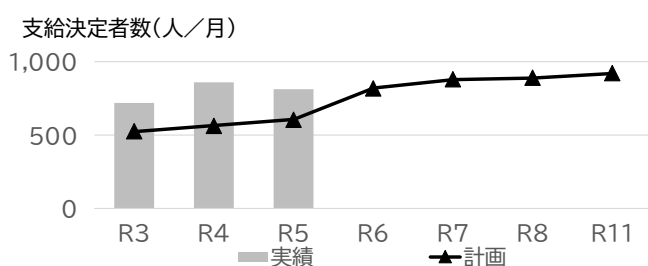
【国成果目標5－④】 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業の確保 (20頁)

就学前の障がい児を対象に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う事業です。

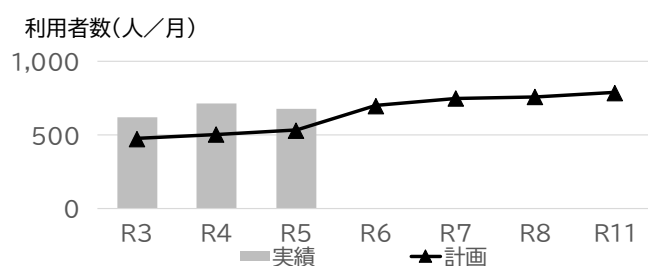
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|--------------------------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 児童発達支援 支給決定者数(人/月) | 計画 | 524 | 563 | 605 | 820 | 880 | 890 | 920 |
| | 実績 | 721 | 860 | 812 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 477 | 505 | 533 | 700 | 750 | 760 | 790 |
| | 実績 | 621 | 714 | 680 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 85 | 85 | 85 | 85 |
| | 実績 | 86.1 | 83.0 | 83.7 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 4,293 | 4,545 | 4,797 | 5,600 | 6,000 | 6,080 | 6,320 |
| | 実績 | 5,200 | 5,877 | 5,440 | - | - | - | - |
| 医療型児童発達支援 支給決定者数(人/月) | 計画 | 39 | 41 | 43 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 実績 | 30 | 30 | 28 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 36 | 38 | 40 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 実績 | 27 | 29 | 27 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 実績 | 90.0 | 96.7 | 96.4 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 288 | 304 | 320 | 210 | 210 | 210 | 201 |
| | 実績 | 163 | 200 | 189 | - | - | - | - |

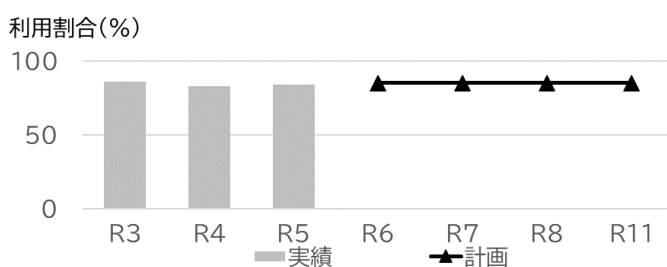
3-1 児童発達支援支給決定者数



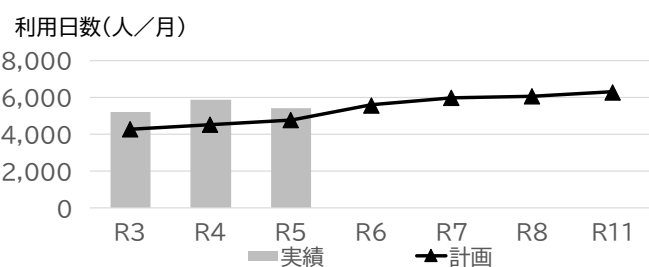
3-2 児童発達支援利用者数



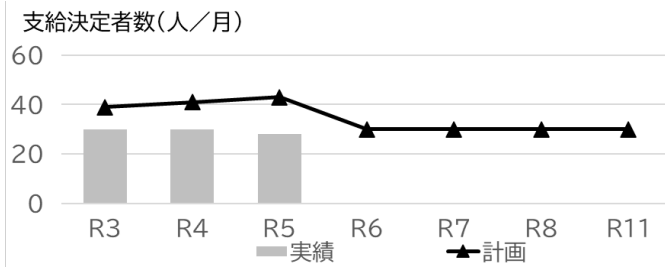
3-3 児童発達支援利用割合



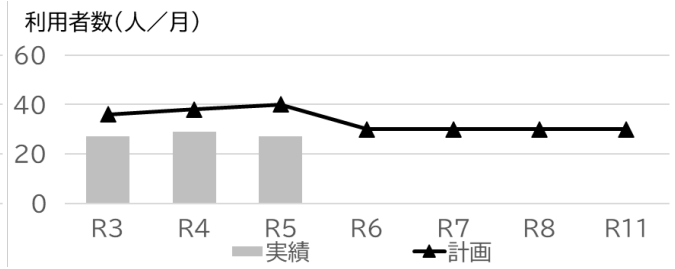
3-4 児童発達支援利用日数



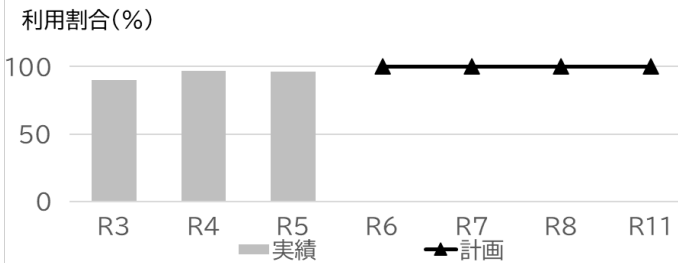
3-5 医療型児童発達支援支給決定者数



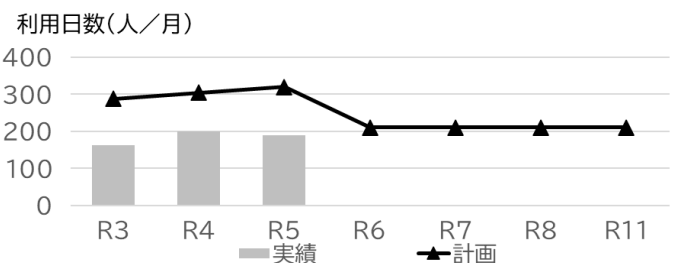
3-6 医療型児童発達支援利用者数



3-7 医療型児童発達支援利用割合



3-8 医療型児童発達支援利用日数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

令和6年2月現在、区内には2か所の児童発達支援センター、1か所の医療型児童発達支援センター、29か所の児童発達支援事業所があり、毎年増加する利用ニーズに対応してきました。利用児の多くが児童発達支援センターに集中しており、専門的な療育に対するニーズが高まっています。医療型児童発達支援の令和3年度利用者数減少は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えによるものです。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

児童福祉法の改正によって、令和6年度から福祉型と医療型が一元化されることになりましたが、まだ詳細が示されていないため、計画ではこれまで同様に分けて人数を記載しています。専門的な療育を展開するため、令和7年4月に新しい児童発達支援センターを開設し、現在の高い利用率を維持しつつ、必要なニーズに応えられるよう整備を進めます。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(1)－ 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

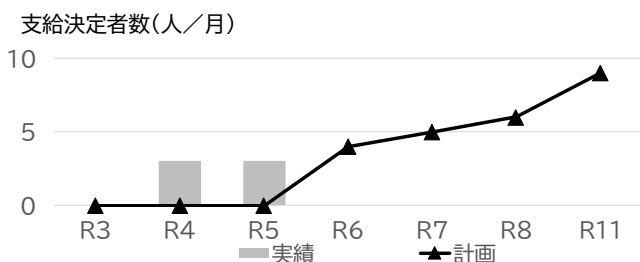
【活動指標5】 居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数

重度の障がい等により外出が困難な障がい児を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与や生活能力の向上のための訓練を訪問して行う事業です。

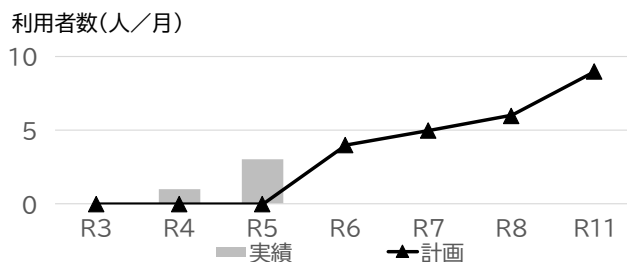
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|------|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 | 6 | 9 |
| | 実績 | 0 | 3 | 3 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 | 6 | 9 |
| | 実績 | 0 | 1 | 3 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 実績 | 0 | 33.3 | 100 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 0 | 0 | 0 | 16 | 20 | 24 | 36 |
| | 実績 | 0 | 4 | 12 | - | - | - | - |

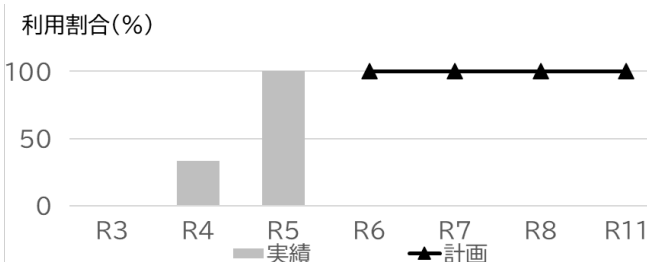
4-1 居宅訪問型児童発達支援支給決定者数



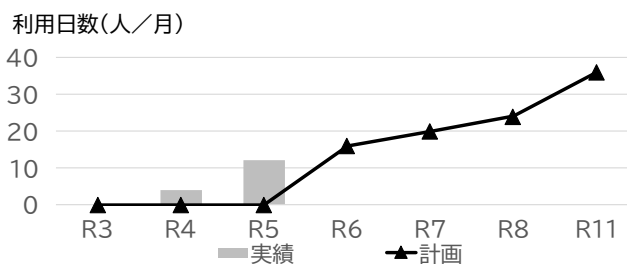
4-2 居宅訪問型児童発達支援利用者数



4-3 居宅訪問型児童発達支援利用割合



4-4 居宅訪問型児童発達支援利用日数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

平成30年度に制度化された事業であり、少しずつ利用が始まったというところで、まだ区内には居宅訪問型の事業所はなく、他区の事業所が訪問している状況です。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

利用者は少ないですが、一定のニーズはあるものと考えられます。今後の事業展開については、利用希望の動向を把握しながら、区内児童発達支援事業所と協議を進めます。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(1)－ 施策③ 学齢期の取り組みの充実

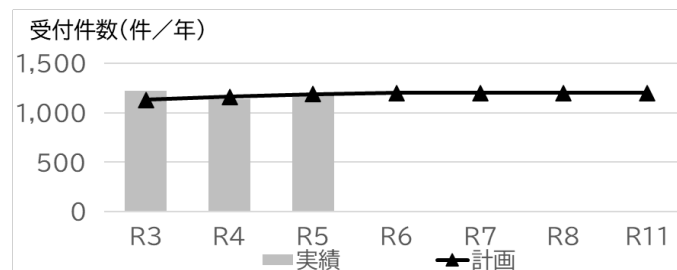
【活動指標1】 就学相談受付件数

心身の発達等に心配のある児童・生徒の保護者や学校から就学相談を受け、面接や心理検査、行動観察等を実施し、就学支援委員会等により児童・生徒の適正な就学先の決定を支援します。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 受付件数(件/年) | 計画 | 1,130 | 1,160 | 1,190 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| | 実績 | 1,218 | 1,136 | 1,180 | - | - | - | - |

1 就学相談受付件数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

相談内容等について、保護者や学校等と調整して速やかな対応をすることにより、適正な就学先の決定につなぎ、99%以上の相談完結率となっています。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

過去の相談実績および児童・生徒数の推移等により目標値を設定しました。
相談体制を整え、遅滞なく面接や心理検査等を行い、引き続き児童・生徒を適正な就学につなげるために、現在の相談完結率を維持します。

| | |
|------|--------------|
| 担当所管 | こども支援センターげんき |
|------|--------------|

くらし 柱立て(1)－ 施策③ 学齢期の取り組みの充実

【活動指標2】放課後等デイサービス利用者数・利用日数

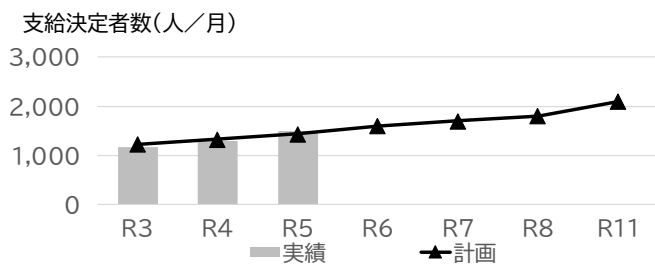
⇒【国成果目標5－④】主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業の確保（20頁）

学校（幼稚園・大学を除く。）に就学中の障がい児を対象に、主に授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

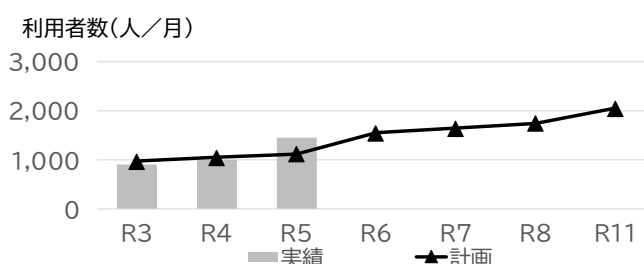
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 1,222 | 1,328 | 1,434 | 1,600 | 1,700 | 1,800 | 2,100 |
| | 実績 | 1,170 | 1,296 | 1,490 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 977 | 1,050 | 1,123 | 1,550 | 1,650 | 1,750 | 2,050 |
| | 実績 | 913 | 1,006 | 1,450 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 97 | 97 | 97 | 97 |
| | 実績 | 78.0 | 77.6 | 97.3 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 12,707 | 14,099 | 15,643 | 20,150 | 21,450 | 22,750 | 26,650 |
| | 実績 | 11,694 | 13,735 | 17,400 | - | - | - | - |

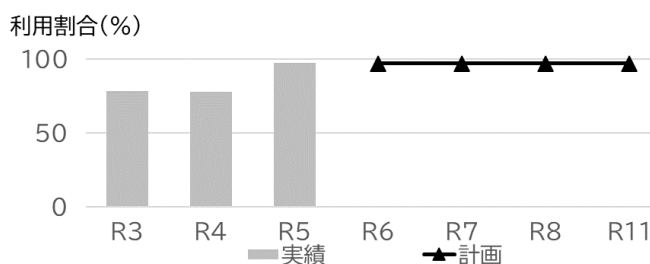
2-1 放課後等デイサービス支給決定者数



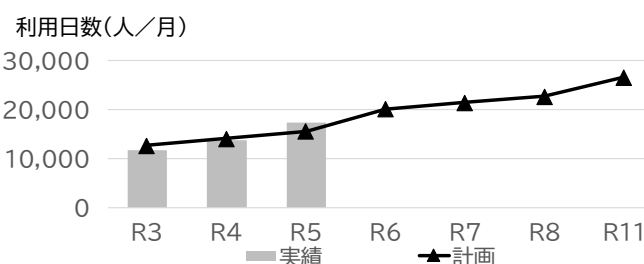
2-2 放課後等デイサービス利用者数



2-3 放課後等デイサービス利用日数



2-4 放課後等デイサービス利用日数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

支給決定、利用日数の増加傾向が続いており、それに合わせて対応してきました。令和6年2月現在、区内には60か所の事業所があり、他区と比べても多く、区外の事業所を利用している方もいます。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

事業所数は増えていますが、肢体不自由児や医療的ケア児を含む重症心身障がい児の受け入れが可能な事業所が少なく、区の看護師加配補助で増加を図ります。また、量の確保とあわせて、支援の質を高めることが重要であり、指導検査と事業所ネットワークによる支援の両面から取り組みます。

担当所管

障がい福祉課

くらし 柱立て(1)－ 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

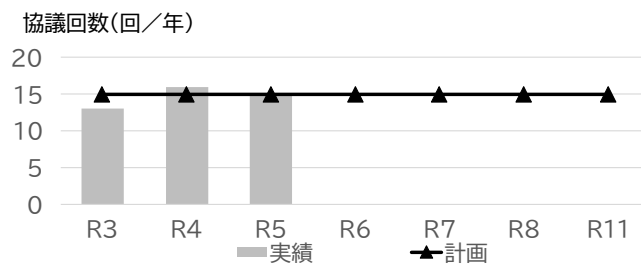
【活動指標1】 特別支援学校と区が進路協議を行った回数

特別支援学校の在校生が卒業後に必要な支援が受けられるよう、特別支援学校の進路担当教諭と障がい福祉課で情報共有等を行っています。また、区内の障がい者通所施設の利用を希望する在校生については、区で入所の調整を行っているため、本人に合った施設へ調整するために必要な情報の共有も行っていきます。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 協議回数(回/年) | 計画 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 実績 | 13 | 16 | 15 | - | - | - | - |

1 特別支援学校と区が進路協議を行った回数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

特別支援学校の進路担当教諭と情報共有を行うだけでなく、入所調整担当が実際に特別支援学校を訪問し、学校での様子を見学する機会を設けました。この進路協議をしっかりと実施することで、次の活動指標である、「第1希望施設への入所の割合」を高めることにつながるとともに、卒業後に必要な支援が受けられるよう、連絡調整も行いました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

多様なニーズを持つ在校生が増えていることから、特別支援学校との連携に引き続き取り組みます。また、入所調整にあたって、進路先である障害福祉サービス事業所と特別支援学校の連携強化も支援します。

| | |
|------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|------|--------|

くらし 柱立て(1)－ 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

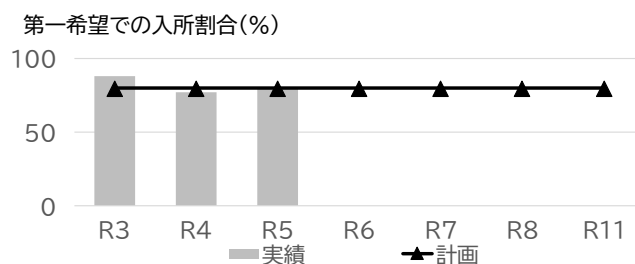
【活動指標2】 第一希望の区内障がい者通所施設に入ることができた割合

障がい者本人の意思を尊重した障がい者通所施設に入ることができるよう、関係者との調整等を行い、本人または家族等の希望に基づき入所調整を行います。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 第一希望への入所割合 (%) | 計画 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 実績 | 88 | 77 | 80 | - | - | - | - |

2 第一希望の区内障がい者通所施設に入ることができた割合



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

募集のあった事業所に対する希望状況であり、利用を希望する事業所の募集がなかった場合が反映されていない割合ではありますが、特別支援学校在籍中の実習等によるマッチングで、高水準が維持できています。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

家に近いというだけでなく、活動内容や支援の質から、本人にマッチした事業所を希望する傾向にあります。一方で支援時間が長い区外事業所を選択する保護者も増えてきました。そうした障がい者や保護者のニーズに即し、かつ、可能な限り身近な地域で利用できるよう施設整備等に取り組み、8割以上を維持していきます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実
(障害者総合支援法関連)

暮らし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

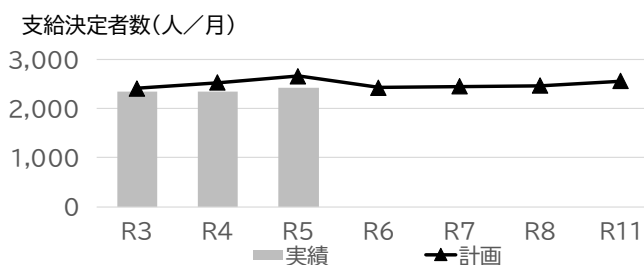
【活動指標1】 居宅系サービス利用者数・利用時間数

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあり、居宅における生活全般の援助や、視覚障がいや行動障がいがある等で移動に著しい困難を有する方の外出時における支援を行う事業です。

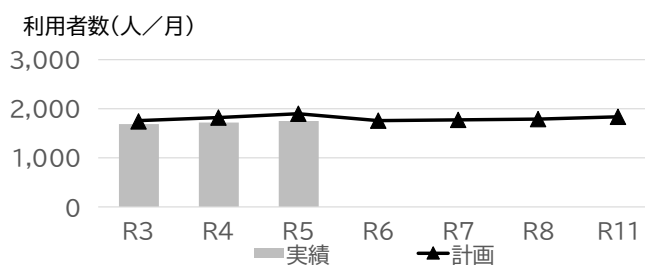
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 2,414 | 2,533 | 2,658 | 2,430 | 2,450 | 2,470 | 2,560 |
| | 実績 | 2,350 | 2,352 | 2,421 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 1,754 | 1,828 | 1,905 | 1,765 | 1,780 | 1,795 | 1,840 |
| | 実績 | 1,690 | 1,725 | 1,750 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 75 | 77 | 79 | 85 |
| | 実績 | 71.9 | 73.3 | 72.3 | - | - | - | - |
| 利用時間数(人/月) | 計画 | 63,282 | 66,473 | 69,826 | 63,000 | 64,000 | 65,000 | 68,000 |
| | 実績 | 63,322 | 61,823 | 62,000 | - | - | - | - |

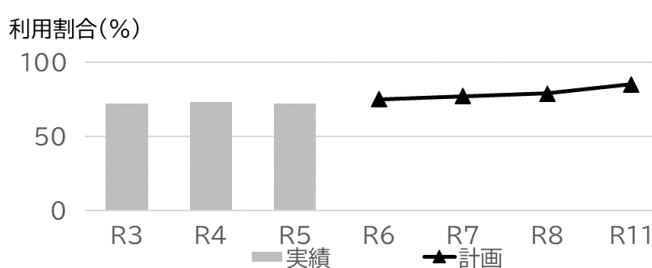
1-1 居宅系サービス支給決定者数



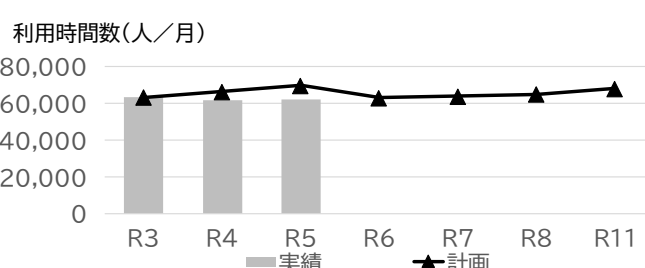
1-2 居宅系サービス利用者数



1-3 居宅系サービス利用割合



1-4 居宅系サービス利用時間数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

障がい者とその家族の生活を支える必要不可欠なサービスであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期にも、実績が減少することなく増加傾向が続いています。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。今後も増加が見込まれることから、ニーズに対応できる量の確保、特にサービス提供従事者の確保とあわせて、支援の質を高めるための研修等に取り組みます。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

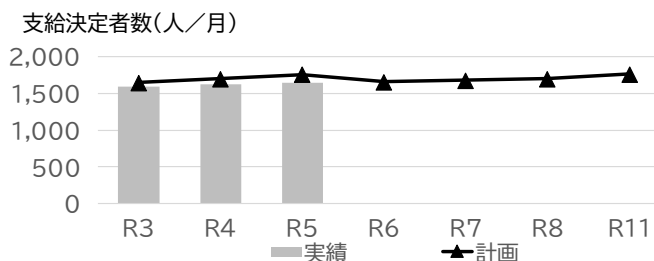
【活動指標2】 短期入所利用者数・利用日数

自宅において監護する方が病気等の理由により一時的に入所が必要な方に、夜間を含めた短期間、施設等で入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行う事業です。

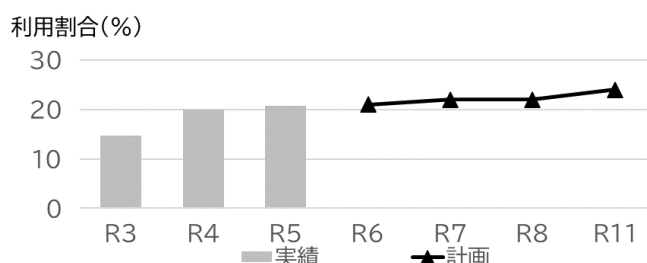
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------------------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 1,648 | 1,701 | 1,756 | 1,660 | 1,680 | 1,700 | 1,760 |
| | 実績 | 1,597 | 1,621 | 1,646 | - | - | - | - |
| 福祉型+医療型利用者 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 21 | 22 | 22 | 24 |
| | 実績 | 14.8 | 19.9 | 20.8 | - | - | - | - |
| 福祉型短期入所 利用者数(人/月) | 計画 | 307 | 332 | 338 | 340 | 350 | 360 | 390 |
| | 実績 | 226 | 302 | 325 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 2,950 | 2,950 | 2,950 | 3,700 | 3,800 | 3,900 | 4,200 |
| | 実績 | 3,074 | 3,590 | 3,601 | - | - | - | - |
| 医療型短期入所 利用者数(人/月) | 計画 | 21 | 22 | 23 | 20 | 21 | 22 | 25 |
| | 実績 | 11 | 20 | 18 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 132 | 140 | 149 | 120 | 122 | 124 | 130 |
| | 実績 | 56 | 128 | 108 | - | - | - | - |

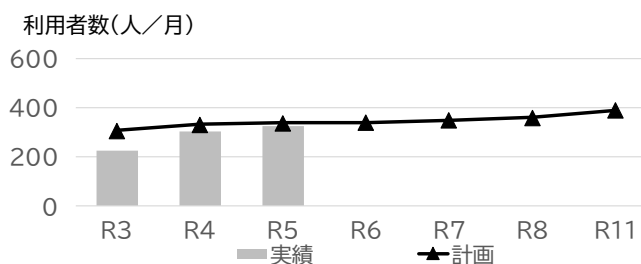
2-1 短期入所支給決定者数



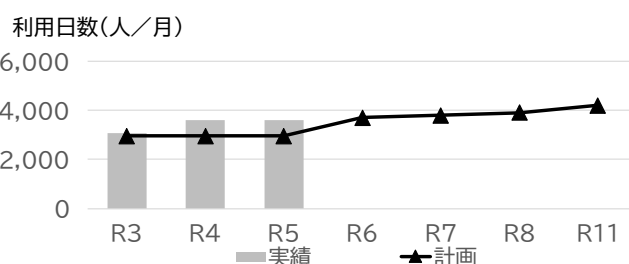
2-2 短期入所利用割合



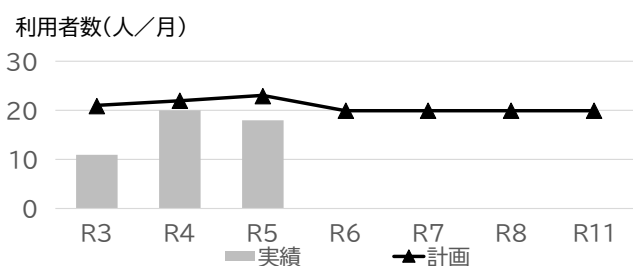
2-3 福祉型短期入所利用者数



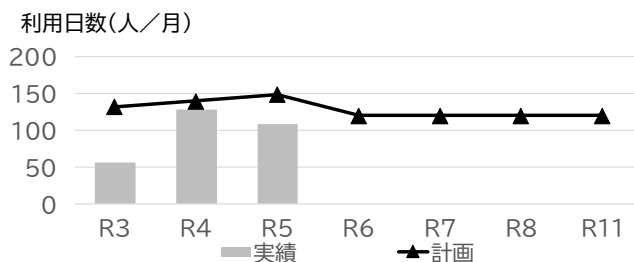
2-4 福祉型短期入所利用日数数



2-5 医療型短期入所利用者数



2-6 医療型短期入所利用日数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

支給決定者数は増えているものの、重度の障がい者が身近な場所で利用できる短期入所が少なく、実際の利用者数は大きく伸びていません。令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、感染拡大期間に受け入れを中止する事業所が多くありました。緊急時にスムーズに利用できるようにするため、支給決定はするものの利用予定のない方も多いため、利用割合は2割程度となっています。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。
可能な限り身近な地域で、緊急時にも利用でき、中・重度の障がい者に対応できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるようにすることが求められています。緊急時の対応と合わせ、地域生活支援拠点等の取り組みとあわせて検討し、緊急保護機能を持つ多機能型拠点の整備に取り組みます。

| | |
|-------------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|-------------|--------|

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

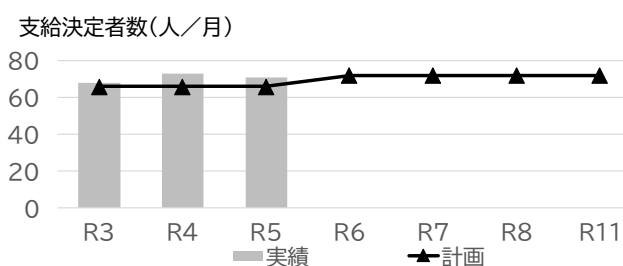
【活動指標3】療養介護利用者数

医療及び常時の介護を必要とする障がい者に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う事業です。区内には療養介護を実施する医療機関はなく、多くの利用者が都外の医療機関に入院しながら、利用しています。

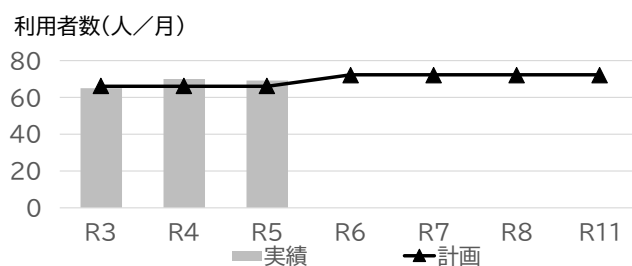
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|----|----|-------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 66 | 66 | 66 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| | 実績 | 68 | 73 | 71 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 66 | 66 | 66 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| | 実績 | 65 | 70 | 69 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 実績 | 96 | 96 | 97 | - | - | - | - |

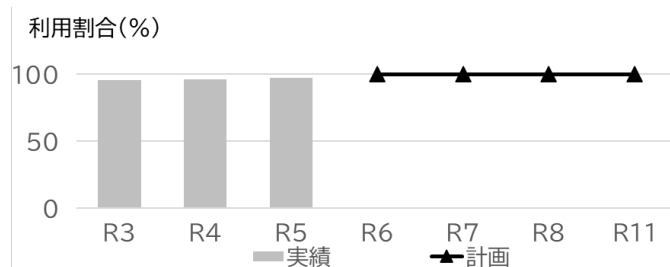
3-1 療養介護支給決定者数



3-2 療養介護利用者数



3-3 療養介護利用割合



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

計画をやや上回る支給決定者数、利用者数で推移し、それに合わせて対応してきました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。
一定のニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める取り組みを事業所に促します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

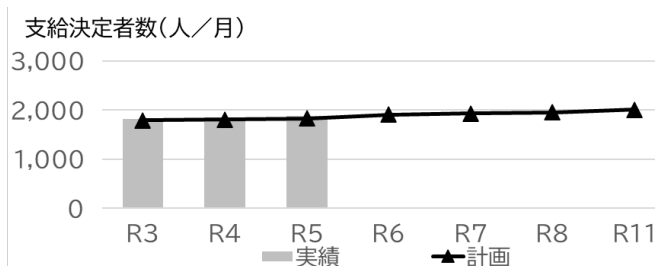
【活動指標4】生活介護利用者数・利用日数

常時介護を必要とする障がい者に対し、日中、施設における入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

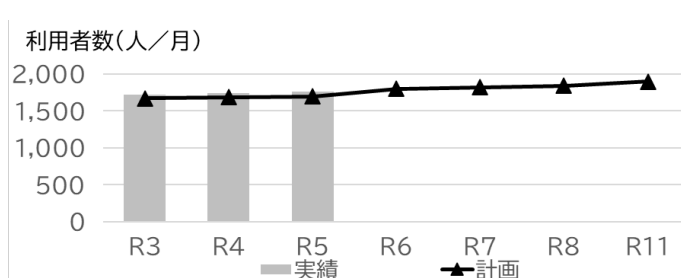
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 1,788 | 1,809 | 1,830 | 1,910 | 1,930 | 1,950 | 2,010 |
| | 実績 | 1,821 | 1,848 | 1,882 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 1,672 | 1,685 | 1,698 | 1,800 | 1,820 | 1,840 | 1,900 |
| | 実績 | 1,715 | 1,745 | 1,764 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 94 | 94 | 94 | 95 |
| | 実績 | 94.2 | 94.4 | 93.7 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 33,300 | 33,420 | 33,560 | 35,000 | 35,400 | 35,800 | 37,000 |
| | 実績 | 34,047 | 35,204 | 34,853 | - | - | - | - |

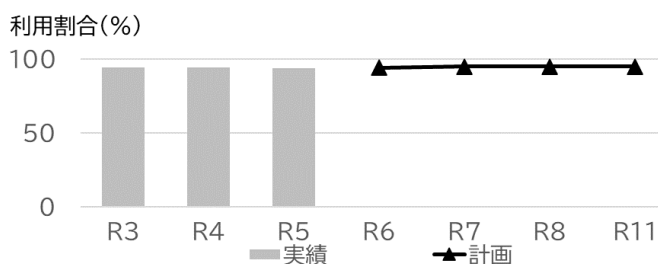
4-1 生活介護支給決定者数



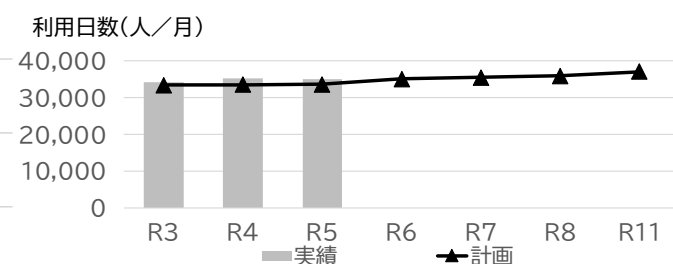
4-2 生活介護利用者数



4-3 生活介護利用割合



4-4 生活介護利用日数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

特別支援学校卒業予定者の他、障がい者の重度化・高齢化等により、生活介護の利用者数は年々増えています。供給量確保のため、足立区障がい者通所施設整備方針に基づき、区内の生活介護施設の整備を行いました。株式会社やNPO法人等、社会福祉法人以外の事業所が増える傾向にあります。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量を確保するため、足立区障がい者通所施設整備方針に沿って施設整備を進めるとともに、支援の質を高めるため、区独自に指導検査が実施できるしくみを障がい福祉課に構築します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標5】 自立訓練（機能訓練）利用者数・利用日数

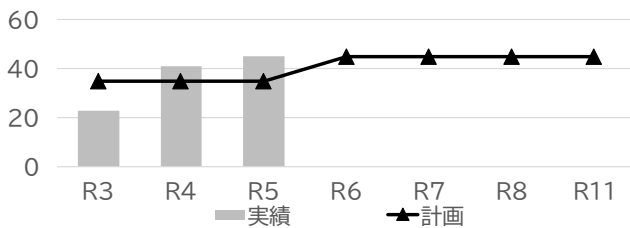
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上などに必要な訓練等を行う事業です。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|------|------|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 35 | 35 | 35 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 実績 | 23 | 41 | 45 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 35 | 35 | 35 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 実績 | 20 | 32 | 39 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 89 | 89 | 89 | 89 |
| | 実績 | 87.0 | 78.0 | 86.7 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 280 | 280 | 280 | 320 | 320 | 320 | 320 |
| | 実績 | 151 | 240 | 299 | - | - | - | - |

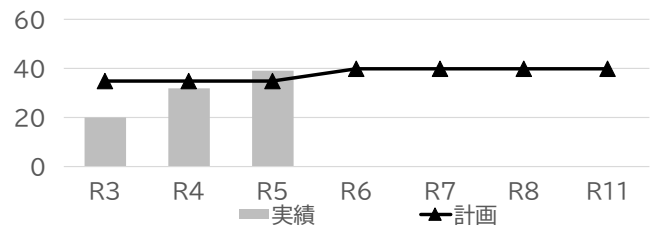
5-1 自立訓練（機能訓練）支給決定者数

支給決定者数(人/月)



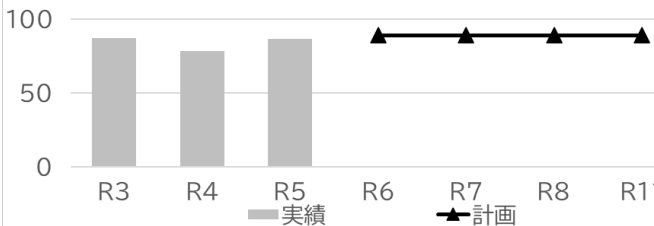
5-2 自立訓練（機能訓練）利用者数

利用者数(人/月)



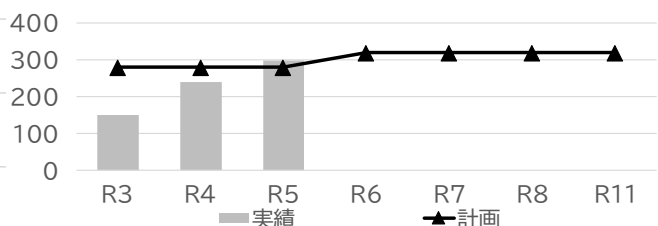
5-3 自立訓練（機能訓練）利用割合

利用割合(%)



5-4 自立訓練（機能訓練）利用日数

利用日数(人/月)



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

機能訓練を必要とする障がい者の利用ニーズに対応してきました。区内の事業所は障がい福祉センターあしすとの1か所であり、医療リハビリテーションの次の段階として、地域生活へ移行する社会リハビリテーションの場として、中途障がい者を中心に機能訓練を実施しています。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。利用期間が定められているサービスのため、目標値はニーズに対応できる量の確保としています。事業所が区立の1か所のみですが、外部有識者からのスーパーバイズにより、支援の質を向上する取り組みを継続します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

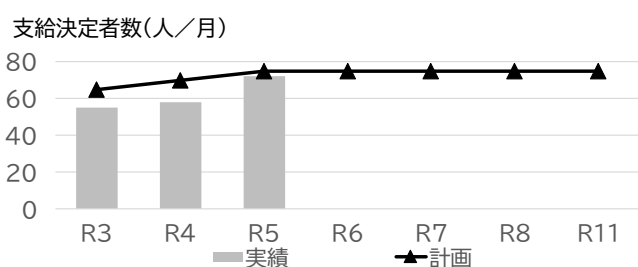
【活動指標6】自立訓練（生活訓練）利用者数・利用日数

障がい者に対して、自立した日常生活を営むために必要な生活能力の維持・向上のための訓練等を行う事業です。

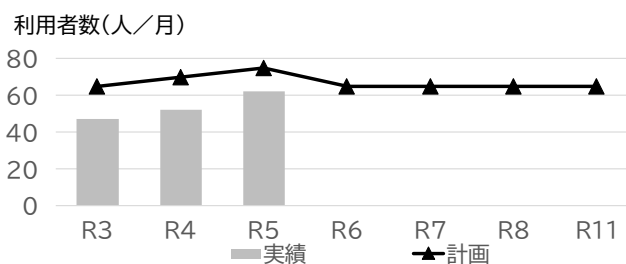
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 65 | 70 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| | 実績 | 55 | 58 | 72 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 65 | 70 | 75 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | 実績 | 47 | 52 | 62 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 87 | 87 | 87 | 87 |
| | 実績 | 86 | 90 | 86 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 1,040 | 1,120 | 1,200 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| | 実績 | 845 | 981 | 1,097 | - | - | - | - |

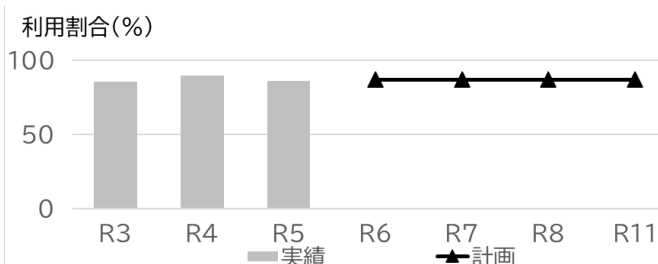
6-1 自立訓練（生活訓練）支給決定者数



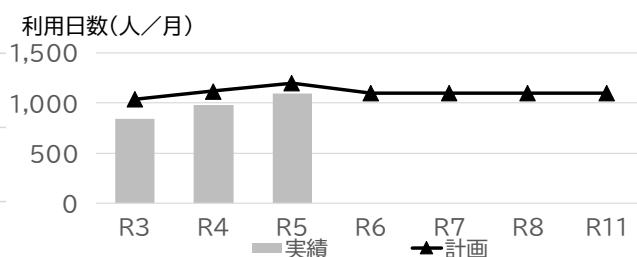
6-2 自立訓練（生活訓練）利用者数



6-3 自立訓練（生活訓練）利用割合



6-4 自立訓練（生活訓練）利用日数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、計画をやや下回っていますが、利用を希望する方には対応できています。区内の事業所は3か所、知的障がい者や発達障がい者を対象とする事業所の他、障がい福祉センターでは高次脳機能障がい者を対象に生活訓練を実施しています。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるため、区独自に指導検査が実施できるしくみを障がい福祉課に構築します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

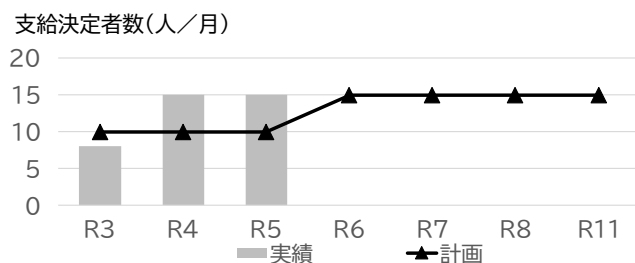
【活動指標7】 宿泊型自立訓練利用者数・利用日数

知的障がい者または精神障がい者に対して、居室などの設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行う事業です。訓練終了後は単身で生活する方もいますが、多くは共同生活援助（グループホーム）へ移行します。

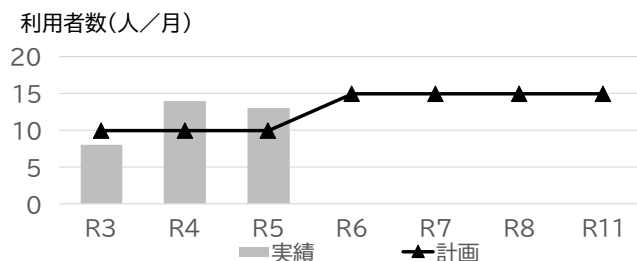
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|------|------|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 10 | 10 | 10 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 実績 | 8 | 15 | 15 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 10 | 10 | 10 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 実績 | 8 | 14 | 13 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 実績 | 100 | 93.3 | 86.7 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 300 | 300 | 300 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| | 実績 | 191 | 426 | 377 | - | - | - | - |

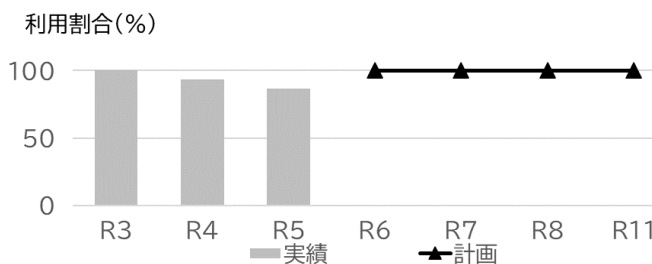
7-1 宿泊型自立訓練支給決定者数



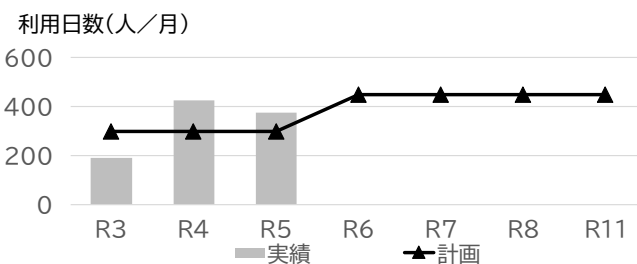
7-2 宿泊型自立訓練利用者数



7-3 宿泊型自立訓練利用割合



7-4 宿泊型自立訓練利用日数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

年度ごとにばらつきはありますが、訓練を必要とする障がい者のニーズに対応してきました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。2年間（または3年間）の利用期間が定められていることから、利用ニーズに対応できる量が目標値となっています。

担当所管

障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標8】 共同生活援助利用者数・区内定員数

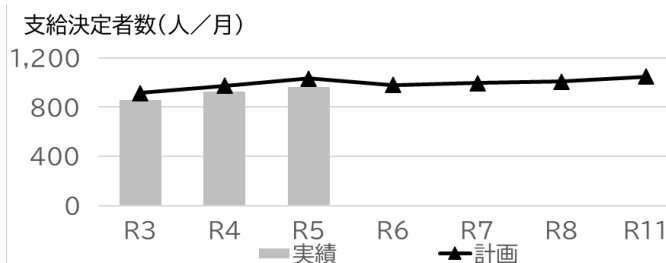
⇒ 【国成果目標1－①】 施設入所者の地域生活移行促進（13頁）

共同生活を行う住居において、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等の日常生活上の援助を行う事業で、地域の障がい者の利用はもとより、施設入所者の地域生活移行に欠かせないサービスです。

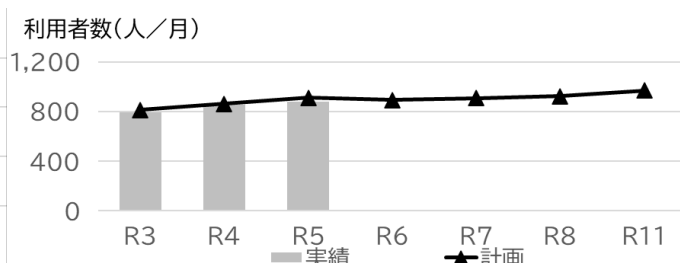
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------------------|----|------------|------|-------|-----------|-----|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 916 | 975 | 1,034 | 980 | 995 | 1,010 | 1,050 |
| | 実績 | 860 | 927 | 965 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 815 | 863 | 911 | 900 | 920 | 940 | 1,000 |
| | 実績 | 794 | 855 | 880 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 92 | 92 | 93 | 95 |
| | 実績 | 92.3 | 92.2 | 91.2 | - | - | - | - |
| 身体・知的障がい者 区内定員数(人/年) | 計画 | 475 | 480 | 485 | 635 | 655 | 675 | 735 |
| | 実績 | 556 | 593 | 614 | - | - | - | - |
| 精神障がい者 区内定員数(人/年) | 計画 | 125 | 130 | 135 | 115 | 120 | 125 | 140 |
| | 実績 | 110 | 109 | 109 | - | - | - | - |

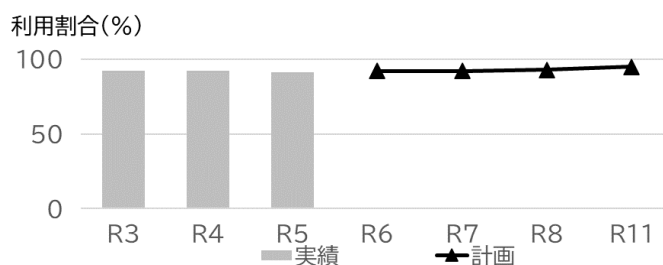
8-1 共同生活援助支給決定者数



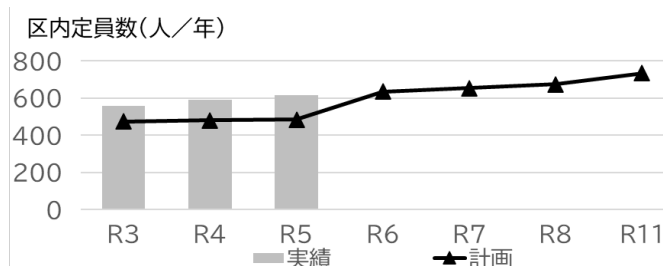
8-2 共同生活援助利用者数



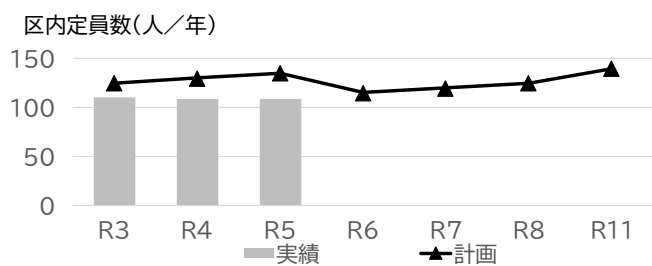
8-3 共同生活援助利用割合



8-4 共同生活援助区内定員数 (身体・知的)



8-5 共同生活援助区内定員数 (精神)



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

重度の身体および知的障がい者向けグループホームの整備促進に必要な課題を整理し、施設整備費補助の見直しや区独自の重度加算の創設など実施し、身体・知的障がい者が利用できる共同生活援助の区内定員数は、計画を上回ることができました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

引き続き重度の身体および知的障がい者向けグループホームの整備促進に努めます。
精神障がい者向けグループホームについては、通過型を中心に、定員数の増を図ります。
また、区内の日中サービス支援型共同生活援助については、ケアマネジメント評価会議において適切な運営がされているか定期的に検証し、自立支援協議会に報告します。

| | |
|-------------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|-------------|--------|

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

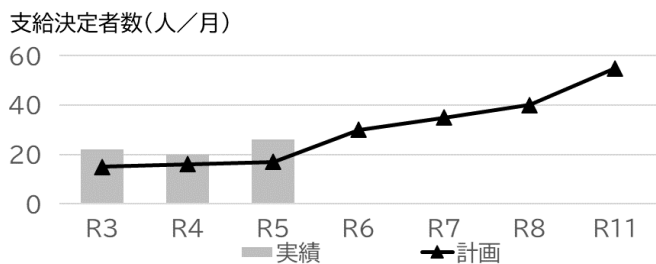
【活動指標9】 自立生活援助利用者数

障害者支援施設等を利用していた方が、居宅において単身等で自立した日常生活を営むにあたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

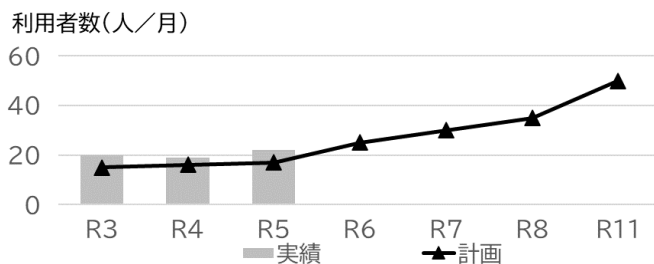
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|------|------|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 15 | 16 | 17 | 30 | 35 | 40 | 55 |
| | 実績 | 22 | 20 | 26 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 15 | 16 | 17 | 28 | 33 | 38 | 52 |
| | 実績 | 20 | 19 | 22 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 95 | 95 | 95 | 95 |
| | 実績 | 90.9 | 95.0 | 84.6 | - | - | - | - |
| 区内事業所数(か所) | 計画 | - | - | - | 6 | 6 | 7 | 8 |
| | 実績 | 3 | 5 | 5 | - | - | - | - |

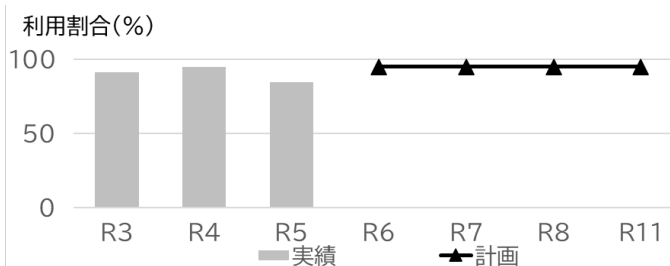
9-1 自立生活援助支給決定者数



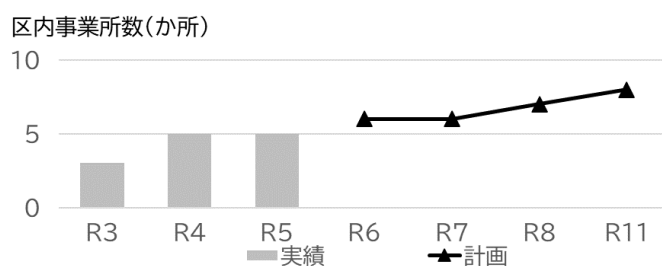
9-2 自立生活援助利用者数



9-3 自立生活援助利用割合



9-4 自立生活援助区内事業所数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

地域で生活する障がい者への支援ニーズの高まりから、支給決定者数、利用者数ともに増加傾向にあります。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

共同生活援助の業務に単身生活等への移行支援が明確化され、地域生活へ移行した障がい者への支援策として自立生活援助の利用が見込まれていることから、さらなる利用者の増を見込んでいます。また、必要な支援を受けることができるよう、事業所の増にも取り組みます。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標10】施設入所支援利用者数

⇒【国成果目標1－①】施設入所者の地域生活移行促進（13頁）

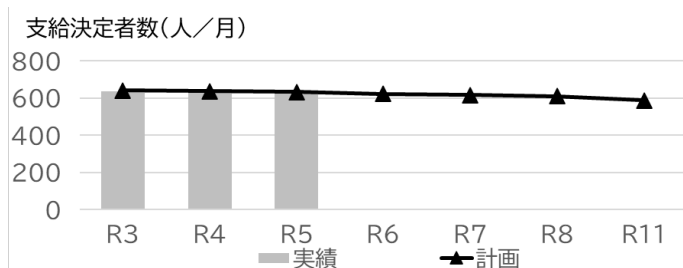
【国成果目標1－②】施設入所者数の削減（14頁）

施設に入所する障がい者に対して、夜間や休日に入浴、排せつまたは食事等の介護等を行います。区内には3施設（定員110人）のみで、北海道から九州まで、全国の施設に入所しています。

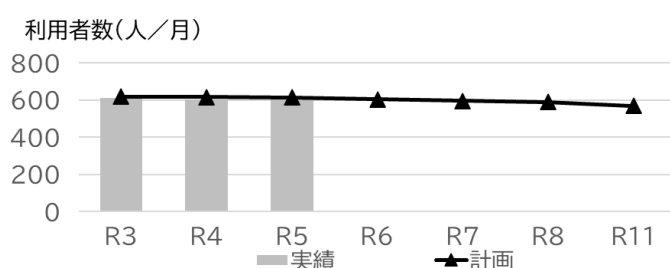
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|------|------|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 642 | 637 | 633 | 624 | 617 | 610 | 589 |
| | 実績 | 638 | 633 | 630 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 619 | 617 | 614 | 604 | 597 | 590 | 569 |
| | 実績 | 613 | 605 | 611 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 97 | 97 | 97 | 97 |
| | 実績 | 96.1 | 95.6 | 97.0 | - | - | - | - |

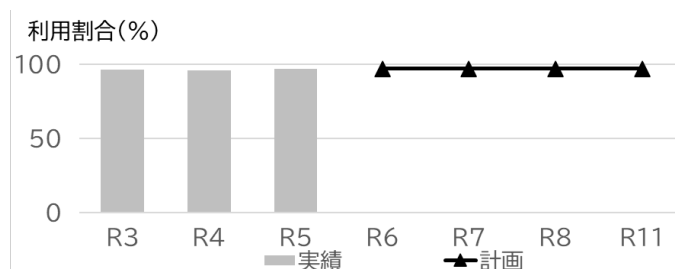
10-1 施設入所支援支給決定者数



10-2 施設入所支援利用者数



10-3 施設入所支援利用割合



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

利用者数としては微減傾向ではありますが、障がい者や介護者の高齢化等にともない、一定程度の需要があり、そのニーズに合わせて対応してきました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

引き続き障がい者の地域移行の視点から入所者削減の取り組みを進めつつ、入所支援が必要な障がい者のニーズにも対応できるよう、量の確保とともに支援の質を高める取り組みを事業所に促します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策② 地域生活支援事業の充実

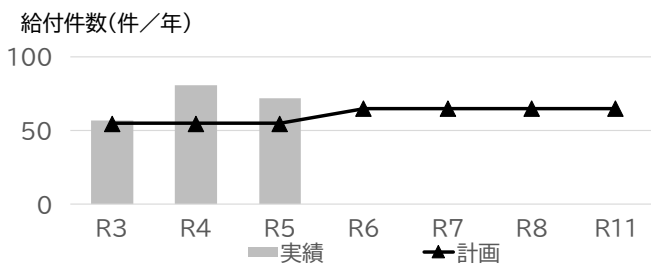
【活動指標1】日常生活用具（介護・訓練支援用具）給付件数

在宅の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易なものとするための自立支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

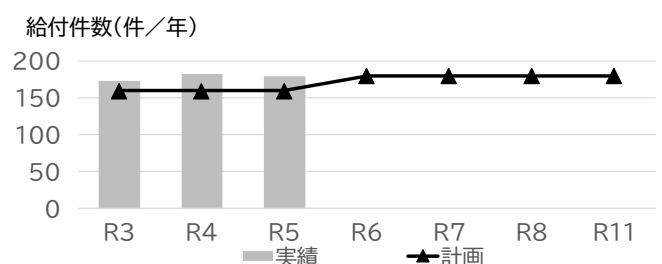
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|--------------------------|----|------------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 介護・訓練支援用具 給付件数(件/年) | 計画 | 55 | 55 | 55 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | 実績 | 57 | 81 | 72 | - | - | - | - |
| 自立生活支援用具 給付件数(件/年) | 計画 | 160 | 160 | 160 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| | 実績 | 173 | 183 | 179 | - | - | - | - |
| 在宅療養等支援用具 給付件数(件/年) | 計画 | 110 | 110 | 110 | 125 | 125 | 125 | 125 |
| | 実績 | 107 | 123 | 125 | - | - | - | - |
| 情報・意思疎通支援用具 給付件数(件/年) | 計画 | 200 | 200 | 200 | 280 | 280 | 280 | 280 |
| | 実績 | 275 | 233 | 280 | - | - | - | - |
| 排泄管理支援用具 給付件数(件/年) | 計画 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 |
| | 実績 | 13,703 | 13,863 | 13,924 | - | - | - | - |

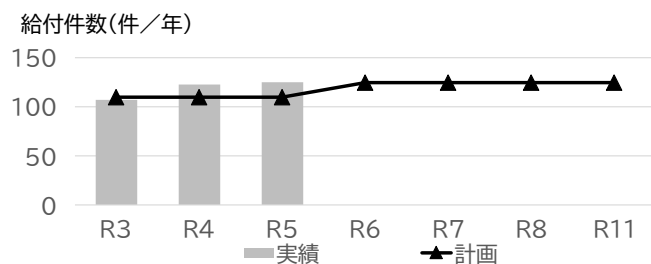
1-1 介護・訓練支援用具 給付件数



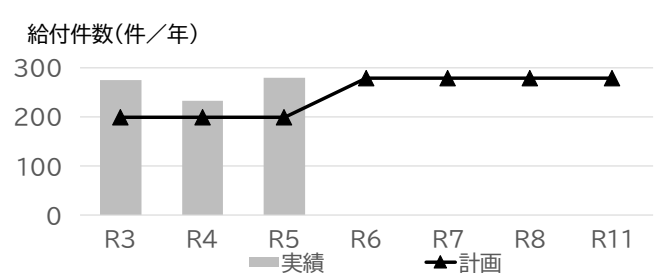
1-2 自立生活支援用具 給付件数



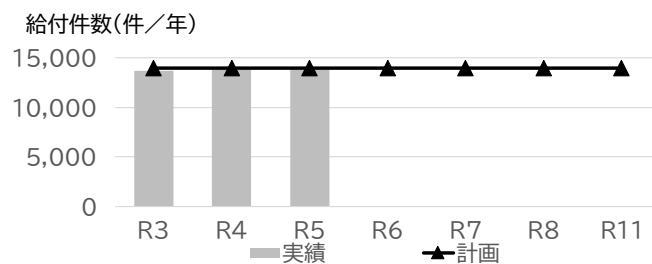
1-3 在宅療養等支援用具 給付件数



1-4 情報・意思疎通支援用具 給付件数



1-5 排泄管理支援用具 給付件数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

いずれの用具も計画に近い給付件数があり、利用ニーズに合わせて対応してきました。給付できる種目や基準額等については、実情等に応じて制度の改正を行い、対応してきました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の給付実績を踏まえ、目標値を設定しています。必要とする障がい児・者に適切に給付するとともに、利用者からの要望に基づく品目の追加や対象範囲の拡大、基準額の見直しなどを、日常生活用具の要件と照らし合わせながら検討します。

また、用具のICT化などの情報を掴み、技術革新に遅れることなく対応することを目指します。

| | |
|-------------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|-------------|--------|

くらし 柱立て(2)－施策② 地域生活支援事業の充実

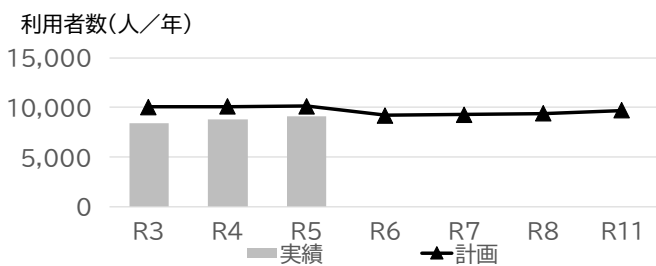
【活動指標2】移動支援（個別支援型）利用者数

屋外での移動が困難な障がい者（児）に外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

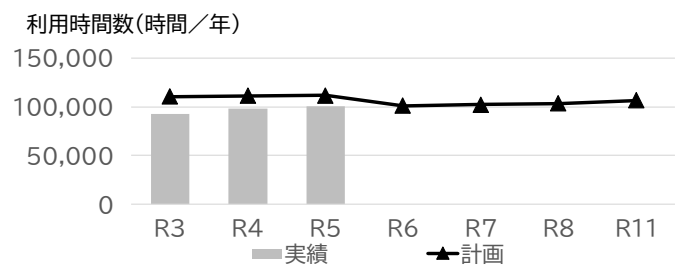
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 利用者数(人/年) | 計画 | 10,050 | 10,100 | 10,150 | 9,200 | 9,300 | 9,400 | 9,700 |
| | 実績 | 8,395 | 8,808 | 9,100 | - | - | - | - |
| 利用時間数(時間/年) | 計画 | 110,550 | 111,100 | 111,650 | 101,200 | 102,300 | 103,400 | 106,700 |
| | 実績 | 92,309 | 98,177 | 100,100 | - | - | - | - |

2-1 移動支援（個別支援型）延べ利用者数



2-2 移動支援（個別支援型）延べ利用時間数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

令和2年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが顕著でしたが、現在はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。引き続き増加が見込まれるなか、実施する事業所は毎年増えていますが、ニーズに対応できる量の確保、特にガイドヘルパーの確保が課題です。ガイドヘルパー養成研修は民間事業所が実施しており、区では養成人数を把握できていません。今後、事業者の意見を伺いながら、人材確保策を検討します。

| | |
|------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|------|--------|

くらし 柱立て(2)－施策② 地域生活支援事業の充実

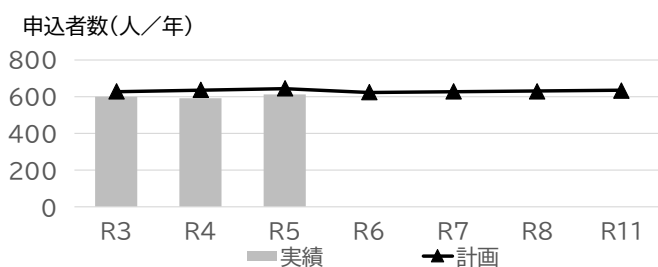
【活動指標3】移動支援事業（車両移送型）通所バス利用申込者数・利用者数・運行台数

施設への移動（通所）に困難のある障がい者に対して、車両による移送支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促進する事業です。

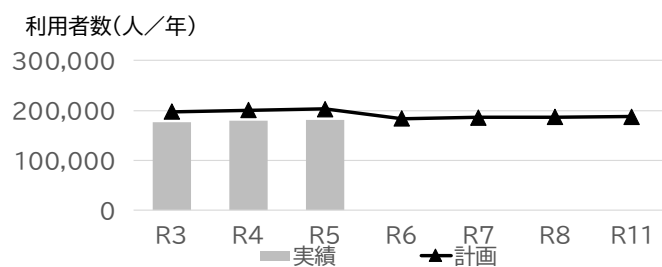
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 申込者数(人/年) | 計画 | 628 | 636 | 644 | 625 | 628 | 631 | 634 |
| | 実績 | 602 | 593 | 612 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/年) | 計画 | 197,344 | 200,106 | 202,907 | 183,885 | 185,539 | 186,766 | 187,326 |
| | 実績 | 176,756 | 179,197 | 181,526 | - | - | - | - |
| 運行台数(台/年) | 計画 | 9,264 | 9,356 | 9,449 | 10,371 | 10,471 | 10,575 | 10,680 |
| | 実績 | 9,916 | 10,067 | 10,218 | - | - | - | - |

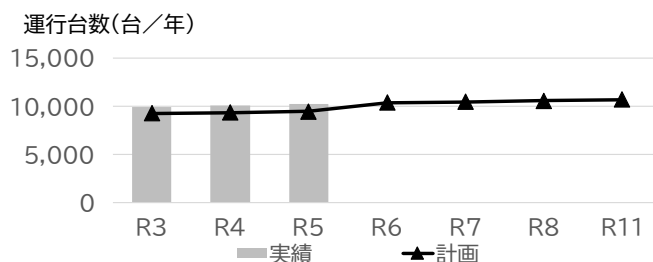
3-1 通所バス利用申込者数



3-2 通所バス延べ利用者数



3-3 通所バス延べ運行台数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響で通所を控える方や、罹患やクラスターでの休所などで利用者数が目標値を下回りましたが、バス利用の申請者数は徐々に増加しています。また、各地で相次いだ送迎バス車内への置き去り事故を防止するため、区が運行する全車両に、送迎車両用安全装置を設置しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

令和6年4月より新規生活介護事業所（定員50名）が開設するため3台増便しました。通所バス運行対象施設の利用者は、申込者全員が乗車できる体制を維持します。障がい者の重度化・高齢化により今後も利用ニーズの増加が見込まれるため、障がい福祉施設と連携し、円滑かつ効果的な運行を実施していきます。

担当所管 障がい福祉センターあしすと

くらし 柱立て(2)－施策② 地域生活支援事業の充実

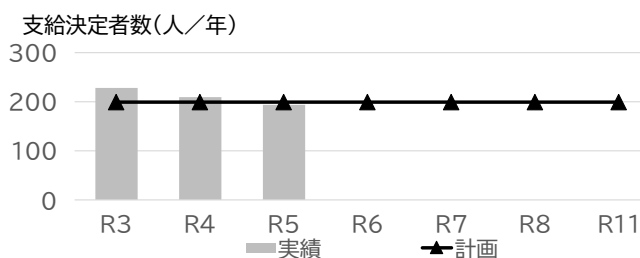
【活動指標4】 地域活動支援センター利用者数・登録者数・事業所数

地域活動支援センターでは、創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との交流等を通して障がい者の社会参加をしています。

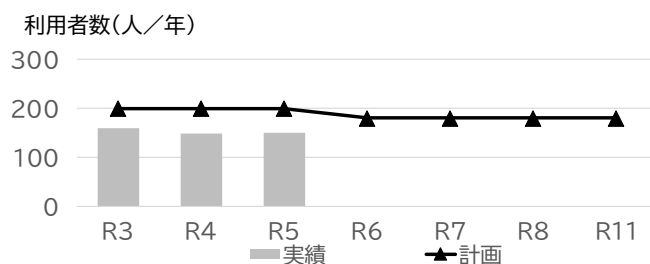
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/年) | 計画 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | 実績 | 228 | 210 | 194 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/年) | 計画 | 200 | 200 | 200 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| | 実績 | 159 | 148 | 150 | - | - | - | - |
| 登録者数(人/年) | 計画 | 460 | 470 | 480 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| | 実績 | 422 | 377 | 390 | - | - | - | - |
| 区内事業所数(か所) | 計画 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 実績 | 8 | 8 | 8 | - | - | - | - |

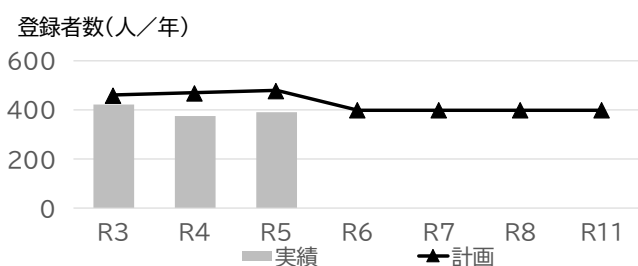
4-1 地域活動支援センター支給決定者数



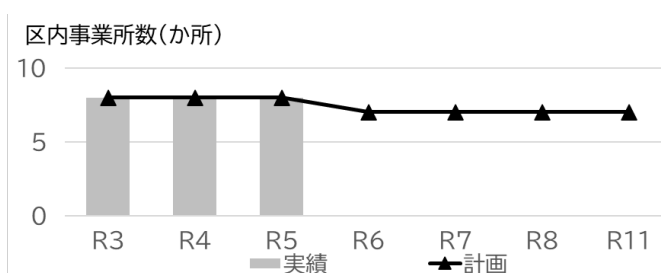
4-2 地域活動支援センター利用者数 (身体・知的)



4-3 地域活動支援センター登録者数 (精神)



4-4 地域活動支援センター区内事業所数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

身体・知的障がい者を対象とする5事業所、高次脳機能障がい者を対象とする1事業所、精神障がい者を対象とする2事業所に対応してきました。精神障がい者については、創作的活動や生産活動の場の提供により、交流機会の創出を図りました。身体障がい者と知的障がい者の利用者数は、やや減少傾向にあります。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

知的障がい者を対象とした事業所は、令和5年度末で閉所し、他の障害福祉サービスへの転換を予定しています。それ以外の区内7事業所におけるサービス提供体制を確保し、障がい者が安定した社会生活を送れるよう支援していきます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

くらし 柱立て(2)－施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標5】巡回入浴利用者数

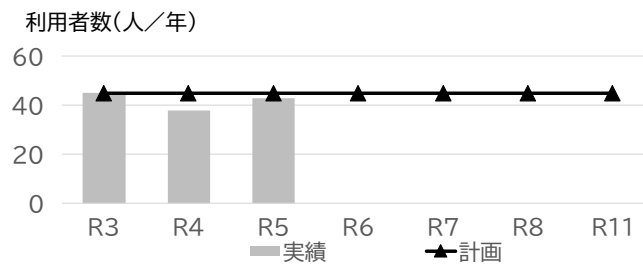
入浴が困難な在宅の重度身体障がい者の自宅に、区の委託事業者による巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供する事業です。利用回数は年52回までです。

対象者：15歳以上65歳未満で、常時寝たきり状態の身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の方

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 利用者数(人/年) | 計画 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 実績 | 45 | 38 | 43 | - | - | - | - |

5 巡回入浴利用者数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

一割負担だった利用料を定額とし、物価高騰の影響を受けずにサービスを利用できる制度にしました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

他の入浴サービス（ヘルパーによる入浴介助やデイサービスなどでの入浴）を利用できない方を対象とするサービスで、介護保険の被保険者は介護保険が優先になるため、利用者は決して多くありませんが、一定のニーズがあり、過去の実績から目標値を見込んでいます。

訪問入浴の対象となる方には、住居が巡回入浴車によるサービスに対応できない場合以外は、ご利用いただいています。

利用者が安心・安全なサービスを受けられるよう、委託事業者と連携し、質の向上に努めます。

| | |
|------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|------|--------|

くらし 柱立て(2)－施策② 地域生活支援事業の充実

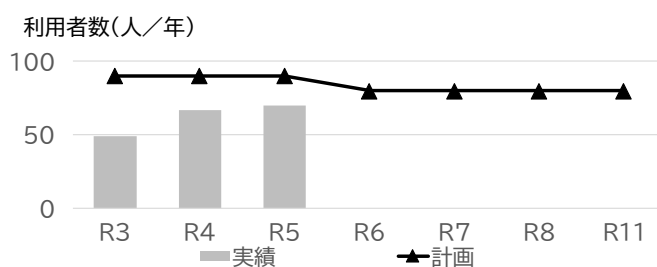
【活動指標6】日中保護利用者数

日中監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等を施設等において日中保護することにより、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息を図る事業を実施しています。短期入所を実施している事業所が、日中の支援を行う事業所が主です。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 利用者数(人/年) | 計画 | 90 | 90 | 90 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 実績 | 49 | 67 | 70 | - | - | - | - |

6 日中保護利用者数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

令和2年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが顕著でしたが、現在はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を下方修正しました。利用できる事業所が4事業所から増えず、実績が伸びないという側面もあり、可能な限り身近なところで利用できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるよう努めます。

| | |
|------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|------|--------|

くらし 柱立て(2)－施策③ 地域移行支援の推進

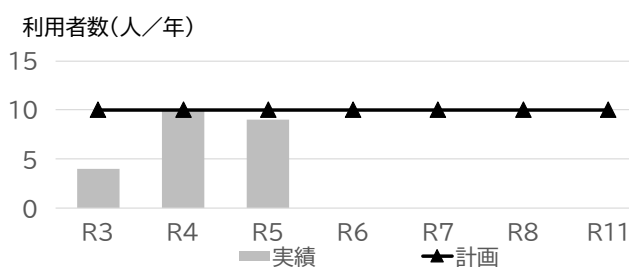
【活動指標1】地域移行支援利用者数

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に必要な支援を行います。

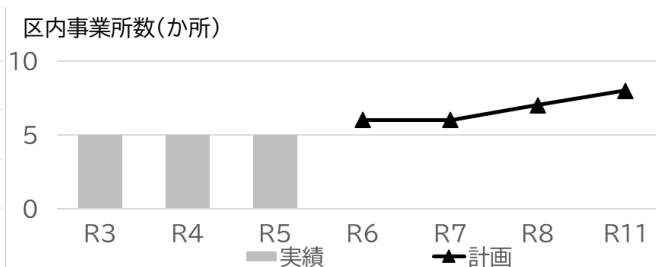
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 利用者数(人/年) | 計画 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 実績 | 4 | 10 | 9 | - | - | - | - |
| 区内事業所数(か所) | 計画 | - | - | - | 6 | 6 | 7 | 8 |
| | 実績 | 5 | 5 | 5 | - | - | - | - |

1-1 地域移行支援利用者数



1-2 地域移行支援区内事業所数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

年度によりばらつきはありますが、毎年度利用者があり、対応してきました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。対象者が限定され、利用期間の定めがある事業であり、一定の利用ニーズに対応できる事業所数の確保とあわせて、支援の成果について評価するしくみを検討します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(2)－施策③ 地域移行支援の推進

【活動指標2】精神病床における1年以上の長期入院患者数

区内在住者のうち1年以上精神科病院に入院した人数です。

精神科病院での長期入院が社会的な課題となっています。地域での受け皿となるサービスの不足、入院の長期化による患者家族との疎遠や社会との関係の希薄、患者自身の退院意欲低下、地域の障がいに対する理解不足などがその要因と考えられます。

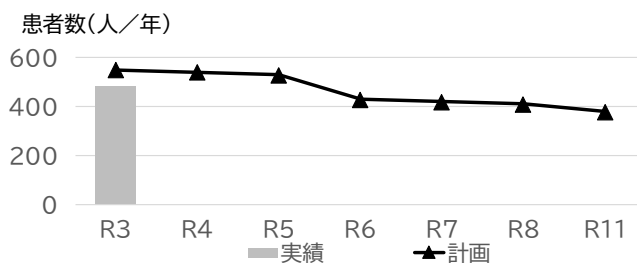
精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするために、退院後の地域における受け入れ態勢の構築を進め、退院促進（地域移行）に取り組み、長期入院患者の削減を目指します。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|----------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 患者数(人/年) | 計画 | 550 | 540 | 530 | 430 | 420 | 410 | 380 |
| | 実績 | 483 | - | - | - | - | - | - |

*令和4年度の実績は集計中であり、令和6年2月の時点でまだ示されていません

2 精神病床における1年以上の長期入院患者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

退院後の地域生活相談支援について事業所や医療機関等と検討を行いました。令和5年度からは、区内精神科病院の協力のもと、長期入院者の実態調査を開始しました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

調査によって明らかになる長期入院者の実態と地域移行に関する課題を把握し、退院促進に必要な支援体制を検討・構築して、退院促進を進めます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

くらし 柱立て(2)－施策④ 地域定着支援の推進

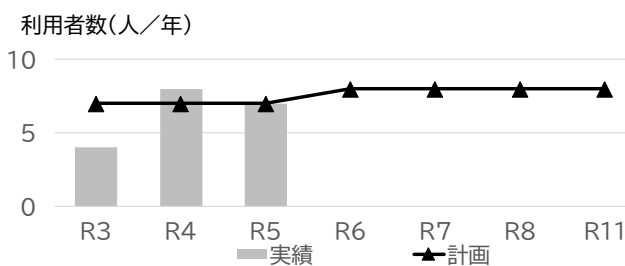
【活動指標1】 地域定着支援利用者数

単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行い、地域生活の継続をめざします。

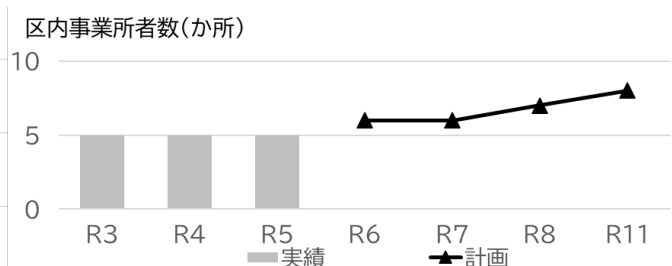
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 利用者数(人/年) | 計画 | 7 | 7 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 実績 | 4 | 8 | 7 | - | - | - | - |
| 区内事業所数(か所) | 計画 | - | - | - | 6 | 6 | 7 | 8 |
| | 実績 | 5 | 5 | 5 | - | - | - | - |

1-1 地域定着支援利用者数



1-2 地域定着支援区内事業所数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

新たに自立生活援助が創設され、自立生活援助の方が支援の頻度が多いことから、こちらの利用者数は伸びていません。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。自立生活援助から地域定着支援に移行するモデルを構築しながら、利用ニーズに対応できる事業所数の確保とあわせて、支援の成果について評価するしくみを検討します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(3) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み

くらし 柱立て(3)-施策① 障がい福祉関係ネットワークの構築と推進

【活動指標1】障がい関連ネットワーク数・開催回数

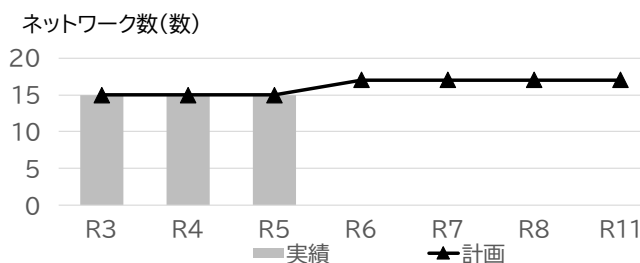
足立区では平成19年3月に障害者総合支援法に基づく協議会として「足立区地域自立支援協議会」を設置し、障がい福祉施策に係る様々な課題や、地域の実情に応じた体制整備についての協議を行っています。また、障がい種別やサービス毎のネットワークも開催しています。

こうした協議会やネットワークには、事業所、当事者、障がい者団体、民生委員などが参加し、情報共有や研修等を行うことで、連携体制の構築を図っています。

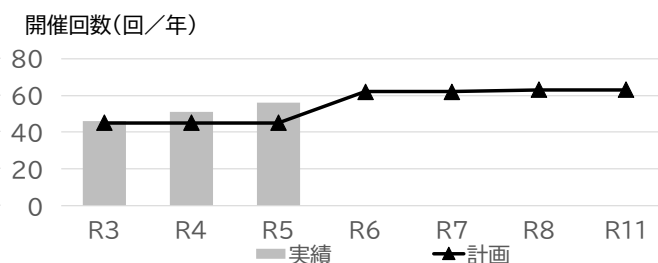
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| ネットワーク数(数) | 計画 | 15 | 15 | 15 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 実績 | 15 | 15 | 15 | - | - | - | - |
| 開催回数(回/年) | 計画 | 45 | 45 | 45 | 62 | 62 | 63 | 63 |
| | 実績 | 46 | 51 | 56 | - | - | - | - |

1-1 障がい関連ネットワーク数



1-2 障がい関連ネットワークの開催回数



前期の取り組み内容(令和3~5年度)

地域自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所のネットワークで地域課題等について検討しました。コロナ禍にてWeb開催とし、関係機関の意見交換・情報共有を実施しました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針(令和6~8年度)

令和6年度からは、区が事務局となり実施していた障がい者ケアマネジメント評価会議と地域生活支援拠点等担当者会の開催回数を計画値に含めることとします。障がいの種類やサービスごとのネットワークでは、多様な支援機関や職種の積極的な参加を促し、実践に基づく意見交換や好事例の共有を通じて、支援の質の向上に努めます。

自立支援協議会やケアマネジメント評価会議では、各ネットワークとの連携を強化しながら、権利擁護や相談支援等の包括的な課題に取り組むこととあわせ、各ネットワークで抽出された課題を集約のうえ検討し、障がい福祉施策の展開につなげることで、全体的なサービスの質の向上を目指します。

担当所管

障がい福祉課、障がい福祉センターあしすと、中央本町地域・保健総合支援課

くらし 柱立て(3)－施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

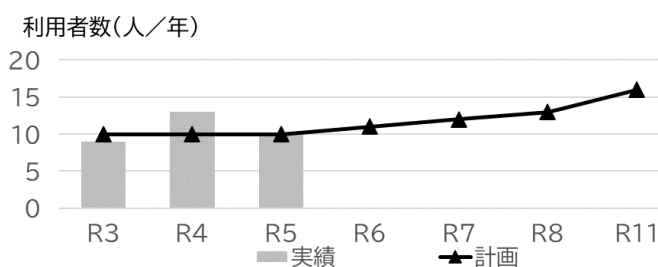
【活動指標1】後見人等利用者数（区長申立て利用者数）

判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、身寄りがない、親族が協力しないなどの理由で成年後見制度の申立てをする人がいない方の場合は、区長申立てを行います。

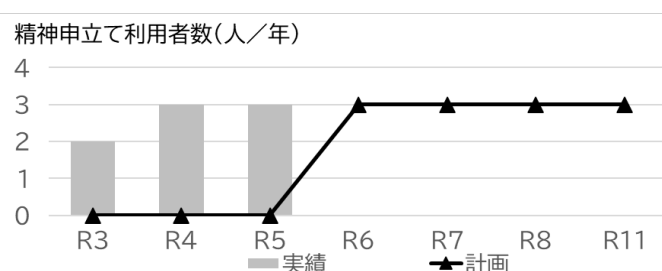
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 知的障がい者 申立て利用者数(人/年) | 計画 | 10 | 10 | 10 | 11 | 12 | 13 | 16 |
| | 実績 | 9 | 13 | 10 | - | - | - | - |
| 精神障がい者 申立て利用者数(人/年) | 計画 | - | - | - | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 2 | 3 | 3 | - | - | - | - |

1-1 知的障がい者区長申立て利用者数



1-2 精神障がい者区長申立て利用者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

制度の利用促進に取り組み、毎年まだ少数ではあるものの、計画に近い利用申立てにつながっています。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

今期から、新たに精神障がい者の区長申立て件数を活動指標に追加しました。

「80・50問題」と言われるように、障がい者とその家族の高齢化・孤立が社会問題となるなか、障がい者の権利擁護と意思決定支援を重視した適切な支援を実施することが重要です。

障がい当事者とその家族への啓発と、支援者の制度理解を進めるため、家族会や関係機関向けの小規模な講座や勉強会を開催しています。

引き続き関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

担当所管

障がい福祉課

くらし 柱立て(3)－施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

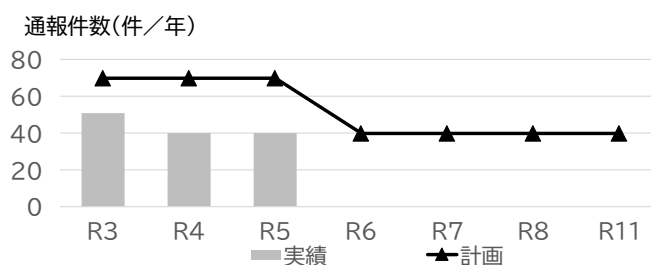
【活動指標2】障がい者虐待の通報件数

足立区障がい者虐待防止センター（障がい福祉課 虐待防止・権利擁護担当）では、障害者虐待防止法に基づく障がい者への虐待の通報を受け付けています。通報専用ダイヤル（03-3880-8011）の他、障がい福祉課各援護係、障がい福祉センターあしすと、足立保健所各保健センターおよび中央本町地域・保健総合支援課でも、障がい者虐待に関する相談を受けています。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 通報件数(件/年) | 計画 | 70 | 70 | 70 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 実績 | 51 | 40 | 40 | - | - | - | - |

2 障がい者虐待の通報件数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

通報件数は減少していますが、通報に至る前の相談が増えており、虐待の芽を摘む取り組みを行っています。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

障がい者虐待をなくすことが大きな目標になりますが、通報を少なくすること自体が目標ではなく、虐待の兆しを早期に発見し、予防することが重要です。
障がい者虐待の防止のために、関係機関向けの研修や情報交換会等を実施し、連携強化を図るとともに、気軽に相談できる環境づくりを引き続き行います。

| | |
|------|--------|
| 担当所管 | 障がい福祉課 |
|------|--------|

柱立て(4) 就労支援の充実(それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)

くらし 柱立て(4)-施策① 就労支援サービスの充実

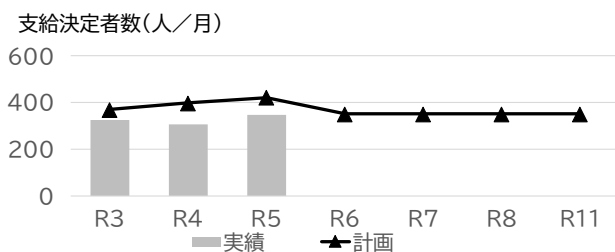
【活動指標1】 就労移行支援利用者数・利用日数

一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動等の機会の提供やその他就労に必要な訓練等を行う事業です。

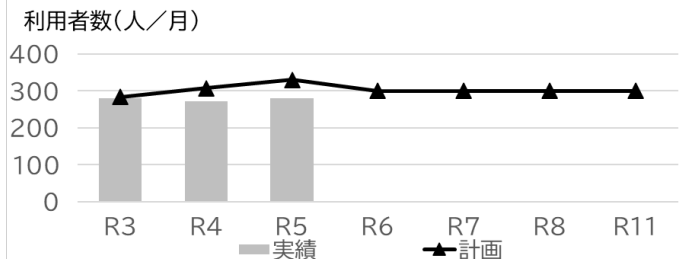
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 370 | 398 | 421 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| | 実績 | 324 | 306 | 347 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 284 | 307 | 330 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| | 実績 | 280 | 272 | 280 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 86 | 86 | 86 | 86 |
| | 実績 | 86.4 | 84.0 | 86.4 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 4,539 | 5,015 | 5,542 | 4,800 | 4,800 | 4,800 | 4,800 |
| | 実績 | 4,931 | 4,692 | 4,455 | - | - | - | - |

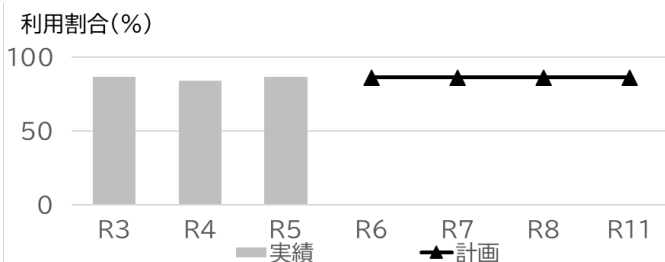
1-1 就労移行支援支給決定者数



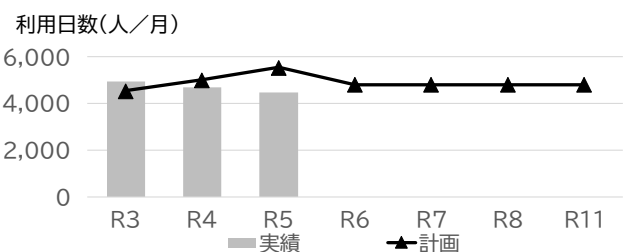
1-2 就労移行支援利用者数



1-3 就労移行支援利用割合



1-4 就労移行支援利用日数



前期の取り組み内容 (令和3~5年度)

新型コロナウイルス感染症の影響から、支給決定数、利用者数、利用日数とも計画を大きく下回りました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6~8年度)

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。通過型の訓練であることもあり、量的には一定必要数を満たしていると思われます。令和6年度から就労選択支援事業が創設され、経過措置を経て、就労継続支援B型の利用前のアセスメントが、就労移行支援から就労選択支援に移ることから、アセスメントを担う事業所と協議して、区の入所調整の流れを見直します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(4)－施策① 就労支援サービスの充実

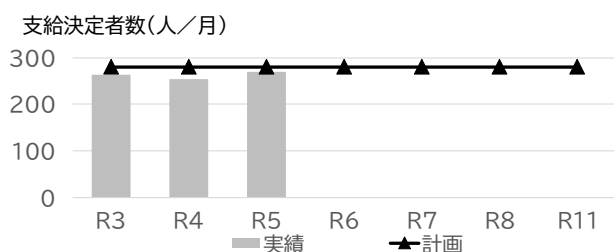
【活動指標2】就労継続支援A型利用者数・利用日数

一般企業への就職が困難な障がい者のうち、適切な支援により継続的に就労することが可能な方に対して、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

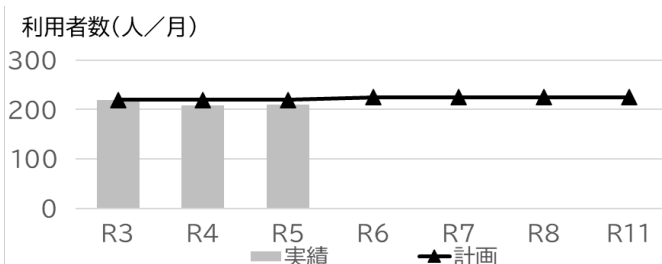
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 |
| | 実績 | 264 | 254 | 270 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 220 | 220 | 220 | 225 | 225 | 225 | 225 |
| | 実績 | 219 | 209 | 210 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 実績 | 83.0 | 82.3 | 77.8 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 4,400 | 4,400 | 4,400 | 4,400 | 4,400 | 4,400 | 4,400 |
| | 実績 | 4,420 | 4,278 | 4,160 | - | - | - | - |

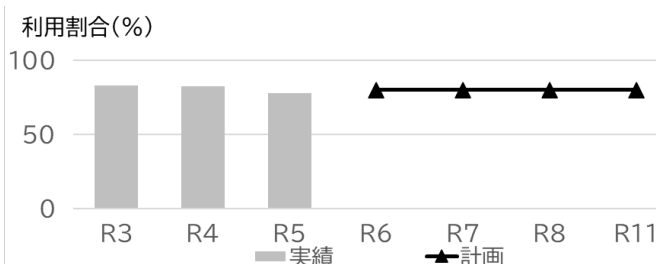
2-1 就労継続支援A型支給決定者数



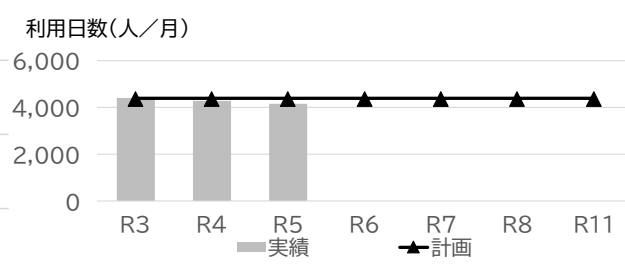
2-2 就労継続支援A型利用者数



2-3 就労継続支援A型利用割合



2-4 就労継続支援A型利用日数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

新型コロナウイルス感染症の影響はあまり受けませんでした、やや減少傾向にあります。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。事業所数は減少傾向にあるものの、障がい者雇用において一定のニーズがある事業であり、量の確保とともに支援の質を高める取り組みを促します。

担当所管

障がい福祉課

くらし 柱立て(4)－施策① 就労支援サービスの充実

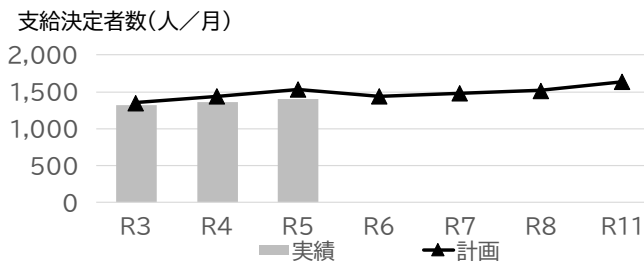
【活動指標3】 就労継続支援B型利用者数・利用日数

一般企業への就職が困難な障がい者に対し、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

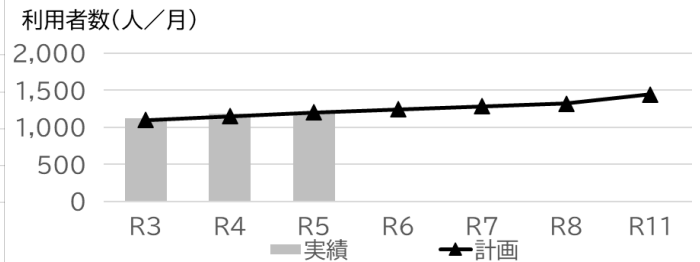
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 1,351 | 1,440 | 1,534 | 1,440 | 1,480 | 1,520 | 1,640 |
| | 実績 | 1,314 | 1,363 | 1,406 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 1,098 | 1,149 | 1,203 | 1,240 | 1,285 | 1,320 | 1,445 |
| | 実績 | 1,120 | 1,185 | 1,190 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 86 | 87 | 87 | 88 |
| | 実績 | 85.2 | 86.9 | 84.6 | - | - | - | - |
| 利用日数(人/月) | 計画 | 16,256 | 16,710 | 17,177 | 19,500 | 19,700 | 19,900 | 20,500 |
| | 実績 | 17,806 | 19,090 | 19,034 | - | - | - | - |

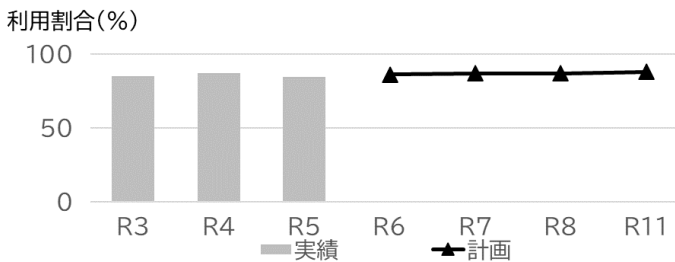
3-1 就労継続支援B型支給決定者数



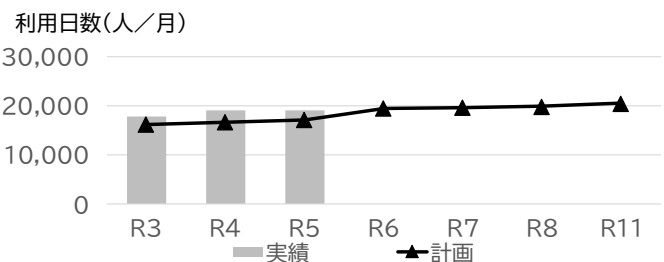
3-2 就労継続支援B型利用者数



3-3 就労継続支援B型利用割合



3-4 就労継続支援B型利用日数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく、支給決定者数、利用者数、利用日数いずれも、概ね計画に近い増加傾向を続けています。事業所では利用者の高齢化が課題になりつつあり、支援や送迎のニーズから、生活介護に移行する方も少なくありません。また、事業所数が増えていて、定員に満たない事業所ができています。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。今後も増加が見込まれることから、ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるため、区独自に指導検査が実施できるしくみを障がい福祉課に構築します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(4)－施策① 就労支援サービスの充実

【活動指標4】 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援

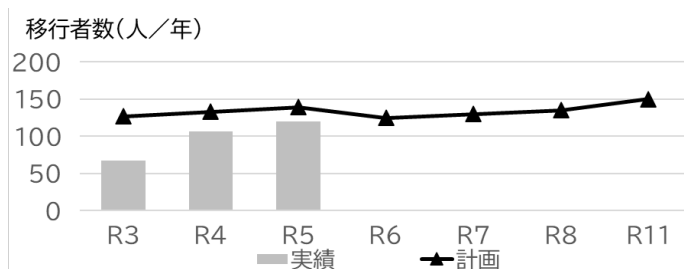
⇒ 【国成果目標4－①】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者（16頁）

一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動等の機会の提供やその他就労に必要な訓練等を行う就労移行支援事業を利用して、一般就労できた人の数です。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 移行者数(人/年) | 計画 | 127 | 133 | 139 | 125 | 130 | 135 | 150 |
| | 実績 | 67 | 106 | 120 | - | - | - | - |

4 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

令和2年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般就労移行者が大きく減少しましたが、現在は回復傾向にあります。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の実績を踏まえ、目標値を設定しています。ハローワークも参加している地域自立支援協議会はたらく部会や、区内就労系サービス事業所のネットワークでの情報共有を密にし、雇用情勢を適切に把握しながら、目標とする一般就労移行者の増に取り組めます。

担当所管

障がい福祉課

くらし 柱立て(4)－施策① 就労支援サービスの充実

【活動指標5】就労定着支援利用者数

⇒【国成果目標4－③】就労定着支援事業利用者を令和3年度実績の1.41倍以上（17頁）

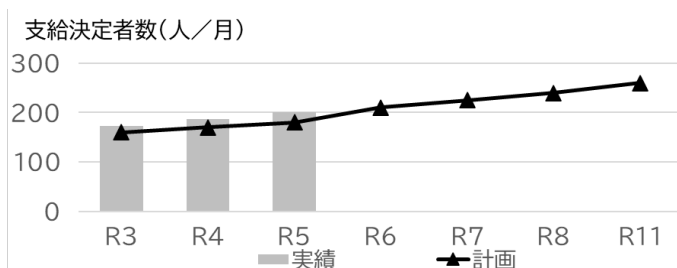
【国成果目標4－④】就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数（18頁）

就労移行支援等を利用後、一般企業等へ就労した障がい者に対し、企業・自宅等への訪問や来所により就労の継続を図るために必要な支援を行う事業です。

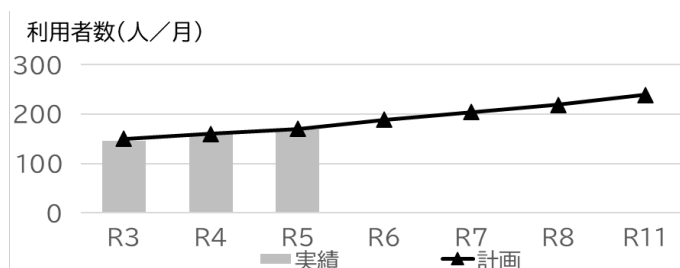
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-------------|----|------------|------|------|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 支給決定者数(人/月) | 計画 | 160 | 170 | 180 | 210 | 225 | 240 | 260 |
| | 実績 | 173 | 186 | 201 | - | - | - | - |
| 利用者数(人/月) | 計画 | 150 | 160 | 170 | 189 | 204 | 219 | 239 |
| | 実績 | 146 | 162 | 169 | - | - | - | - |
| 利用割合(%) | 計画 | - | - | - | 90 | 91 | 91 | 92 |
| | 実績 | 84.4 | 87.1 | 84.1 | - | - | - | - |

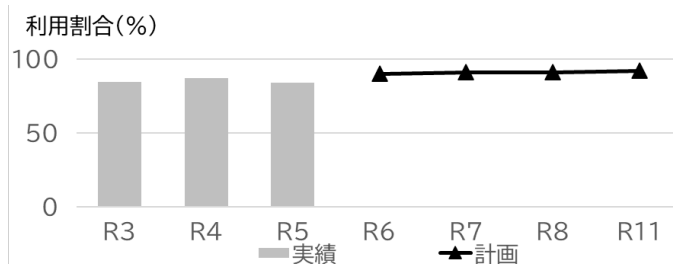
5-1 就労定着支援支給決定者数



5-2 就労定着支援利用者数



5-3 就労定着支援支給利用割合



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

平成30年度に創設されて以降、支給決定者数、利用者数とも、概ね計画に近い増加傾向を続けています。就労定着支援事業所は令和5年度末で区内に12事業所あり、現在の利用希望者に対して充足しています。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。障がい者の安定的な雇用に重要な事業であり、事業所数を増やすだけでなく、支援の質を高める必要があります。国の成果目標も、就労定着率を評価するものに変更されたことから、支援の成果について評価するしくみを検討します。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(4)－施策① 就労支援サービスの充実

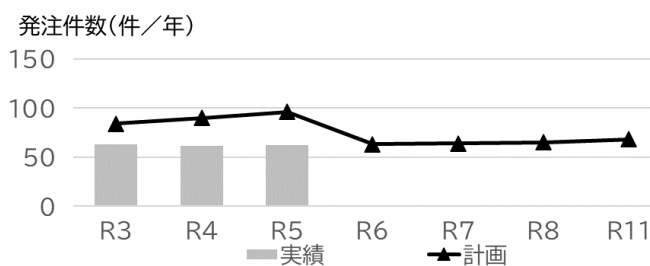
【活動指標6】 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労支援施設等で就労する障がい者の自立促進のため、足立区が購入する物品等を障がい者就労支援施設等に発注するものです。

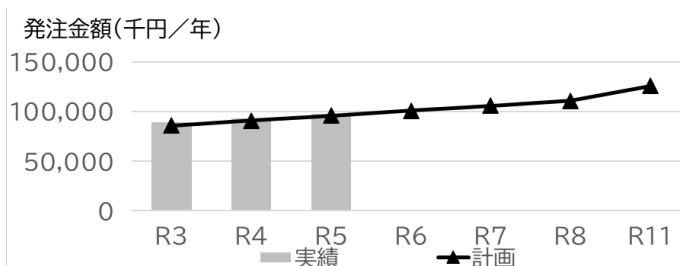
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------|----|------------|--------|--------|-----------|---------|---------|---------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 発注件数(件/年) | 計画 | 84 | 90 | 96 | 63 | 64 | 65 | 68 |
| | 実績 | 63 | 61 | 62 | - | - | - | - |
| 発注金額(千円/年) | 計画 | 86,000 | 91,000 | 96,000 | 101,000 | 106,000 | 111,000 | 126,000 |
| | 実績 | 89,394 | 93,357 | 98,025 | - | - | - | - |

6-1 優先調達実績数



6-2 優先調達実績額



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

発注件数は横ばいとなりましたが、全体的に1件当たりの契約金額が増加したため、計画を上回る発注金額となりました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の実績を踏まえ、目標値を設定しています。発注の拡大に向け、障がい者就労支援施設等で受託できる業務や販売品の情報の集約と周知に取り組み、法に基づき、全庁的に実績を伸ばすことを目指します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(5) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめるしくみづくり

くらし 柱立て(5)－施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

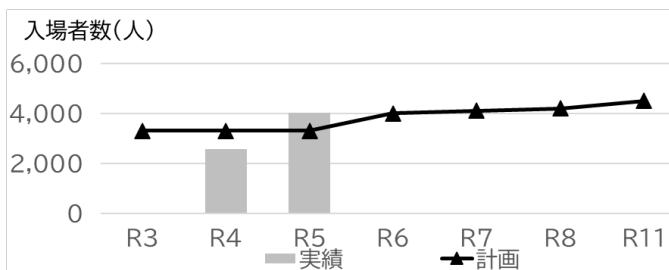
【活動指標1】障がい者アート展の入場者数・出品応募者数

障害者基本法第9条に基づく障害者週間である12月3日から12月9日に合わせて実施する事業です。障がい者（児）の自立と社会参加の意欲を高めるとともに、区民への障がい理解の促進を目的として、障がい者アートの作品展やイベント、舞台発表などを行っています。

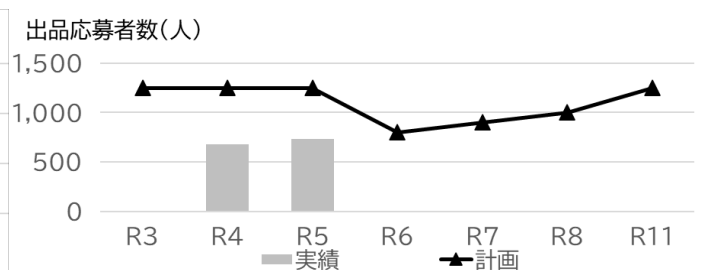
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 入場者数(人) | 計画 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 4,000 | 4,100 | 4,200 | 4,500 |
| | 実績 | 0 | 2,580 | 4,036 | - | - | - | - |
| 出品応募者数(人) | 計画 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 800 | 900 | 1,000 | 1,250 |
| | 実績 | 0 | 681 | 731 | - | - | - | - |

1-1 障がい者アート展の入場者数



1-2 障がい者アート展の出品応募者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

令和2年度・3年度は新型コロナウイルスの影響で中止となりました。令和4年度・5年度は感染拡大状況を考慮しながら、活動を再開した団体から順次作品を募集し、アート展の会場と同時にウェブ上での作品展を実施するなど、取り組みを継続しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

令和元年度までは1000人を超える出品応募者数がありましたが、感染症対策もあり会場通路を広くし、展示スペースが限られたことが出品数にも影響しました。

今期からは、新型コロナウイルスの影響を受ける前の企画規模で開催できるように、アトリウムと庁舎ホールの併用等、スペースの拡張を検討します。アート展に来場する区民の障がいへの理解促進を図りつつ、障がい者（児）の文化・芸術活動に寄与します。

担当所管 障がい福祉センターあしすと

くらし 柱立て(5)－施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

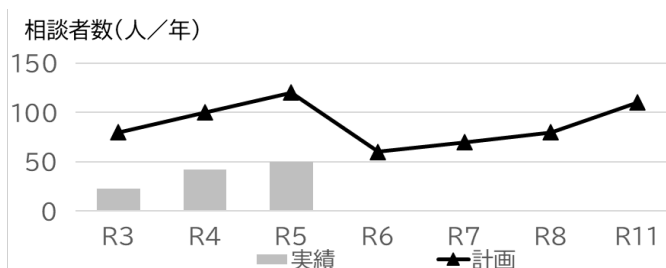
【活動指標2】 あだちスポーツコンシェルジュ相談者数・スポーツ活動へつなげた割合

障がい者の生活状況や希望を伺ったうえで、参加可能なスポーツ施設や総合型地域クラブ、学校開放団体の活動情報を案内するほか、見学・体験会の立会いやサークル加入の調整など、障がいのある方の運動・スポーツ活動への参加をサポートします。

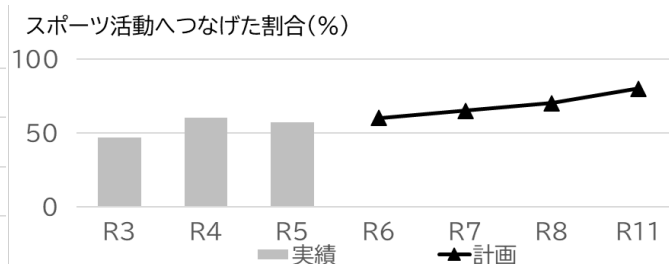
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------------|----|------------|------|------|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 相談者数(人/年) | 計画 | 80 | 100 | 120 | 60 | 70 | 80 | 110 |
| | 実績 | 23 | 42 | 50 | - | - | - | - |
| スポーツ活動につなげた割合(%) | 計画 | - | - | - | 60 | 65 | 70 | 80 |
| | 実績 | 46.7 | 60.0 | 57.1 | - | - | - | - |

2-1 あだちスポーツコンシェルジュ相談者数



2-2 スポーツ活動へつなげた割合



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

目標値は下回ったものの、障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等への地道な周知活動を行ったことにより、少しずつ利相談者数が増加しました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

引き続き関係機関への周知を継続して相談者を増やすとともに、相談者が着実にスポーツ活動につながるようサポートします。

担当所管

スポーツ振興課

くらし 柱立て(5)－施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

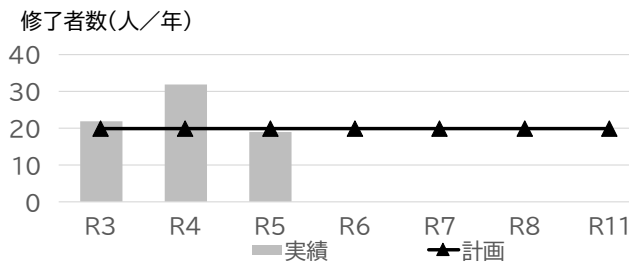
【活動指標3】初級パラスポーツ指導員養成講習会修了者数・指導員の活動実績数

障がいごとに必要な配慮や、障がい者を取り巻くスポーツ環境など、障がい者がスポーツに取り組むことをサポートするための基礎的な知識を習得することができるよう、「初級パラスポーツ指導員（日本パラスポーツ協会公認資格）の養成講習会」を実施しています。

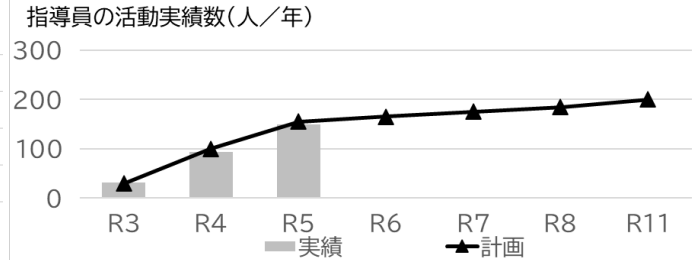
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|----------------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 修了者数(人/年) | 計画 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 実績 | 22 | 32 | 19 | - | - | - | - |
| 指導員の活動実績数(人/年) | 計画 | 30 | 100 | 155 | 165 | 175 | 185 | 200 |
| | 実績 | 31 | 94 | 150 | - | - | - | - |

3-1 初級パラスポーツ指導員養成講習会修了者数



3-2 パラスポーツ指導員の活動実績数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

障がい者に運動・スポーツの楽しさを伝えるために必要な基礎知識や技術を習得できる講習会を毎年実施し、地域におけるパラスポーツを支える人材の育成を行いました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

今後も着実に講習会を実施し、パラスポーツを支える人材の育成を継続していくことで、障がい者が運動・スポーツに取り組みやすい環境を作っていきます。

担当所管

スポーツ振興課

くらし 柱立て(5)－施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

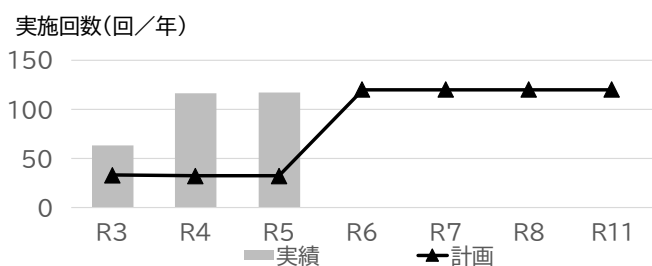
【活動指標4】 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数・参加者数

2021年に開催された東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かし、障がい者スポーツの振興を図り、あわせてスポーツを通じた障がいへの理解促進のため、パラスポーツの普及・啓発事業を進めます。

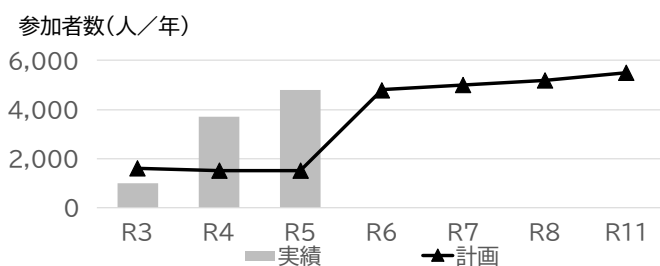
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 実施回数(回/年) | 計画 | 33 | 32 | 32 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | 実績 | 63 | 116 | 117 | - | - | - | - |
| 参加者数(人/年) | 計画 | 1,610 | 1,510 | 1,510 | 4,800 | 5,000 | 5,200 | 5,500 |
| | 実績 | 991 | 3,701 | 4,803 | - | - | - | - |

4-1 実施回数



4-2 延べ参加人数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

スペシャルライフコートを中心とした教室・体験会・イベントを新規・拡充して実施した結果、目標を大幅に上回る方に参加いただきました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

令和4年度・5年度の利用実績から、目標値を大幅にアップしました。
今後もパラスポーツに触れる機会を充実させていくとともに、実施内容を工夫することで、1イベントあたりの参加者数増に取り組みます。

担当所管

スポーツ振興課

柱立て(6) 相談支援体制の強化と、重度化・高齢化を見据えた拠点の充実

くらし 柱立て(6)－施策① 相談支援体制の強化・充実

【活動指標1】 相談支援事業所ネットワークの開催回数・参加事業所数 **新規**

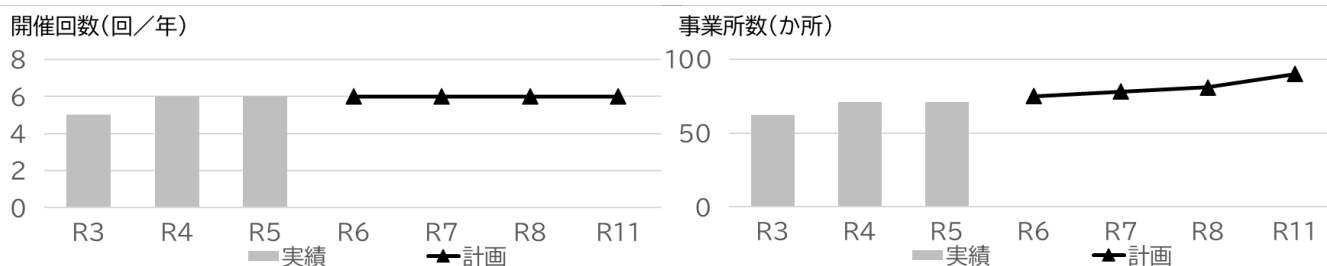
区内の相談支援事業所のネットワーク化を図り、相談支援の質を向上するため、基幹相談支援センターの役割を担う、障がい福祉センターあしすとが中心となって定期的に会議を開催し、情報交換等を行っています。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 開催回数(回/年) | 計画 | - | - | - | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 実績 | 5 | 6 | 6 | - | - | - | - |
| 事業所数(か所) | 計画 | - | - | - | 75 | 78 | 81 | 90 |
| | 実績 | 62 | 71 | 71 | - | - | - | - |

1-1 開催回数

1-2 参加事業所数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

相談支援事業所に所属する相談支援専門員同士のつながりを深め、支援方法や情報を共有し、資質向上を図るために、情報交換、グループワーク、施設見学、研修等を実施しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

相談支援事業所ネットワークにおいて、相談支援専門員として必要な知識、技術を習得できる研修を取り入れ実施し、参加事業所を増やしていきます。

また、自立支援協議会相談支援部会およびケアマネジメント評価会議で、相談支援の質の向上のためのモニタリング結果の検証方法を検討しています。他先行自治体の評価指標を参考にしながら、足立区における検証指標を今期計画期間中に作成し、相談支援事業所にフィードバックします。

担当所管

障がい福祉課・障がい福祉センターあしすと

くらし 柱立て(6)－施策① 相談支援体制の強化・充実

【活動指標2】区内相談支援事業所数

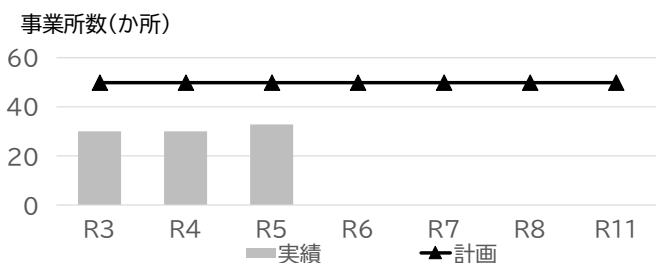
⇒【国成果目標6－①】基幹相談支援センターの設置と地域の相談支援体制の強化（21頁）

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）と地域相談支援を申請した障がい者に対する相談支援を行う指定特定相談支援事業所と、障害児通所支援を申請した障がい児に対する相談支援を行う指定障害児相談支援事業所の指定を行っています。

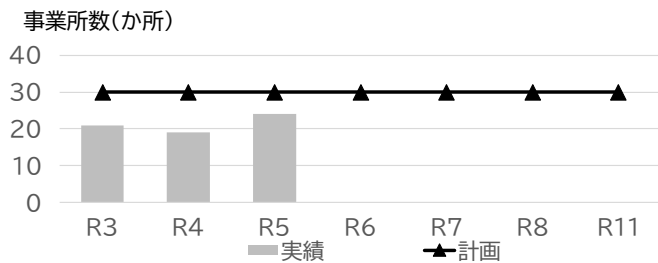
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 区内相談支援事業所数(か所) | 計画 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 実績 | 30 | 30 | 33 | - | - | - | - |
| 指定特定・指定障害児相談支援事業所数(か所) | 計画 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 実績 | 21 | 19 | 24 | - | - | - | - |
| 指定特定相談支援事業所のみ(か所) | 計画 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 実績 | 9 | 11 | 9 | - | - | - | - |

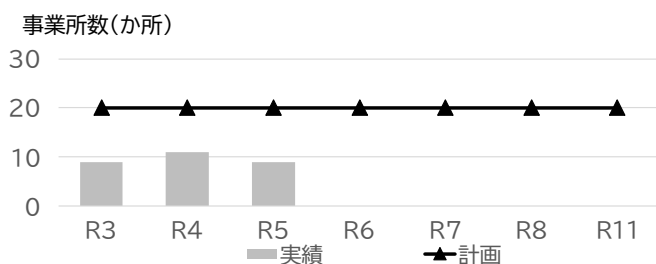
2-1 区内相談支援事業所数



2-2 指定特定・指定障害児相談支援事業所数



2-3 指定特定相談支援事業所のみ



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

新規の事業所開設は一定数あるのですが、既存事業所の休止・廃止も多く、事業所数が伸び悩んでいる状況です。基幹相談支援センターである障がい福祉センターと協力して、相談支援事業所の増と質の向上に向けた取り組みを行いました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

引き続き、国に報酬体系の見直しを求めるとともに、支援の質を高めるという視点で、事業所を支援するしくみを検討し、早期に目標である50事業所に近づけていきます。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(6)－施策① 相談支援体制の強化・充実

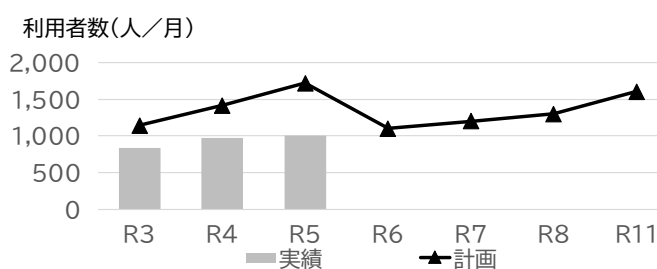
【活動指標3】 計画相談支援・障害児相談支援利用者数

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）及び地域相談支援を申請した障がい者に対して相談支援を行う事業です。相談支援専門員が「サービス等利用計画（児童は障害児支援利用計画）」を作成します。

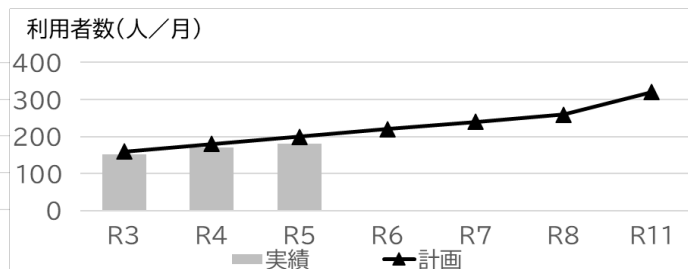
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|----------------------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 計画相談支援利用者数 (人/月) | 計画 | 1,141 | 1,413 | 1,719 | 1,100 | 1,200 | 1,300 | 1,600 |
| | 実績 | 832 | 976 | 1,000 | - | - | - | - |
| 障害児相談支援利用者 数(人/月) | 計画 | 160 | 180 | 200 | 220 | 240 | 260 | 320 |
| | 実績 | 153 | 171 | 180 | - | - | - | - |

3-1 計画相談支援利用者数



3-2 障害児相談支援利用者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

計画相談支援利用者数は年々増加していますが、目標値を大きく下回っています。障害児相談支援は横ばいが続き、サービス利用者の増によりセルフプランの割合が高くなっています。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

過去6年間の利用実績を踏まえ、目標値を設定しています。サービス利用者自体は増えているものの、相談支援事業所の不足もあり、相談支援の利用者がなかなか増えません。ひとつ前の活動指標2にある区内相談支援事業所を増やす取り組みを進め、区職員が支援して作成するセルフプランを減らし、計画相談支援・障害児相談支援の利用者を増やします。

担当所管 障がい福祉課

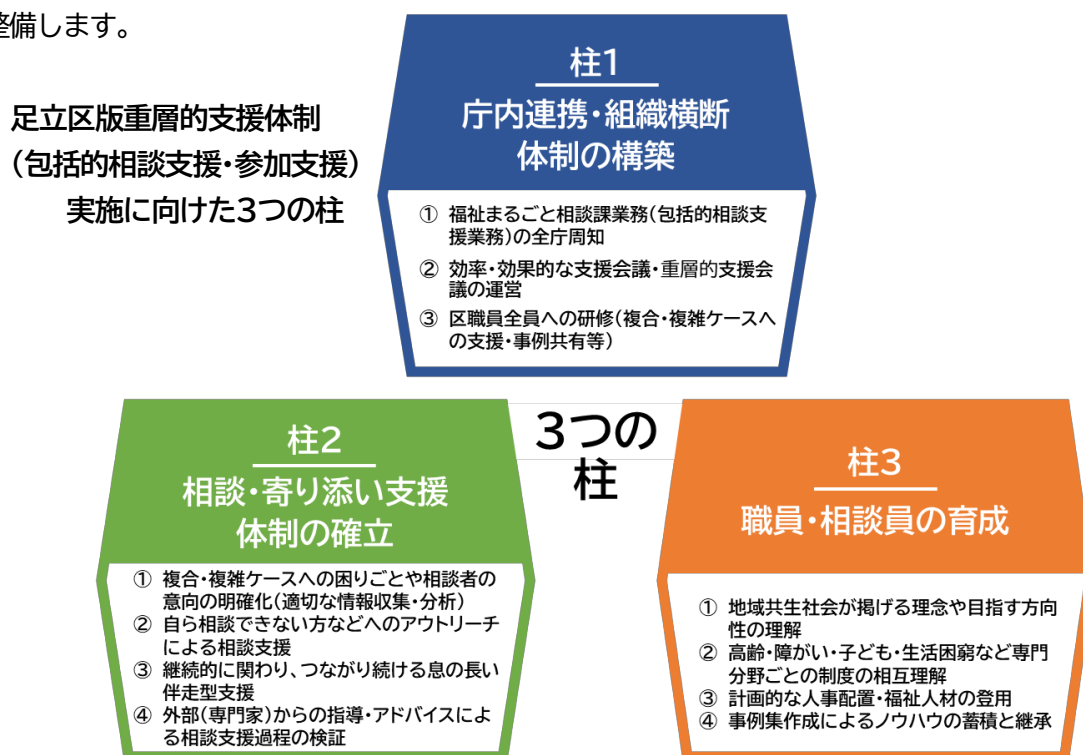
くらし 柱立て(6)－施策② 複合的な相談体制の充実(重層的な支援体制)

【活動指標1】重層的支援体制の整備 **新規**

区民の困りごとや課題は複雑・複合化し、制度の狭間のニーズへの対応が求められるなど、多機関が連携を図りながら支援するしくみづくりが必要になっています。

これまで進めてきた分野別での相談支援や取組みを活かしつつ、誰でも・なんでも相談できる体制とともに、単独の組織や支援機関では対応が難しい課題や、制度の狭間のニーズに寄り添い支援する、重層的支援体制を整備します。

住みなれた地域で生活するうえで、支援を要するすべての方に、高齢者支援、障がい者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者等支援など、多機関が協働して支援の方向性や解決策を見出すしくみを整備します。



前期の取り組み内容(令和3～5年度)
令和5年度に新たに策定した「足立区地域保健福祉計画」策定プロセスの中で、重層的支援体制の整備について検討してきました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針(令和6～8年度)
くらしとしごとの相談センターを再編し「福祉まるごと相談課」を新設、高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性・年齢・内容を問わず、誰でも・何でも受け止める包括的な相談支援体制を整備します。
また、窓口に来庁が困難な方等には、積極的なアウトリーチによる寄り添い支援を実施するほか、引き続き就労支援やひきこもり支援にも取り組んでいきます
さらに、福祉まるごと相談課が旗振り・調整役を担い、課題の解きほぐしや支援の方向性を検討する支援会議や、支援の適切性をなどを協議する重層的支援会議を開催し、様々な関係機関が有している専門性やノウハウを活かし協議することで、チームでの支援につなげていきます。

| | |
|------|-------|
| 担当所管 | 福祉管理課 |
|------|-------|

くらし 柱立て(6)－施策③ 地域生活支援拠点等の充実

【活動指標1】地域生活支援拠点等担当者会議の開催 **新規**

⇒【国成果目標3－①】地域生活支援拠点等の整備（15頁）

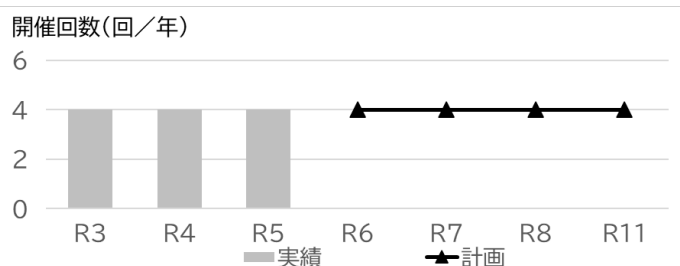
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものです。

必要な機能は「相談」「緊急時の受け入れ」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つで、地域の実情に応じて整備される拠点です。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 開催回数(回/年) | 計画 | - | - | - | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 実績 | 4 | 4 | 4 | - | - | - | - |

1 地域生活支援拠点等担当者会議の開催



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

面的整備により、地域生活支援拠点等を、地域自立支援協議会の合意を得て整備しました。定期的に各拠点の担当者会議を開催し、緊急時の対応フロー・短期入所先の情報共有等を進めるとともに、拠点等の在り方について検討してきました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

引き続き担当者会議を中心に5つの機能の推進に努め、その実施状況や解決すべき課題について、地域自立支援協議会およびケアマネジメント評価会議に報告して検証・検討を行います。将来的には、面的ではなく拠点事業所を整備し、多機能拠点整備型を目指します。

担当所管

障がい福祉課・障がい福祉センターあしすと

柱立て(7) 情報バリアフリーと意思疎通支援の充実

くらし 柱立て(7)－施策① 障がい特性に応じた意思疎通支援の充実

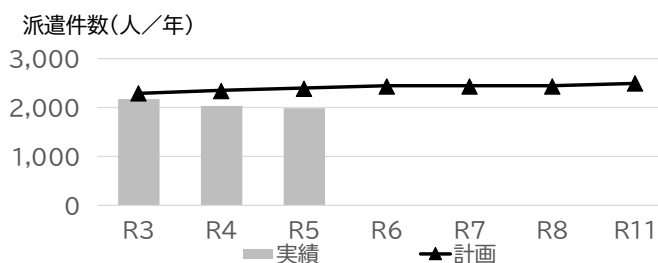
【活動指標1】手話通訳者等の派遣件数

区内在住で聴覚障がい等の身体障害者手帳の交付を受けた方が、手話通訳や要約筆記を必要とする場合、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を受けることができる制度です。

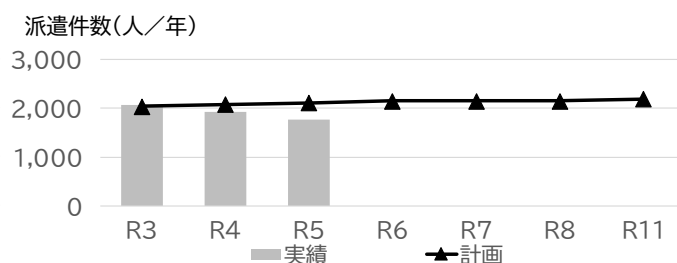
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|----------------------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 手話通訳者等の派遣件数 (人/年) | 計画 | 2,300 | 2,350 | 2,400 | 2,450 | 2,450 | 2,450 | 2,500 |
| | 実績 | 2,184 | 2,041 | 1,990 | - | - | - | - |
| うち手話通訳者派遣件数 | 計画 | 2,040 | 2,075 | 2,110 | 2,150 | 2,150 | 2,150 | 2,190 |
| | 実績 | 2,069 | 1,920 | 1,772 | - | - | - | - |
| うち要約筆記者派遣件数 | 計画 | 210 | 225 | 240 | 250 | 250 | 250 | 260 |
| | 実績 | 112 | 116 | 186 | - | - | - | - |
| うち広域要約筆記者派遣件数 | 計画 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 実績 | 3 | 5 | 32 | - | - | - | - |

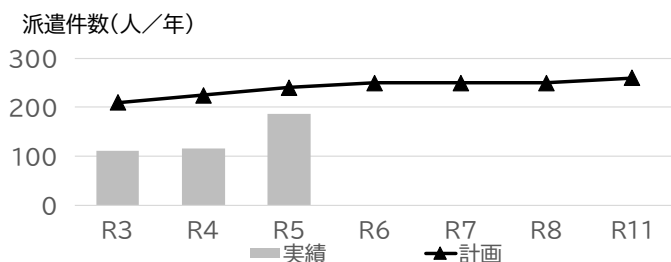
1-1 手話通訳者等の派遣件数



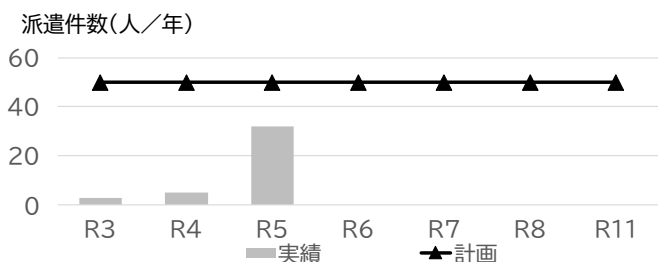
1-2 手話通訳者派遣件数



1-3 要約筆記者派遣件数



1-4 広域要約筆記者派遣件数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

通訳派遣希望者は全員事前に登録し、派遣依頼があった利用者には、基本的に皆通訳を派遣することができました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

過去6年間の利用実績を踏まえつつ、コロナ禍前の実績も踏まえ目標値を設定しています。多様化する利用者のニーズに対応できるように、さらなる事業の進展に努めます。

担当所管 障がい福祉課

くらし 柱立て(7)－施策① 障がい特性に応じた意思疎通支援の充実

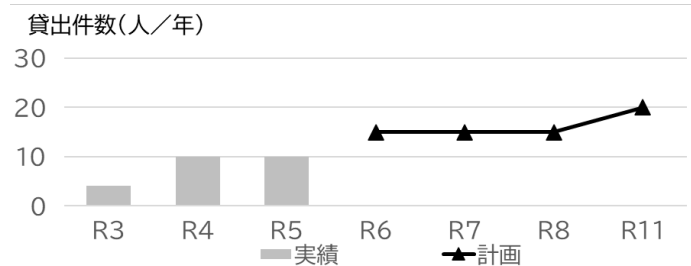
【活動指標2】ヒアリンググループの貸し出し件数 **新規**

聴覚障がいのある方の聴こえを支援し、区内公共施設等で開催する会議や講演会などへの参加の機会を広げるために、携帯型ヒアリンググループ（難聴用磁気ループ）を無料で貸出します。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 貸出件数(人/年) | 計画 | - | - | - | 15 | 15 | 15 | 20 |
| | 実績 | 4 | 10 | 10 | - | - | - | - |

2 ヒアリンググループの貸し出し件数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

庁内向け周知やあだち広報、区公式ホームページだけでなく、「足立区行政サービス案内」等にも案内を掲載し、普及に努めました。
また、貸出時の申請方法について、オンラインでも対応できるようにする等申請者の利便性の向上に努めました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

障がい者だけでなく聞こえにくい高齢者にも需要があると考え、高齢者関連施設や団体、高齢者等が目にする媒体等への周知を行い、一層の普及を図ります。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(8) 障がい者の住まいについて

くらし 柱立て(8)－施策① 障がい者の住まいの確保

【活動指標1】 居住支援協議会の開催回数 **新規**

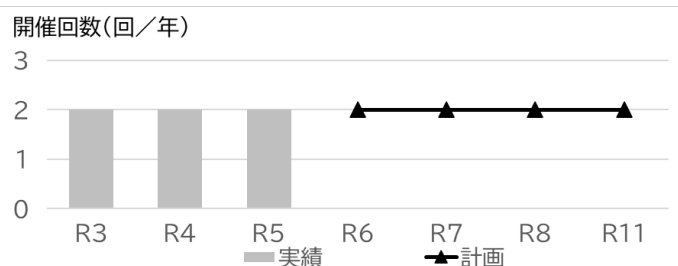
足立区では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条の規定に基づき、令和2年12月に居住支援協議会を立ちあげました。

この協議会は、有識者や不動産協会、福祉団体等の専門委員により、「あだちお部屋探しサポート事業」の検証や相談内容の事例検討、新たな居住支援施策の方針や課題について、専門的な意見をもとに協議し、必要な事業改善に展開するものです。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 開催回数(回/年) | 計画 | - | - | - | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 2 | 2 | 2 | - | - | - | - |

1 居住支援協議会の開催回数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

年間2回を目標に居住支援協議会を実施して、住宅確保要配慮者の居住支援について、協議しました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

居住支援協議会では、障がい者等の住宅確保について、入居の際には「人の見守りの必要性」を求められることなどが課題として挙げられています。課題解決となる居住支援のあり方を、関係所管と連携しながら引き続き協議・検討します。

| | |
|------|-----|
| 担当所管 | 住宅課 |
|------|-----|

まち 安心して生活できる社会基盤の整備

柱立て(1) 安心・安全なまちづくりの実現

まち 柱立て(1)－施策① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進

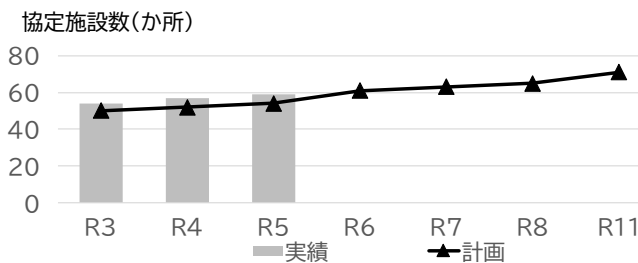
【活動指標1】福祉避難所協定締結施設数・福祉施設の割合

民間企業や自治体などと、大規模災害時の応急・復旧活動を円滑に進めるための災害協定を進めます。指標は、災害時に福祉避難所として開設することについて、災害協定を締結した区内施設数と、福祉避難所の個所数に占める福祉施設の割合です。

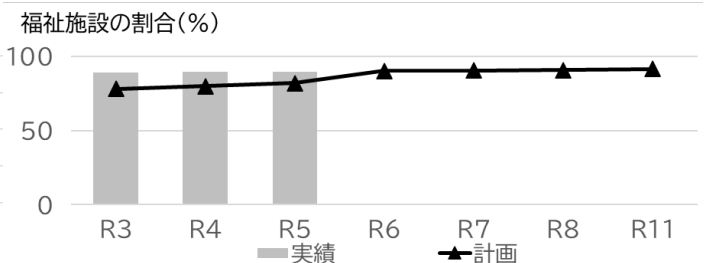
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|--------------|----|------------|------|------|-----------|------|------|------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 協定施設数(か所) | 計画 | 50 | 52 | 54 | 61 | 63 | 65 | 71 |
| | 実績 | 54 | 57 | 59 | - | - | - | - |
| うち福祉施設の割合(%) | 計画 | 78 | 80 | 82 | 90.2 | 90.5 | 90.8 | 91.5 |
| | 実績 | 88.9 | 89.5 | 89.8 | - | - | - | - |

1-1 福祉避難所協定締結施設数



1-2 福祉避難所協定締結施設に対する福祉施設の割合



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

計画的に福祉避難所の締結施設数の増加に取り組み、計画を上回りました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

引き続き、福祉避難所の協定締結先を増やすとともに、協定先施設職員とともに開設訓練を実施して、大規模災害時に備えます。

あわせて、令和6年1月に発生した能登半島地震における、被災から福祉避難所開設に至る状況や避難所運営の課題等を参考に、震災発生後のタイムラインや災害用備蓄の見直しを早期に進め、必要な対策を講じます。

担当所管 災害対策課・福祉管理課

まち 柱立て(1)－施策② 水害時個別避難計画の策定と必要な情報発信

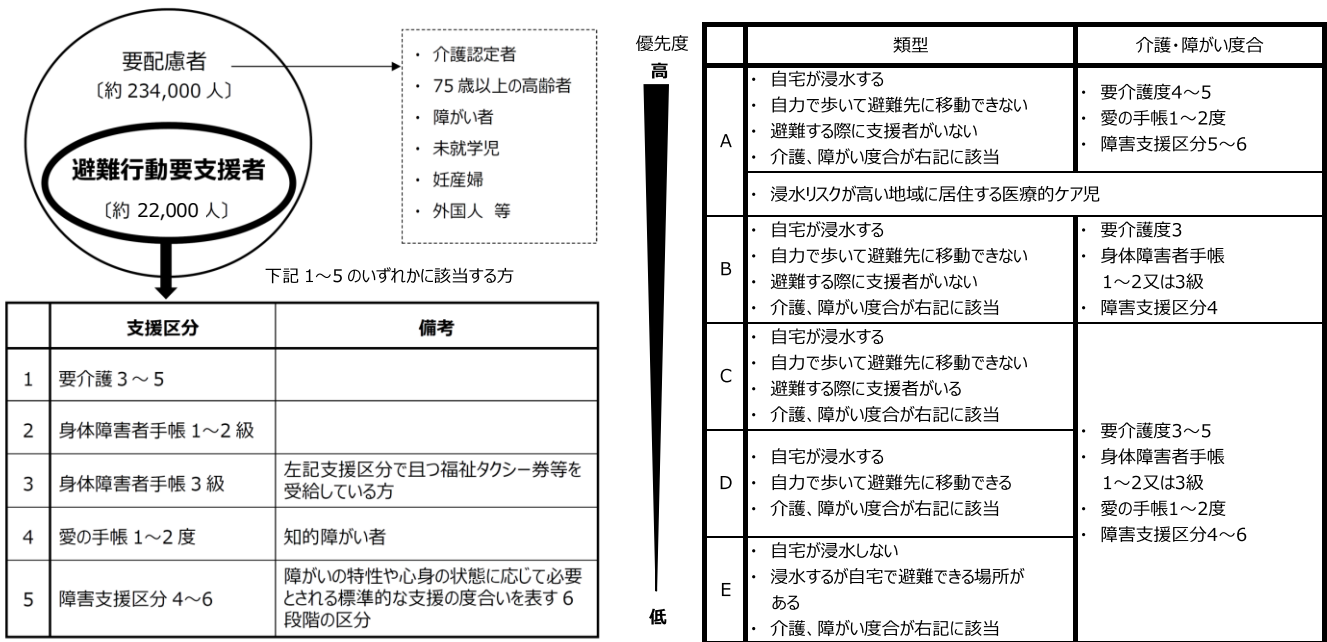
【活動指標1】水害時個別避難計画の作成率 **新規**

足立区では、令和元年東日本台風（台風第19号）での対応を踏まえ、水防体制再構築本部（令和4年4月1日から「水防体制推進本部」に名称変更）を設置し、水害に対する全庁的な検討をはじめました。

また、水防体制再構築本部に要支援者対策部会を立ち上げ、台風接近により河川の氾濫が予想される際、避難行動要支援者（要配慮者のうち災害時に自分一人では避難できず誰かからの支援を必要とする方）ごとに、いつ・誰が・どこに・どうやって避難を支援するのかを具体的に記載した、『個別避難計画書』の作成を進めています。

水害時タイムラインに基づき、正確な情報を避難行動要支援者に伝え、避難行動を開始してもらうことが課題であり、適宜避難所開設訓練や、個別避難計画に基づく避難訓練を実施しながら、引き続き課題の抽出とその解決策の検討を進めます。

避難行動要支援者のイメージ図と個別避難計画書を作成する優先区分



前期の取り組み内容（令和3～5年度）
災害時安否確認申出書返送者のうち、自宅の浸水リスクや自力避難の可否、支援者の有無、介護・障がいの度合いから優先区分を設定し、A・B区分および浸水リスクが高い地域に居住する医療的ケア児について、水害時個別避難計画書を策定し、避難訓練も実施しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）
令和5年11月に避難行動要支援者全員に災害時安否確認申出書を送付しました。返送があった方の中で新たにA・B区分該当となった方を1件ずつ訪問して計画を策定するとともに、C・D・E区分該当となった方へ自主的な作成支援を実施し、訓練を重ねながら災害に備えます。

担当所管 福祉管理課

まち 柱立て(1)－施策③ 障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくり

【活動指標1】治安が「良い」と感じる区民の割合

「美しいまち」は「安全なまち」を合言葉に、ビューティフル・ウィンドウズ運動を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが実感できる「安全で安心なまち足立」の実現に向け、地域総ぐるみで取り組んでいます。

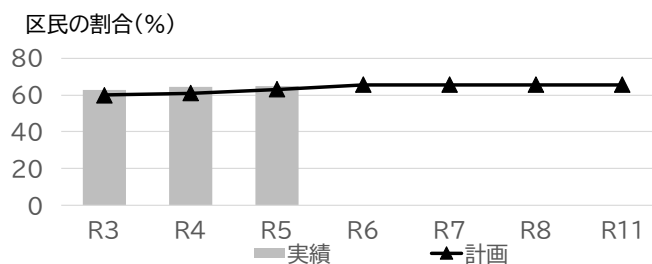
足立区政に関する世論調査で、治安が「良い」と回答した区民の割合を指標としています。

治安が良いと感じるために、刑法犯認知件数（警察が犯罪を認知した数）の減少に加え、治安が「良い」と感じる際の要因であるマナーについても、向上に向けて取り組んでいます。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|---------------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 治安が「良い」と感じる区民の割合(%) | 計画 | 60 | 61 | 63 | 66 | 66 | 66 | 66 |
| | 実績 | 63 | 65 | 65 | - | - | - | - |

1 治安が「良い」と感じる区民の割合



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

安全で安心なまちの実現に向けて取り組んだ結果、計画を上回りました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

安全で安心なまちの実現に向け、刑法犯認知件数が増加傾向の中で、治安が「良い」と感じる区民の割合を減少させないよう、「見せる防犯対策」を意識しながら各種施策を推進するとともに、マナー向上に向けた取り組みを実施して、体感治安のさらなる向上を目指します。

担当所管 危機管理課

柱立て(2) ユニバーサルデザインの視点から便利で快適な道路・交通網の整備
(都市基盤の整備)

まち 柱立て(2)－施策① スムーズに移動できる交通環境の整備

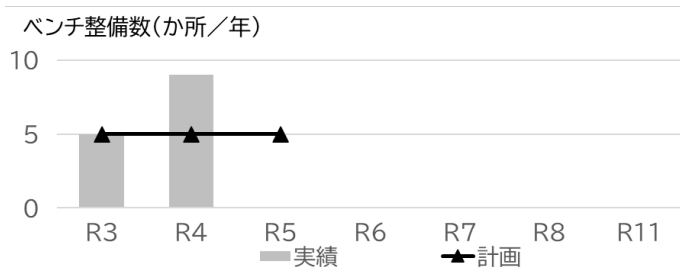
【活動指標1】コミュニティバスはるかぜバス停ベンチ整備数・点字ブロック整備数

はるかぜバス停におけるベンチ・点字ブロックの設置を行っています。

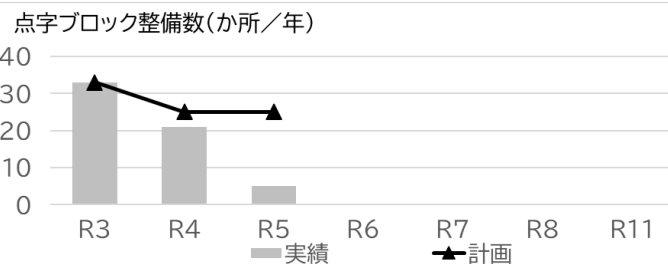
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|---------------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| ベンチ整備数 (か所/年) | 計画 | 5 | 5 | 5 | - | - | - | - |
| | 実績 | 5 | 9 | 0 | - | - | - | - |
| 点字ブロック整備数 (か所/年) | 計画 | 33 | 25 | 25 | - | - | - | - |
| | 実績 | 33 | 21 | 5 | - | - | - | - |

1-1 コミュニティバスはるかぜバス停
ベンチ整備数



1-2 コミュニティバスはるかぜバス停
点字ブロック整備数



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

- ベンチ 令和3年度5か所設置、令和4年度9か所設置、令和5年度は整備なし
※令和4年度までに歩道の有効幅員2m以上が確保できるすべてのはるかぜバス停にベンチを設置しました。
- 点字ブロック 令和3年度33か所、令和4年度21か所、令和5年度5か所
※令和5年度までに点字ブロックが設置可能なすべてのはるかぜバス停に設置しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

ベンチや点字ブロックが設置可能な既存のはるかぜバス停は、すべて設置が完了したことから、今後は、新しく整備される駅前交通広場を中心にベンチや点字の設置を行っていきます。また、既設のベンチや点字ブロックの老朽化に合わせて改修工事を行っていきます。
※北綾瀬駅、綾瀬駅の駅前交通広場は、ベンチや点字ブロックの設置を行う予定です。

担当所管 交通対策課

まち 柱立て(2)－施策② 安全に利用できる道路環境の整備

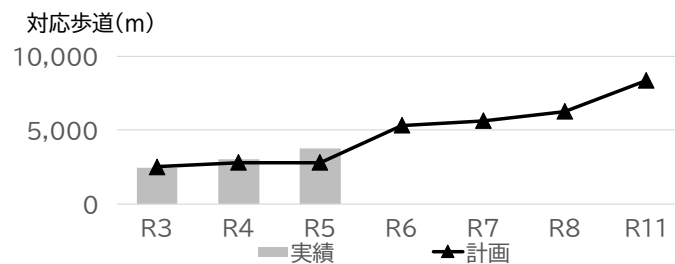
【活動指標1】バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長

ユニバーサルデザインに基づく安全な歩行空間の確保のために区内の道路のバリアフリー化を進める事業です。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|---------|----|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 対応歩道(m) | 計画 | 2,520 | 2,800 | 2,800 | 5,332 | 5,632 | 6,282 | 8,382 |
| | 実績 | 2,430 | 3,040 | 3,757 | - | - | - | - |

1 バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長



前期の取り組み内容 (令和3～5年度)

足立区バリアフリー地区別計画 (区役所周辺・花畑地区) に基づく歩道のバリアフリー化、歩行者自転車専用道の整備を行いました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針 (令和6～8年度)

足立区バリアフリー地区別計画 (花畑地区)、都市再生整備計画 (綾瀬・北綾瀬地区) に基づき、点字ブロックの設置・段差の解消等、安全に利用できる道路環境の整備を行います。

| | |
|------|-------|
| 担当所管 | 道路整備課 |
|------|-------|

まち 柱立て(2)－施策③ 安全な駅の整備

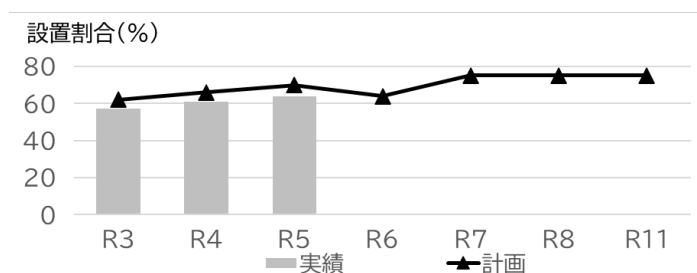
【活動指標1】ホームドアが設置されている区内駅の割合

駅のホームの縁端に設けられたホームと線路を仕切るドアであるホームドアは、各鉄道会社により計画的に設置が進んでいます。区内駅では現在、東武スカイツリーラインで設置工事が進められているとともに、既に日暮里・舎人ライナー、つくばエクスプレス、東京メトロ千代田線、JR常磐線等で設置されています。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|---------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 設置割合(%) | 計画 | 62 | 66 | 70 | 64 | 75 | 75 | 75 |
| | 実績 | 57 | 61 | 64 | - | - | - | - |

1 ホームドアが設置されている区内駅の割合



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

既に整備された駅に加えて、竹ノ塚駅にホームドアが設置され、五反野駅も令和6年3月中の使用開始予定で工事が進んでいます。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

まちづくりの動向等も踏まえて、各鉄道事業者へ早期整備の要請を続けます。
また、バリアフリー化の進んでいない東武スカイツリーライン堀切駅について、東武鉄道と今後の対応を協議します。

担当所管 都市建設課・障がい福祉課

まち 柱立て(2)－施策④ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

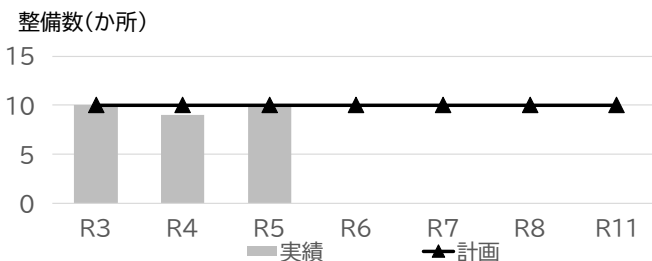
【活動指標1】ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備数・整備率

足立区ユニバーサルデザイン推進計画や各公共施設の整備計画に基づき、公共施設の新築及び大規模改修時には、全ての施設をユニバーサルデザインに配慮した施設として整備していきます。

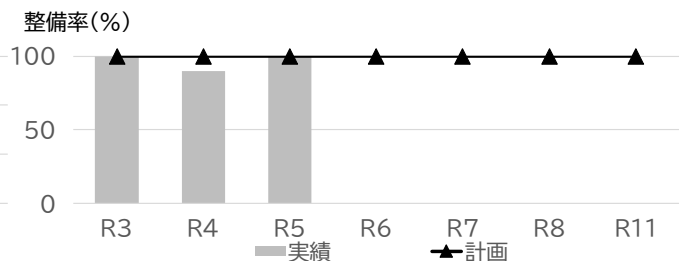
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|---------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 整備数(か所) | 計画 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 実績 | 10 | 9 | 10 | - | - | - | - |
| 整備率(%) | 計画 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 実績 | 100 | 90 | 100 | - | - | - | - |

1-1 ユニバーサルデザイン
またはバリアフリーに配慮した
公共施設の整備数



1-2 ユニバーサルデザイン
またはバリアフリーに配慮した
公共施設の整備率



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

令和3年度単年度で公共建築物10施設の整備が行われまた、令和4年度単年度で公共建築物9施設の整備が行われました。整備数としては計画を下回っていますが、設計業務を複数の施設で実施したことにより、令和5年度以降さらなるバリアフリー整備が見込まれます。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

新築の道路や建物への対応に限らず、現状を改善するためのバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備を引き続き行います。
令和6年度以降の計画値については、令和4年度までの実績および令和5年度の中期財政計画等による見込みから設定しました。

担当所管 都市建設課

区 協創を基盤とした共生社会の実現

柱立て(1) 地域における精神保健医療体制の基盤整備

区 柱立て(1)－施策① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

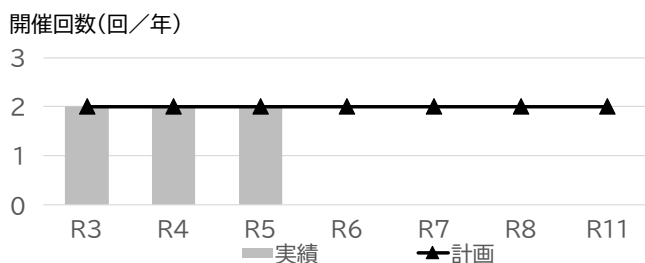
【活動指標1】 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・参加者数

保健、医療、福祉関係者等で構成する足立区地域自立支援協議会精神医療部会では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」をテーマとして、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように協議をしています。

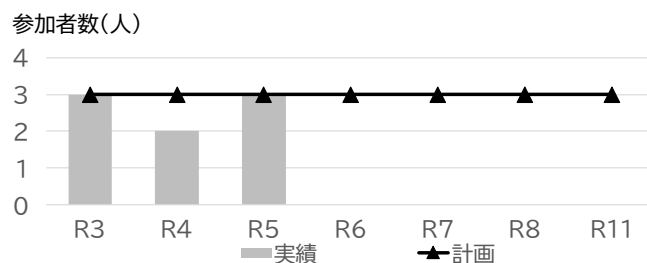
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|---------------------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 開催回数(回/年) | 計画 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 2 | 2 | 2 | - | - | - | - |
| 保健関係者の参加者数(人) | 計画 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 3 | 2 | 3 | - | - | - | - |
| 精神科医療関係者の参加者数(人) | 計画 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 実績 | 5 | 5 | 5 | - | - | - | - |
| 精神科以外の医療関係者の参加者数(人) | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - | - |
| 福祉関係者の参加者数(人) | 計画 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 3 | 3 | 3 | - | - | - | - |
| 介護関係者の参加者数(人) | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - | - |
| 当事者の参加者数(人) | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - | - |
| 家族関係者の参加者数(人) | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - | - |

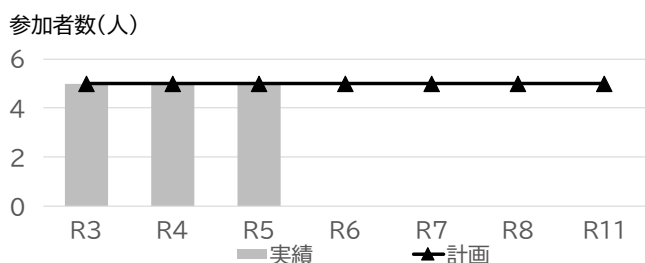
1-1 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数



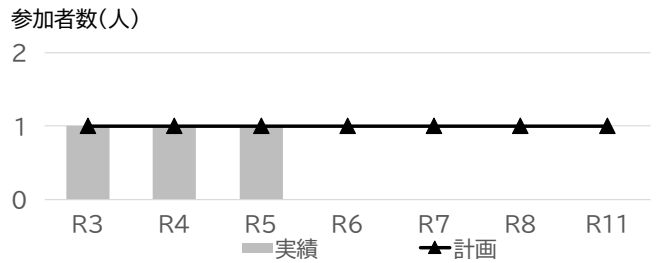
1-2 保健、医療・福祉関係者による協議の場の保健関係者の参加者数



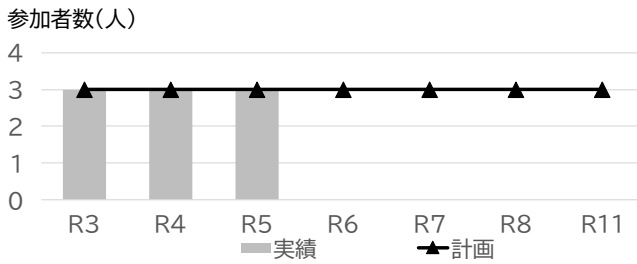
1-3 保健、医療・福祉関係者による協議の場の精神科医療関係者の参加者数



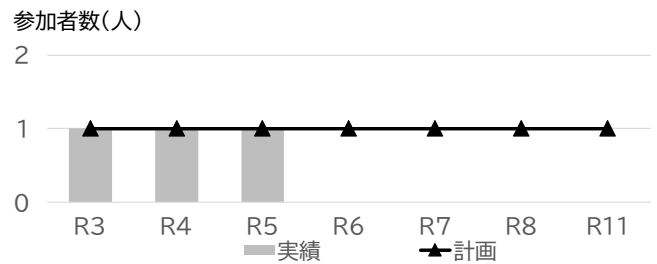
1-4 保健、医療・福祉関係者による協議の場の精神科以外の医療関係者の参加者数



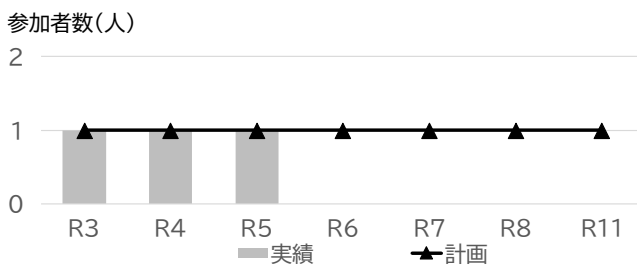
1-5 保健、医療・福祉関係者による
協議の場の福祉関係者の参加者数



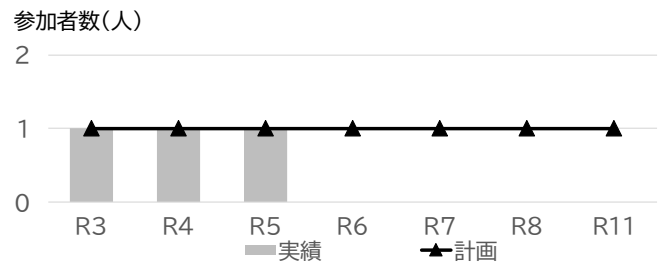
1-6 保健、医療・福祉関係者による
協議の場の介護関係者の参加者数



1-7 保健、医療・福祉関係者による
協議の場の当事者の参加者数



1-8 保健、医療・福祉関係者による
協議の場の家族関係者の参加者数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

「精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築」に向けて立ち上げたワーキンググループでの地域アセスメント等の検討結果を踏まえながら、意見交換を実施し、課題を抽出しました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

各分野からの参加により協議することを国から求められていることから、目標値が固定されています。前期で明らかになった課題の中から、住宅確保の問題を中心に、関係機関と検討していきます。引き続き、参加者それぞれの立場から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のため、地域課題解決に向けたしくみづくりを協議していきます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

区 柱立て(1)－施策① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

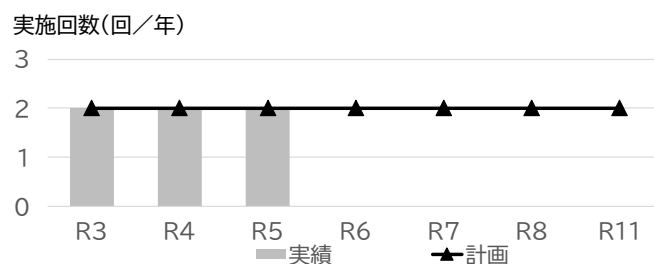
【活動指標2】保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数

精神障がい者が地域で生活する上で困難さを感じることについて、足立区地域自立支援協議会精神医療部会の中で課題を整理し、解決に向けた道筋を協議しています。協議の中で住宅確保の問題等の地域課題解決の目標を設定し、その振り返りを精神医療部会で行います。

実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|-----------|----|------------|----|----|-----------|----|----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 実施回数(回/年) | 計画 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 2 | 2 | 2 | - | - | - | - |

2 保健、医療・福祉関係者による協議の場における
目標設定および評価の実施回数



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

「精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築」にかかるワーキンググループでの事例検討から抽出された地域課題を踏まえ、自立支援協議会精神医療部会において、地域ビジョン（地域のあるべき姿）へ向けた実現のための取り組む内容および目標を設定しました。

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の設定目標について評価を実施していきます。また、新たに取り組む内容や目標についても協議していきます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) こども・若者の権利が守られる社会の構築

区 柱立て(2)－施策① SOSを見逃さず、支援につなげるしくみづくり

【活動指標1】ヤングケアラーに関する情報共有と関係機関の連携 **新規**

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。子どもが家事や家族の世話をすることは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本来なら享受できたはずの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

本計画策定のために、令和4年度に実施したアンケート調査から、障がい児・者の家族である未成年者のうち、障がい者の家族の4.1%、障がい児の家族の25.8%が、何らかの介護等をしていることがわかりました。

まわりの人が気付き、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思えるようになります。

区としては、令和4年3月に「子どもが子どもでいられる街に。みんなでヤングケアラーを支える社会を目指して」というホームページを公式サイト内に開設し、ヤングケアラーに関する相談窓口として、こども家庭支援課の「こどもと家庭の相談」を利用されるよう周知しています。

ヤングケアラーの対策は、状況を把握することと、把握した情報を高齢・障がい・保健所等につなぐことで、本人および家族が必要とするサービスの利用につながるような体制を構築することが重要です。

現在、重層的支援体制整備事業として検討している「福祉まるごと相談」においても、ヤングケアラーを含む複合的な課題を把握し、多機関連携で解決につなぐモデルを構築し、展開することをめざします。

前期の取り組み内容（令和3～5年度）

要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーの個別の状況に応じて必要な機関と情報を共有するよう努めてきました。



今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

ヤングケアラーの支援については、「本人の意向に沿う」支援が求められます。引き続き要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の発見、支援、予防、保護と要支援児童やその保護者を支援します。ヤングケアラーの個別の状況に応じて必要な機関と情報を共有し、本人およびケアを受ける側の家族の考えや思いに寄り添いながら支援できるように、各機関の連携と役割分担での確な支援に取り組めます。

担当所管

こども家庭支援課

区 柱立て(2)－施策① SOSを見逃さず、支援につなげるしくみづくり

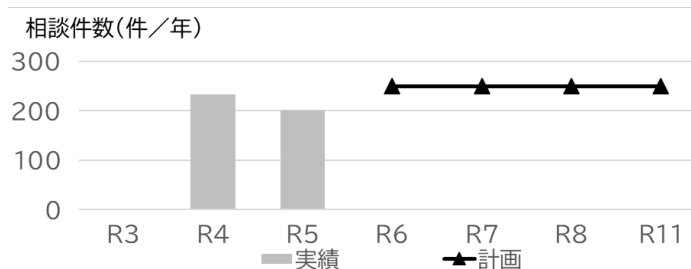
【活動指標2】あだち若者サポートテラス（SODA）相談件数 **新規**

令和4年7月にあだち若者サポートテラス（SODA）を開設しました。障がいの有無にかかわらず、若者のメンタルヘルスに関する悩みなど、さまざまな困りごとについての早期相談・支援窓口で、精神科医・精神保健福祉士・公認心理師による専門チームが、それぞれの課題解決に向けてサポートします。

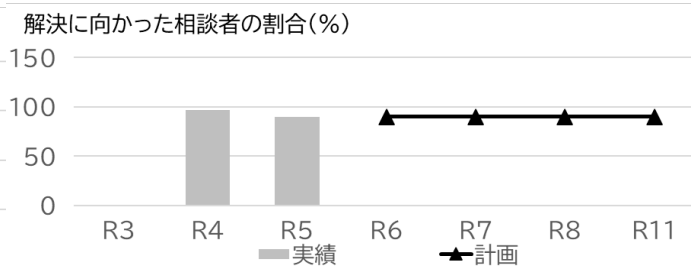
実績及び計画

| | | 実績(R5は見込み) | | | 第7期・第3期計画 | | | 最終 |
|------------------|----|------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R11 |
| 相談件数(件/年) | 計画 | - | - | - | 250 | 250 | 250 | 250 |
| | 実績 | - | 233 | 200 | - | - | - | - |
| 解決に向かった相談者の割合(%) | 計画 | - | - | - | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 実績 | - | 97 | 90 | - | - | - | - |

2-1 あだち若者サポートテラス相談件数



2-2 相談して解決に向かった相談者の割合



前期の取り組み内容（令和3～5年度）

（新規活動指標のため障がい福祉計画に位置付けた取り組みなし）

今期の目標値と区民ニーズへの充足状況、取り組み方針（令和6～8年度）

相談件数は、施設の広さの関係で年250件が最大のため、それを目標値としていますが、より多くの若者が相談できるよう受け入れ体制を拡充するとともに、各関係機関と連携し、課題解決に向けた適切な支援を行います。

担当所管

子どもの貧困対策・若年者支援課

第7章 資料

1 障がい関連基礎データ

第7章 資料

1 障がい関連基礎データ

第7章 資料

1 障がい関連基礎データ

足立区 障がい者計画

あだちノーマライゼーション推進プランⅣ

(令和6年度から11年度まで)

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

(令和6年度から8年度まで)

令和6年3月発行

発 行 足立区

編 集 足立区 福祉部 障がい福祉課
衛生部 中央本町地域・保健総合支援課

足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5407(直通)

印 刷 株式会社地域計画連合

東京都豊島区北大塚2-24-5

ステーションフロントタワー2階